

第3章 安政東海地震・安政南海地震の 災害教訓例

第1節 下田港の被害と復興〔北原〕

1. 安政東海地震の津波被害と救済

ここでは安政元（1854）年11月4日に発生した安政東海地震津波で最も被害を受けた事例として下田港を取り上げる。自然災害による被害は、それぞれの地域の立地、地形特性、人口密度、都市あるいは農村の社会的発達度に応じて受けた被害の様相や度合いも異なるから、一概に下田港の被害をもって、安政東海地震の被害を代表させるわけにはいかない。しかし、この時期の社会情勢を極めて色濃く反映させた下田港における災害対応のあり方は、災害による社会的危機と黒船到来が引き起こした国家的危機とはどのように関連していたのか、あるいは社会の各階層にこの災害がどのように認識され、どちらの危機が優先的に処理されていたのか、ここでは他に求めることのできない多くの問題を孕んで興味深い事例が展開した。そこで、下田港の被害と復興、そして「交易」の舞台が横浜に移ってからの下田のその後を取り上げることで、この時期、日本が遭遇していたさまざまな危機の中で、自然災害への対応と社会変動との関係を知る好個の例として考えることにしたい。また、下田は関東大震災、チリ津波でも津波襲来の体験をした津波常襲地帯でもある。来るべき災害にどのように対応するのも緊急の課題である。

本節では以下のような点について述べる。

第1項では、下田港の歴史的位置を述べる。元和元（1615）年に家康の関東政権確立と海上権把握のため、下田港に大浦番所が設けられ、幕府代官の支配するところとなって以来、18世紀初頭（1720年）まで下田奉行支配下に置かれた。しかし、関東政権の安定とともに、国内的には軍事的制圧は不必要となり、下田奉行の廃止、大浦番所が廃止された。しかしながら、外国船の渡来が頻々と発生するに及び、再び下田奉行が復活するのは、水野忠邦の主導する天保改革期の天保13（1842）年であった。この改革政治にめぐる幕府政治の内紛で、再び海防問題が後退、わずか1年足らずで下田奉行は廃止、下田は浦賀奉行の管轄下に置かれた。ここで述べる下田港はこれ以後の対外的緊張期の幕末における下田港である。

第2項では、津波襲来や下田港壊滅の様子を当時の体験談を整理して、地震に次いで第1波の津波がいつ頃来襲したのか、第2波はどうであったのかなどを分析する。津波襲来時にロシア使節の一員として下田に滞在していた画家モジャエスキーによる津波前後の下田湾の様子を描いた絵図から、津波の様子を想像して見ることにしたい。しかしながら、津波でほとんどの家が流失した下田港であったにもかかわらず、外交交渉は中断することなく、続行された。

第3項では、下田が幕末の外交史上短い一時期のみ登場し、その最中に津波で街並みのほと

んどが壊滅するという事態に追い込まれるが、幕府の救済もまた逸早く立ち上げられた。その実態を見ることにしたい。

第4項では、中断することなく続けられた外交交渉と、幕府による復興資金の投入とは同時並行であった。異例の復興資金は外交交渉と深く関わっていたからである。その経過を追う。

第5項では、おわりに外交史の舞台から降りた下田港について述べるとともに、災害復興がもたらした下田における変化とは何であったのかを述べる。

2. 下田を襲った江戸時代の津波

安政東海地震による下田港の被害は875軒のうち、871軒が被害を受けた。実に99.5%、まさに全戸に及ぶといってもよい大被害であった。下田町総人口3,851人のうち死者は99人とされている。幕府からの出張役人のうち足軽などで行方不明のもの、あるいは他からの流入人口をあわせると、122人という数値が挙げられている。流失家屋841軒、半壊30軒（計871軒）、無事であった家はたったの4軒に過ぎなかった。下田町内犠牲者の数99人というのは、家屋被害に比べ、相対的に少ないといえるだろう。これには、震源からの距離、津波の到達時間、それに町の立地、地形など自然的条件のほか、港町としての伝統のある下田における過去の大災害の経験が影響していると考えてよいかもしれない。

表3-1 江戸時代の下田奉行支配地津波被害

【出典：『大震津波二付 裁頂お見舞其外控』、下田市史編纂室蔵】

和暦	年月	総家数	被害戸	内（流失）	内（半潰）	流死人	破損船	総人数	備考
元禄16年	10月22日		492軒	332軒	160軒	21人	81艘		
宝永4年	10月4日		912軒	857軒	55軒	11人	97艘		
安政元年	11月4日	下田町	871軒	841軒	30軒	99人	30艘	3851人	4軒無事

表3-1には、下田町が元禄16（1703）年と宝永4（1707）年に2度の大被害を受け、町の大半の家屋が流失する経験を経ていることが示されている。なお、この時期を遡ること1世紀以前の慶長9（1605）年にも津波に襲われたとされているが、被害の規模、そのほかの詳しいことは不明である。

18世紀初頭のこの2つの災害は太平洋沿岸を襲い、各地に甚大な被害をもたらした。他の地域のこれらの津波による死者の数などを勘案しても、下田における流失家屋に対する死者の数は相対的に少ないといえる。その理由が、町自体が下田湾の奥に位置して、ほんの数分とはいえ、津波襲来察知に有利な時間的余裕がもたらした結果なのか、あるいは過去の津波被害の経験から教訓がいかされているのかは断定できない。しかし、津波の襲撃を緩和し、直接町中への波を防ぐ力に多少とも与ったと推定されるのは、寛永20（1643）年から正保2（1645）年の足掛け3年を要して築かれた浪除堤の存在である。現在も堤の一部は約2mの高さで残されている（写真3-1）。



写真3-1 現在の下田堤【2004年北原撮影】

下田には当初、西国から江戸湾に入る船を監視する番所が山ひとつ隔てた大浦に置かれ、元和2（1616）年に下田奉行が配置された。このため、下田港は奉行の管轄下に置かれた。また、元和～寛永13期（1615～1636年）の江戸城石垣用の伊豆石積出港として諸藩による石切り出しが行われた。このため、伊豆石の積み出しを監督する幕府船奉行などの出張が相次ぎ、城郭建築が盛んな17世紀前半までには、下田はその中心的湊として繁栄した。浪除けのこの長大な石垣堤が築かれたのは、江戸城の修築ブームがほぼ終了した時期にあっている。なお、この浪除堤は、町を流れる稲生沢川の改修と湊の補修を兼ねて、高さ2丈（6m）、長さ6丁半（708.5m）が下田奉行今村伝四郎（2代目）の私費を持って行われたという。正保2年に下田町の町役人らによって建てられた顕彰碑にこのことが記されている（『下田年中行事』、600～602頁）。これは、高潮から漁船を守り、下田港への停泊の安定を図るという下田奉行としての責務の一環でもあったと思われる。

この堤は、元禄16（1703）年の津波によってこの浪除堤が壊れ、985両で幕府による修復が行われている。また、宝永4（1707）年の津波でも壊れ、記録が失われて修復金額は不明だが、幕府による普請事業が行われたという。享保19（1734）年の大雨洪水では680両の修復金を要する普請工事が幕府出資で行われた。その後も連年の洪水、高潮などによる被害の修復が、幕府の援助あるいは自前の普請工事で修築されてきた歴史を持っている（『下田年中行事』、569～560頁）。安政東海地震のときにも町を水害から守る役割を担うこの堤は壊れた。

3. 安政東海地震の津波襲来の状況

津波による浸水域は、図3-1に示されるような範囲と推定されている。津波高は町の中心部に高低差があるので、場所によって津波高は1～2mの差異があるが、平均して4.5～6.0m

に達していた。

下田はこのとき、よく知られているように、日本の外交交渉の中心舞台であった。ペリーが浦賀で日米和親条約を3月3日に強行に締結させ、開港場とされた下田では5月25日了仙寺において和親条約付録の調印を了え、6月2日に下田を出航した。しかし、半年も経ないうちに、今度はロシア船ディアナ号が10月14日下田入航、11月3日には第1回対露交渉が下田福泉寺において開かれた。その翌日4日朝8時過ぎ～10時前頃（発生時刻は資料により区々）、津波が来襲したのである。したがって、幕府要職にある役人の記録、ロシア側の記録など、津波に関する記述が多く残されることになった。

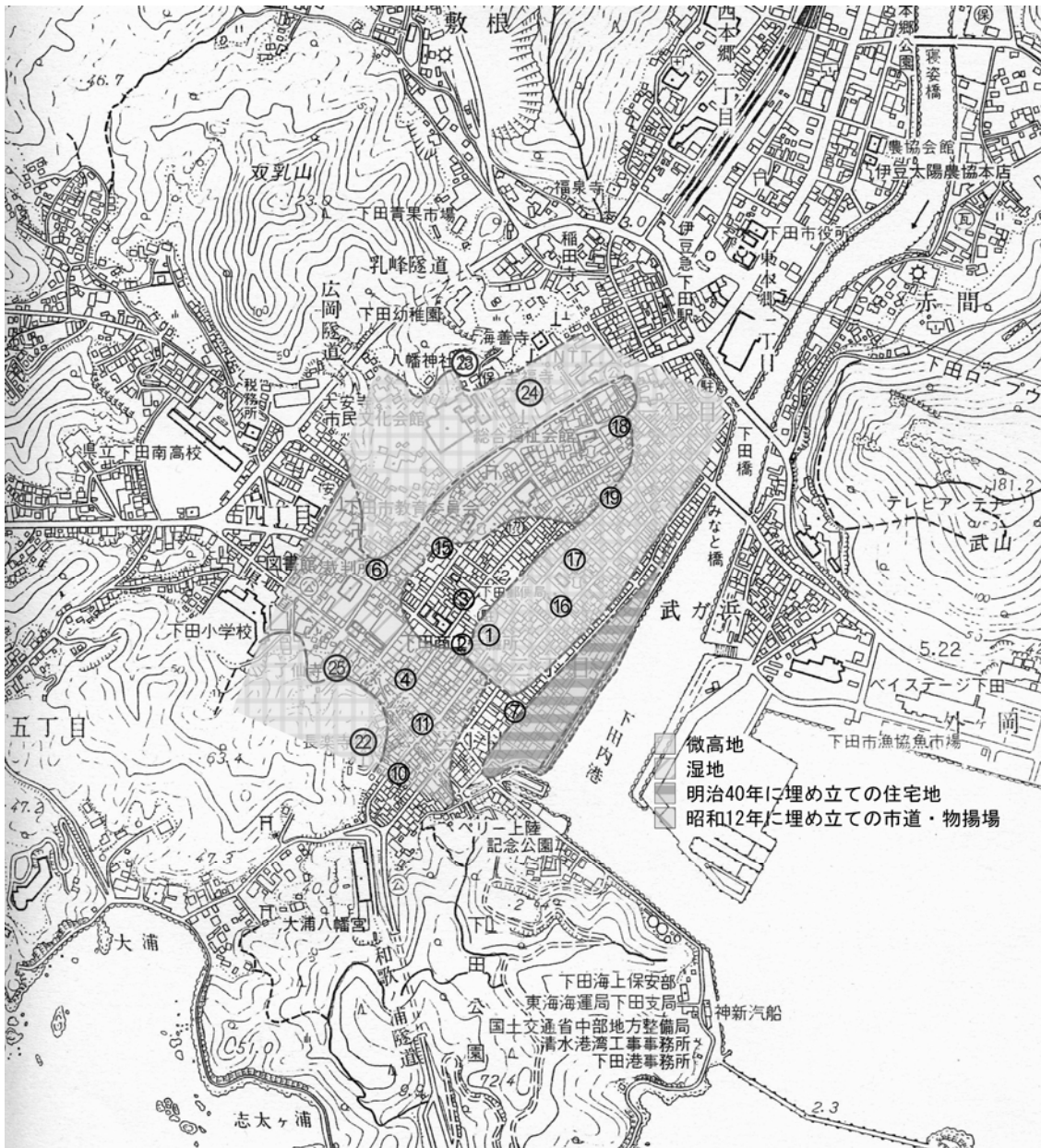


図3-1 下田津波浸水域【表3-2をもとに作成】

注) ○番号は表3-2のNo. 番号の位置。

表3-2 下田津波浸水域【出典：国立防災科学センターで実施した「諸御用日記、二番、安政二年四月四日」記載の地名と現地名との照合結果を下田郷土史研究会の土橋一徳氏が訂正したもの】
注) No. 22~25は一般に知られる言い伝え。平成15年9月18日確認。

No.	「日記」記載内容	現況	地盤高(m)	推定水位(m)	備考
1	八尺八寸 伊勢町 半田屋	2-11-12付近	2.1	4.8	うすい洋品店
2	六尺貳寸 伊勢町 徳二郎	2-11-24付近			フジタP付近
3	八尺貳寸 式丁目 樽屋弥助	2-12-10付近	2.7	5.2	石原寿夫付近
4	五尺九寸 弥二川 山田屋源四郎	3-2-12付近	2.0	2.8	飛田肉店付近
5	六尺四寸 上田町 大坂屋平兵衛	不明			
6	五尺壹寸 岡 方 才可や善助	4-6-9付近	3.1	4.6	蓬莱館
7	壹丈壹尺 大工町 町土蔵	3-5-5付近	1.5	4.8	土藤商店倉庫
8	八尺貳寸 坂下町 七兵衛	〇〇稲荷の下	>2	>4.5	
9	五尺 七軒町 喜兵衛	3-14-23付近			
10	壹丈壹尺 長楽寺下七軒町持土蔵	3-14-26付近			
11	壹丈八寸 森屋半兵衛	3-10-7付近	2.0	5.3	竹の家
12	四尺五寸 吉佐美出口 船屋藤八	不明			
13	六尺九寸 岡方中程 土屋半兵衛	不明			折戸の辺りか？
14	六尺壹寸 木挽甚七				
15	九尺九寸 小澤七平 (中原町)	2-13-4付近			ヒカリ薬局付近
16	壹丈六尺 綿屋吉兵衛 (〃)	2-4-26付近	1.7	6.5	下田郵便局付近
17	九尺貳寸 香取屋傳八	2-4-31付近	2.0	4.8	セキグチ薬局
18	八尺 西川彦太郎	1-11-26付近			なかがわP付近
19	六尺五寸 橋本源兵衛	1-20-8付近			キク薬局P付近
20	四尺八寸 原田屋藤右衛	不明			
21	八尺 綿屋別宅	不明			
22	長楽寺石段の4段目	参道の石段			
23	八幡神社の石段3段目	当時の石段でないがほぼ同じ			
24	宝福寺本堂唐紙 (現在は無い)	宝福寺		4.67	写真から推測可
25	了仙寺本堂柱の傷	了仙寺			6丁櫓船が衝突した

体験談1.

このときの津波襲来の模様を、ロシア応接掛として下田に出張し、プチャーチンとの交渉団の一員に加わった村垣淡路守^{のりまさ}は、次のように記している。なお、引用文は、読みやすいように、漢字などを書き直している。

①四つ時(午前10時)少々前、よほどの地震あり、・・・作州旅宿(稲田寺)など石塔皆倒る、自分旅宿(長楽寺)ばかり石山故か至って軽し、②右地震済みて間もなく・・・津波の由に付き、ご朱印を持ち、本堂へ出候へば、はや市中人家の中へ四、五百石積位の船、二、三艘走り込み、門前町へ水来たり候間、本堂脇秋葉社有之山へ登り一見之所、③一旦引候様子にて、④程なく二度目の津波押来る、勢い恐ろしく、たちまちに波戸押崩し、千軒余の人家片はしより将棋倒しの如く、この方旅宿門石坂半迄来る、⑤黒煙を立て、船を押し込め、家の崩れるさま、人々叫び、地獄もかくやと思うばかり、⑥引波になり、大家小家蔵なども皆押し流し、過半海中へ出る頃、又押し来たり、それより⑦九時(12時)過迄凡そ七、八度も押し来る、二度殊に甚しく、一時に下田町野原となる、・・・九時過漸く落ち付く (『村垣淡路守公務日記』『大日本古文書 幕末外国関係文書』付録4巻、442~443頁、○番号は引用者)

津波襲来の様子が順をおって的確に記されていると思われるので、文中に番号を付けた。それを摘記すると、下田への津波襲来は次のようであったことがわかる。

- ① 朝10時少し前に地震があった
- ② 地震から間もなく、津波がきた、市中人家の中へ400、500石の船が2、3艘押し寄せた
- ③ 一旦引波となった
- ④ 2度目の津波が勢いよく襲来し、千軒の家は将棋倒しになった。この第2波が一番激しく、下田は野原と化した
- ⑤ 黒煙が立ち、船が押し寄せ、家が倒れ、人々の叫ぶさまは地獄のようだ
- ⑥ 引き波になって、倒れた家などはすべて海へ押し流され、また押し返された
- ⑦ 12時頃まで7、8回、押し波、引き波が繰り返し、漸く、落ち着いた

なお、村垣の宿所長楽寺は小高い山際にあつて、津波は門前の石段の半ばまで来たが、津波の被害は受けなかった（図3-1）。

体験談2 さいえもんのかよとしあきら 川路左衛門尉聖謨

五つ時（午前8時）過大地震にて、壁破れ候間、表の広場へ出る。生まれてはじめての事也。②寺（泰平寺）の石塔、その外灯笼など、みな倒れたり。③間もなくつなみ也とて、市中大騒ぎ也。中村為弥（勘定組頭）来り、早々立のきの事申す也。・・・一同にて、④六、七町（650～760m）ばかり逃げて、大安寺山へ四分通り上り、見居り候処、はや田面へ潮押し来りたり。間も無く市中土煙立ちてけしからず騒ぐ也。火事かとみる間に、⑤大荒浪田面へ押し来り、人家の崩れ、大船帆はしらを立てながら、飛ぶが如くに田面へドット来たる体、おそろしとも何とも申すべき体なし。・・・（川路聖謨著、藤井貞文・川田貞夫校注『長崎日記・下田日記』東洋文庫、151頁、○番号引用者）

川路の日記は、任地の出来事を家族に知らせる目的で書かれたという。私事ばかりではなく、公務についても、率直に記述され、幕末の息詰まるようなロシアとの交渉を描き、日記中の白眉とされているものの1つである。川路による津波襲来の様子を列挙すると以下のようなものである。

- ① 午前8時過ぎに大地震があり、壁が破れたので、表の広場にでた
- ② 宿所にしている泰平寺の石塔や灯笼がすべて倒れた
- ③ 津波だといって、市中が大騒ぎをしていた
- ④ 650～760mばかり逃げ、大安寺山に登って、下を見ると、津波が押し寄せ、市中は土煙を上げ、大騒ぎとなっていた
- ⑤ 大波が押し寄せ、人家は崩れ、大船が飛ぶように早く波に押されてドット浸入した

川路の津波襲来の記述と上記の村垣の記述を突きあわせても、時間の記録が5つ時過ぎか4つ時前かの違いがあるほかは、寺の墓石などが倒れるほどの地震があつて、ややしばらくしてから、津波が襲来した。第1波で市中の家は土煙を上げて倒れた。第2波は更に激しく市中を襲い、大船が押し込み、人家が崩れたことは共通している。引き波があつたことや、正午ぐらいまで7、8回津波が襲来して終息したことなどは村垣の記述で把握できる。

体験談3. ロシア司祭長ワシーリ・マホフの記録

では、ロシア側では、この津波はどのように記録されていたのだろうか。ディアナ号に乗船した司祭ワシーリ・マホフが『フレガート・ディアナ号航海誌』（ペテルブルグ、1867）に記述されている内容は以下のとおりである。

12月8日からは条約に関する交渉が支障なく始まった。私たち全員上陸して下田の町に入ることが許された。・・・12月11日の土曜日、朝からすばらしい天気であった。・・・私たちがお茶を飲み始めた①朝の9時、突然艦全体が激しく揺り動かされた。私はこのとき中将（プチャーチン）の船室にいた。コップの中のスプーンがガチャガチャと鳴り、テーブルが揺れ、ベンチは椅子は船室の中をあちこち転げまわった。・・・中将は急いで船室から上甲板に上がったが、海と陸の表面には、目に見えるような恐ろしい動きは全然見られなかった。②振動は1分か2分で、やがて艦はだんだんと平静に戻っていった。中将は士官集会室に行って、これは、日本でしばしば起こり、大なり小なりの結果をもたらす地震であることを説明した。それから地震の間に中断されていた水平の通常業務は順調に再開されたが、上甲板からは、③海水が異常な速さで海岸に押し寄せていることが同時に知らされた。・・・海水は海底から吹き出して、釜の中で煮えたぎって見えるかのようなようであった。浪が渦巻いて逆立ち、飛沫となって飛び散った。大浪が次々と高くなり、異常な音を立てて怒り狂い、だんだんと海水を駆り立てて岸を浸し、たちまち陸地を浸していった。海岸にあった日本の小舟はねじ曲げられ、四方八方に散らされた。④ますます水位が高くなって（3サージェンまで）家並を浸して覆い洗った。⑤更に波は、水かさがふえたことに満足したかのようにすばやく海の方へ戻って行き、壊れた家や人間までもさらって行った！一瞬のうちに、湾には丸太や小舟、藁屑や着物、屍体、板や、木片につかまって生命を守っている人々などがいっしょくたにあふれてしまった。・・・（本資料は、下田市から提供された「東海・東南海地震研究会視察資料」（平成15年10月23日編集）による。）

司祭の記録の中から、津波の様子について記述している箇所に○番号を付した。これを抜き書きすると、

- ① 地震が9時頃発生、艦全体が激しく揺れた
- ② 地震動は1～2分で、平静にもどった
- ③ しばらくして、海水が異常な速さで、海底から吹き出し、浪で渦巻いて海岸に押し寄せた
- ④ 3サージェン（1サージェンは2.134m、したがって6 m40cmほど）の高さの津波が町を襲った
- ⑤ 引き波で、壊れた家や人をさらい、湾内は、流された材木、舟、藁屑、着物、死体に交じって、材木につかまって流されまいとしている人などで溢れた

更に、司祭の記録は、ディアナ号が遭難したときの様子を次のように伝えている。

⑥ 震動が始まったとき（10時5分）、艦は水を引いたり急に押し寄せたりするのに応じて、上がったたり下がったりした。まるで渦巻の中に投げ込まれた木片のように、艦は回転し、引き裂かれ、打ち叩かれた。索具は音を立てて裂け、舷側は切れ、船体は右に左に大きく傾いた。私たちは恐ろしさのあまり身動きもできなかった！・・・だが、⑦続いて海水がどっと押し寄

せ、艦のカッターは渦巻に巻き込まれ、荒々しいなりを上げて町の方にさらわれていった。
⑧最初の大浪が町の方へ行って十分も立たないうちに、第2の大浪が更に大きく海の方へ巻き返して来た。私たちの眼前にあった町——下田が消え失せた。・・・この記述は、津波に襲われる海上のディアナ号船上にいた司祭によるものである。

⑥ 津波によって、艦が上下に震動し始めたのは、10時5分であった

⑦ ディアナ号は津波にさらわれ、町の方へ引き寄せられた。

⑧ それから10分もしないうちに、第2波の大波が海の方から巻き返ってきて、町をすっかりさらった。

ディアナ号艦上で経験した津波について、時系列に注目すると、9時頃地震があり、10時過ぎに津波の第1波が下田湾に襲来、更に大きな第2波が10分後に襲来した。この波で下田の町はすっかり波に引かれ、跡形もなくなったという情景が浮かび上がる。

この情景は、村垣や川路の記述と矛盾しない。地震後、約1時間ほどして第1波の津波が襲来したらしいこと、続いて第2の大波が押し寄せ、壊れた家も人もさらい、海に投げ出し、湾内の海には材木や人が浮かび大混乱という津波災害の全体像が捉えられる。

この後、ディアナ号は津波に錨を抜かれ、湾内を漂い、旋回し、海上に漂う小舟に衝突、破壊しながら、岩にぶつかる寸前で傾き、また復元し、また傾くという状態を繰り返した。

ディアナ号に同乗した艦隊付の画家モジャエスキーが津波に襲われた下田湾を描いた絵がある。津波前、津波襲来、津波後の下田湾の様子を描いた3点である。原画はロシア海軍博物館のものであるが、海軍博物館の許可を得て、下田市教育委員会から借用したネガから複写したものである（図3-2、3-3、3-4）。



図3-2 モジャエスキーの絵図、津波来襲前の下田港【ロシア海軍博物館蔵】



図3-3 モジャエスキーの絵図、津波来襲前時の下田港【ロシア海軍博物館蔵】

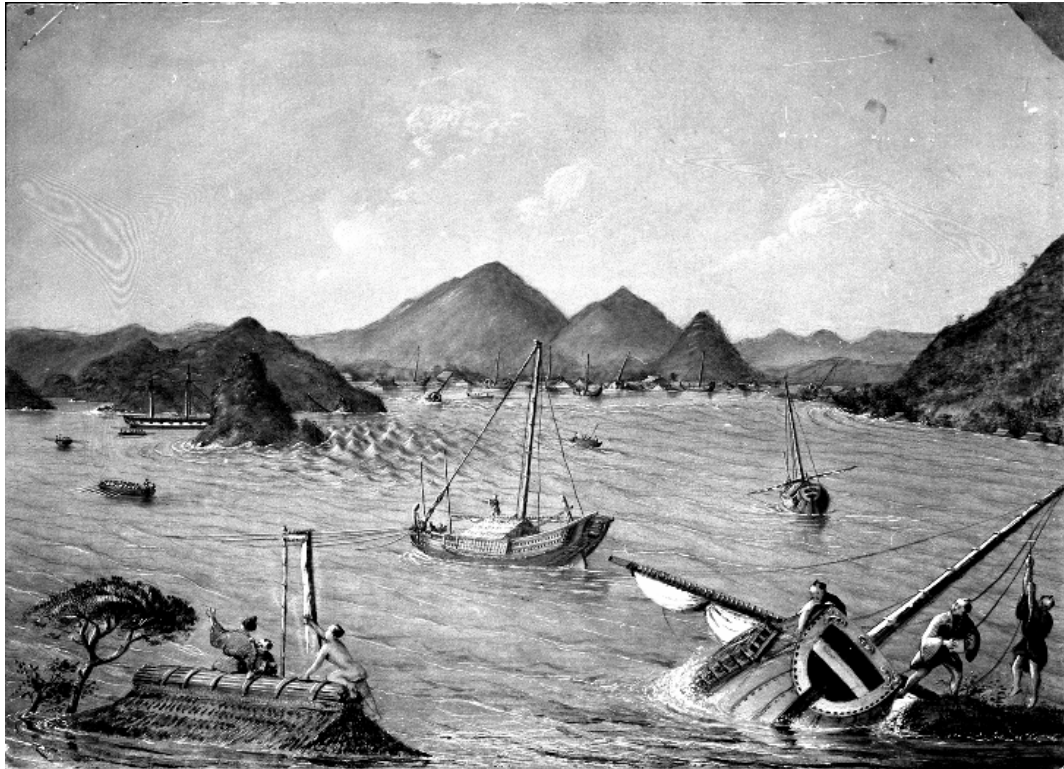


図3-4 モジャエスキーの絵図、津波来襲後の下田港【ロシア海軍博物館蔵】

なお、津波学におけるこの安政東海地震津波の陸上での挙動について、以下の研究成果が示されている。羽鳥徳太郎は浸水記録をもとに浸入した津波高を復元し(図3-5)、①市街地の中心部と南側の山際で6 m以上、②市中は概ね3~4 m、③南部の七軒町、坂下町、大浦では6 mに達していた、④被害が軽かったのは、津波がゆっくり上がり、流速が小さかったと推定している。また、既に見た体験談1~3の事例のいずれもが、大小船の遡上を指摘しているが、これについては、羽鳥は稲生沢川では大きな流速で家屋流失、船舶の漂流が猛威を振ったのであろうと推測している(羽鳥徳太郎「静岡県沿岸における宝永・安政東海地震の津波調査」『地震研究所彙報』52号、1977年、407~439頁)。

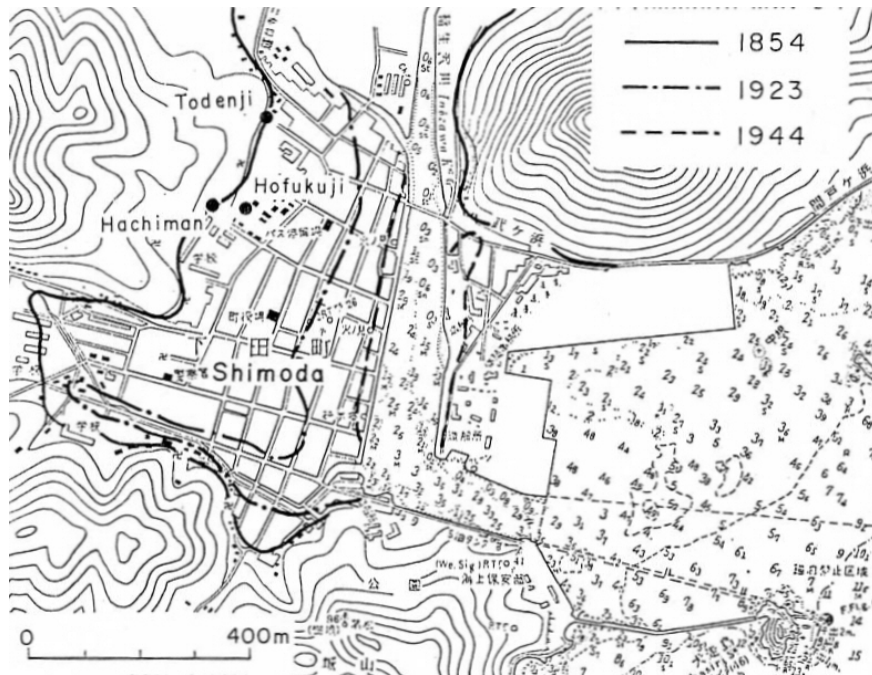


図3-5 下田町の津波浸水図【出典：『地震研究所彙報』、羽鳥徳太郎、静岡県沿岸における宝永・安政東海地震の津波調査】

4. 下田出張幕府役人の受けた被害

日露交渉にあたる幕府中枢の老中、勘定奉行、町奉行などは江戸に控えて交渉の指示を出したが、実際の交渉は幕府から派遣された役人である。現地出張の役人のどの程度が被害を受けたのか、その正確な総数はわからない。もちろん、これにはこの時期の幕臣の家臣団としてのあり方が関わっている。というのは、例えば、ロシア応接掛の全権を担った川路聖謨の出張には彼固有の家来がついていくが、この人数は幕府は関知しない。すべての役人についてそのことがいえる。例えば、よい例が表3-3で史料を引用、紹介する松浦武四郎の場合にしても、目付松本十郎兵衛の従者として、津藩から諜報活動を引き受けた身分で下田に赴いた。こうした本来の従者でない者も含めると、相当数の出張役人がいたであろうが、その全体は把握できない。

しかしながら、幕府から正式に任命された行政トップの役柄は次のようであった。下田出張のロシア応接掛として、大目付1名、勘定奉行1名、下田奉行2名、目付1名、儒者1名、勘定組頭1名、下田奉行支配組頭、勘定吟味改役、勘定、支配勘定、徒目付、下田与力、与力見習、吟味下役、普請役、小人目付、下田同心、手付出役、通詞などであった。

これらの役人に付属する上級、下級の家来を含め、相当数の下田出張役人が津波で被害を受けた。ほぼ全員といってもよいだろうと推定される。次の表3-3は、津波で被害を受けた役人の宿所とその後の一時的な避難先などが判明するものを列挙した。例えば、大目付筒井政憲から勘定吟味役村垣与三郎まではすべて寺院を宿所としている。これはそれなりの従者を伴っているから広い宿所が必要となる。また、彼らが役務を勤める場でもあったのである。寺は幸いに水に浸かる場合であっても下田市街を超えた山側にあったから、多少の修復をして直ちに

役務に就けるようにしている。役務に堪えられないほどの被害を受け、応急措置が不可能な場合は、川路聖謨のように隣村蓮台寺村へ避難所が設けられた。

表3-3 下田出張幕府役人の宿舎被害状況【出典：松浦武四郎「下田日記」、「豆遊日誌」『松浦武四郎選集』第1巻（北海道出版企画センター、1996年）、『大日本古文書』幕末外国関係文書第8巻（東京帝国大学、1916年）】

役職	役人名	宿所	被害	移転先
大目付	筒井肥前守政憲	海禅寺	筒井旅宿、無難。駕籠舁き1人死亡。	本郷村七兵衛宅
勘定奉行・ロシア応接掛	川路左衛門尉聖謨	泰平寺	床より3、4尺水つき、家財荷物水に浸る。挟箱、籠など流失、	蓮台寺村広台寺へ
下田奉行	伊沢美作守政義	稲田寺	床上水つきなし。伊沢旅宿、下田奉行仮役所となる	
下田奉行	都築駿河守峯重	宝福寺	荷物大半潮に浸かる、流失あり。奉行につき、引き続き役宅とす	
目付	松本十郎兵衛	大安寺	本堂、庫裏無難。床上3尺潮浸り。門、隠居所潰れ。	本郷村佐五右衛門宅、後本陣を本覚寺
勘定吟味役	村垣恒三郎	長楽寺	掛川藩陣屋を村垣旅宿に換えしたが、無難	掛川藩陣屋坂下町御影屋とす。村垣は一時蓮台寺村百姓宅へ
儒者	古賀謹一郎	伊勢町重左衛門	伊勢町流失	本郷増屋林蔵宅
勘定組頭	中村為弥	大工町源次郎	荷物泥の中となる	
勘定吟味方改役	青山與惣右衛門	戒定寺	用人150両入りの櫃抱え死す	
勘定・評定所留役	菊池大助	大工町具庵	大工町流失	
支配勘定	日下部寛之助	稻荷別当	稻荷流失。家来3人死亡	
支配勘定	上川伝一郎	大工町幸右衛門	大工町流失	
徒目付	横田新之丞	坂下町孫左衛門	坂下町上の方残る、その他流失	
徒目付	永持亮次郎	池の町伝八	池の町流失	
徒目付	松本礼助	上田町市左衛門	上田町流失	
下田与力組頭	黒川嘉兵衛	同心町新屋敷	門長屋傾き、床より2尺水つき、物置流失	
下田与力組頭	伊佐新次郎	八幡別当白井	社家白井大半水つかり。	
与力	合原操	大浦宿	大浦辺坂無難、津波高さ1丈5尺	
与力	合原伊三郎	町宿	不明	
与力	近藤良治	町宿	不明	
	松村忠四郎	大工町	大工町流失	
日露通詞	森山栄之助	紺屋町重蔵	紺屋町流失	
普請役	杉浦武四郎	紺屋町嘉屋又七	紺屋町流失	
下田付通詞	堀達之助	池の町田村	池の町流失	
		福泉寺	本堂床上まで水つき、庫裏半つぶれ、庭へ人家流れ込む。応接所となる。	津波直後の露人応接所
		了仙寺	本堂床上1尺5寸、門残り、庫裏傾き、家財残らず流失	ロシア人休息所となる
	小田原藩宿所	玉泉寺	床上1尺水つく。小田原藩陣屋総人数82人、家来小者とも200人余	修復してロシア人応接所
翻訳御用雇	箕作阮甫	西久	西久の所在不明・流失と推定	
翻訳御用雇	宇田川興斎	西久	西久の所在不明・流失と推定	

他に、小普請、船方20人ばかり、手付平田与三郎死亡

儒者古賀謹一郎以下はほぼ町屋に宿所を置いている。しかしながら、下田市街の95.5%が流失したという事態であるから、町屋を宿所とした役人たちはほとんど家財、衣類などが流された。また、重要な機密書類も流された。これには、川路聖謨などのトップの責任者たちは神経を尖らせた模様で、流失物の取得には厳しい詮索がなされた。下級幕臣、足軽人足など正確な数は不明だが、多数町屋に止宿したと推定される。

そのほか、警護を命じられた小田原藩は総人数82人、小者従者をあわせ200人程度が柿崎村玉泉寺、沼津藩警護総人数65人ほど、小者従者あわせ百人が大浦宿、掛川藩警護30人ほど、小者従者あわせ百人ほどが下田、あるいはその周辺を宿舎とした。

下田市街には多数の船が稲生沢川を遡上、あるいは海からの津波の流入で多数の船が陸地に押し上げられた。その数は次のようであった（松浦武四郎「下田日記」）。

本郷村	600石～1000石	3艘
新田町	800石	1艘
福泉寺前	800石	1艘
大工町河岸	1000石	1艘
原町	1000石	1艘
池の町	800石～1000石	3艘
大安寺前	800石	1艘
海禅寺	900石	1艘
本覚寺	800石	1艘

また、そのほか小船は数知れず津波で陸に押し寄せたという。柿崎村へ打ち上げられた船はすべて大破、下田へ乗り上げた船は無難であったとも書いている。

しかしながら、驚くべきことにはこうした事態にもかかわらず、日露交渉は粛々と続けられていたのである。

5. 救済

津波襲来後の救済は逸早く行われた。幕府の応接掛大目付、現在でいえば外交交渉の全権大使と、勘定奉行すなわち大蔵大臣、そのほか多くの下僚がロシア応接のために、大挙して下田に集結していた。彼らの宿所や奉行所も津波で潰され、ロシア船も錨を砕かれて下田湾内でその巨体を40回も旋回させ、破損する始末である。ロシアとの交渉に支障をきたすこと必須であった。当然、下田の住民だけでなく、これらの人々も外交交渉への支障を少しでも少なくするために、自分たちの宿所やロシア船への対応ばかりでなく、下田の町の再興にさまざまな知恵を働かせた。それは、村の地頭や一代官が担える範囲を遙かに超えた、国家レベルの直接支援といえるものであった。その様子を史料で追ってみよう。

(1) 素早い立ち上がりの応急策

下田伊勢町の町頭田畑九兵衛の記した津波罹災当時の記録によれば、下田奉行や役人衆がすぐさま韮山の江川太郎左衛門代官所へ急を知らせ、その日のうちに、お救い小屋が設けられ、

粥の炊き出しが行われたという。翌11月5日に、町頭が一同に集まり、町内の被災者を調べ、罹災者のうち近くに親類のある者はそこへの避難を頼み、近くの親類を頼めない者はお救い小屋入りの措置をしたという（『下田市史』資料編3、幕末開港上、197頁）。幕府への急用状によって、11月10日には米1,500石、金2,000両が下田へ届けられた。この金は老中筒井政憲・勘定奉行川路聖謨、下田奉行井沢政義、同じく下田奉行都築峯重へそれぞれへ200両、松本十郎兵衛へ150両、古賀謹一郎へ100両、そのほか勘定組頭へ60両、下田同心10両などすべての下級役人への緊急手当てが含まれた金額である。このうち、下田町への200両の救済金は以下のような基準で11月17日には町内へ配分された。

町ごとの配分金は次の表3-4のようであった。

表3-4 下田町各町救済金【北原作成】

町名	軒数(軒)	金額	死者(人)
須崎町	95	75両3分	16
新田町	44	32両2分2朱・200文	1
殿小路	29	20両1分	
中原町	76	53両3朱・200文	3
原町	67	51両3朱・200文	11
町店町	33	24両3分・200文	5
大工町	69	53両1分	24
弥治川町	74	59両・200文	13
二丁目	34	26両3朱・200文	3
紺屋町	33	25両2分・	1
三丁目	61	45両3分・3貫文	3
連尺町	26	20両2分2朱・200文	7
長屋町	40	30両	1
七軒町	41	26両1分1朱	2
伊勢町	32	24両1朱	2
上田町	30	22両	
坂下町	52	36両1分1朱	2
池之町	38	29両・200文	5
計	874	654両2分3朱・200文	99

罹災者救済金配分 () 1両を20万円換算額
 流失家 1軒 …… 金3分 (15万円)
 浸水家 1軒 …… 金2分 (10万円)
 死亡者 1人 …… 銭1貫文 (2万7千円)

換算額から、現在の金銭感覚で当時を推し量ることはできないが、現代の眼から見て、応急の救済金程度が支給されたことがわかる。

ちなみにこの記録を成した伊勢町では表3-5のように各町人が配分金を受け取った。

表3-5に明らかなように、幕府より与えられた応急救済金3分は伊勢町32戸すべてが受けた。しかし、下田奉行所から支給された下田町、岡方村、柿崎村（以上3か町村は幕府領下田奉行所支配）への200両の救済金（1人銭宛438文）を受けた人数は、伊勢町内16軒57人（計銭24貫966文）であった。更に、1人宛5升の救い米を受けた人数は、伊勢町内84人（20軒）であった。ここでわかることは、窮民救済金は町内全戸が受けているわけではなく、その半数程度

に限られたこと、救い米は窮民救済金よりも若干上回るが、それでも約6割強にあたる20軒84人が受け取ったに過ぎないということである。また、町内では死者が2名出たこと、借家住まいの2軒はいずれも1人であったことなどもこうした救済の実態からうかがえる。他の町内の記録は残されていないから、その実態は不明だが、救済と称しても、罹災者すべてが同一金額を受け取るわけではなく、困窮の度合いに応じた配分がなされたということである。

表3-5 伊勢町(32戸)の救済金、お救い米需給状況【北原作成】

町人名前	7/11、金3分	19/11、438文	右欄計	救米(1人5升)	摘記
善右衛門	○	○(438*5人)	2,190	5人	組頭
徳藏	○				
久悦	○	○(438*2人)	876	2人	
茂兵衛	○				
治左衛門	○			7人	
安右衛門	○	○(438*5人)	2,190	5人	
重左衛門	○				
権兵衛	○	○(438*7人)	3,066	7人	父死1貫文
国八	○			4人	
源七	○			5人	組頭
権七	○	○(438*6人)	2,628	7人	
利右衛門	○				
喜三郎	○				
平右衛門	○	○(438*3人)	1,314		
伝藏	○				
吉助	○	○(438*5人)	2,190	5人	
善七	○	○(438*4人)	1,752	4人	
九兵衛	○				町頭
まつ	○			1人	九兵衛借家
源助	○			7人	
次郎兵衛	○	○(438*4人)	1,752	4人	
武右衛門	○				母死1貫文
次兵衛	○				
平左衛門	○	○		3人	平右衛門
清次郎	○	○(438*3人)	1,314	4人	
甚左衛門	○	○(438*3人)	1,314	3人	
次郎兵衛	○				
又左衛門	○	○(438*1人)	438	1人	又兵衛借家
忠兵衛	○	○(438*3人)	1,314	3人	
徳右衛門	○	○(438*2人)	876	2人	組頭
伝藏	○	○(438*4人)	1,752	5人	
伝七	浸水、金2分				
計		16軒(57人)	24,966	84人	

*12月19日438文宛 @受給者 他に布団500枚町中へ配分あり

(2) 各地から寄せられる救援金品

そのほか、伊勢町の九兵衛の控えには、勘定奉行川路聖謨をはじめとする幕府からの出張役人、あるいは浦賀奉行所、近隣の町人、台場普請を請け負った商人など多様な救済物資が集まったことがわかる。伊勢町の控えに限られるが、それらを一覧すると次のようなであった。

表3-6に見られる救援金や救援物資は伊勢町町頭の記録によるものではあるが、すべてが

伊勢町への救援というわけではなく、下田町や幕府領の柿崎村、岡村への救済品も含まれている。ただし、史料からは、伊勢町へ配分されたものかどうか、明確にはわからないが、多様な各層からの救援金品が届けられたこと、避難先での生活に必要な物品への配慮があることなどもわかる。下田出張の役人衆のほか、浦賀与力・同心などからの救援者も多い。また、商人からのものは、屋号や救援物資の内容から、八百屋や御茶屋などからの生活必需品が贈られている。下田町全体では更に多くの救援金や物資があったことだろう。このうちでも特に多額の救援金品を出した甲州天野伴蔵は、品川に設けられた幕府の御台場建設の請負業者である。お台場に伊豆石を用いたことから、下田町の災難を救援したのであろう。伴蔵は1,000両の救援金を出したとして幕府から褒章を受けている（『江戸町触集成』16巻）。

表3-6 伊勢町町頭の救援金品記録【出典：『下田町史』資料編3、202頁～207頁】

救援者	金	物資	備考
下田奉行	200両		下田町・岡村・柿崎村へ
川路聖謨		米20俵・味噌20樽	下田町・岡村・柿崎村へ
中村為弥		米10俵	
浦賀与力田中廉太郎		米10俵	下田町へ
浦賀与力田中		米15俵	
浦賀同心		米25俵	この代金13両
与力佐々倉	10両		
土屋左衛門	3両1分1朱		
中村比右衛門	2両		
田井藤十郎		風呂敷63枚	
土屋栄五郎	15両		
石井村万屋・関口		米20俵	下田町へ
仲間より	金20両	米40俵、	
八百松		菜漬3樽、付木63把、 杉箸63袋	
高砂屋		茶碗315、茶ほうじ63、 団扇63本、	
綿屋吉兵衛		濡米200俵	下田町・岡村・柿崎村へ
甲州天野伴蔵		白米500俵、鍋176、 布団500枚	下田町へ
川津屋又四郎		味噌1樽	
大工喜之助		味噌1樽	
掛塚屋権七		味噌1樽・沢庵1樽	
稲取屋善兵衛		沢庵1樽	
湖播屋五郎右衛門		味噌1樽・沢庵1樽	
尼屋喜兵衛		醤油1樽	
湯屋庄二郎		茶碗1人5人前	
郷屋六兵衛		玄米10取	

しかしながら、こうした救援はあくまでも災害発生に遭遇した場合の緊急対応であって、時間的経緯とともに、罹災者あるいは被災現場で必要とされることが変化する。そのことを最も深刻に考えているのは当然罹災者本人たちである。11月の段階で、既に下田町はもちろん、同じように津波による被害を受けた岡村（田畑9分荒地、96軒流失、全潰25軒、死者2人）、柿崎村（40軒流失、35軒浸水）、本郷村（田畑6分荒地、2軒流失、全潰7軒）は、奉行所に津波前

の生活に戻るための資金援助を願い出ている。

こうした下田町や柿崎村などからの復興資金拝借願いはすんなりと聞き届けられたわけではない。では、どのような経過を経て、復興への道筋がつけられていったのだろうか。そのことを以下に見てみよう。

6. 動き出した下田復興策

下田の復興策が練られた経緯は、対ロシアの外交交渉と深く関わっていた。11月3日の第1回交渉時から、プチャーチンは、下田は良港ではないことを主張し、アメリカがなぜ下田開港を承諾したのか疑問だといった。理由は、夏はよいが、冬は西風（ならいの風という・・・下田市史編纂室長佐々木忠夫氏のご教示による）が強く湾内が荒れ、船が停泊できないということであった。事実、ペリーが下田に停泊した5月は気候もよく、下田湾が西風で荒れる時期を経験していなかったから、ペリーの下田の印象は悪くはなかったのである。しかし、プチャーチンのディアナ号は10月14日、陽暦では12月3日となる、冬の最中の下田湾に入航したのである。このときの下田港の印象はロシア側にとって極めて悪いものであった。このことをプチャーチンは、11月14日の第3回外交交渉で次のような主張している（『幕末外国関係文書』8-89）。

下田港は、嘉永5（1853）年ロシア軍艦が漂流民を連れ、下田港に入航した経験から、「岩石多く、波荒にて宜しからざる港」と聞き、プチャーチンは大阪港に入ったが、どうしても下田に回航せよという幕府の指示で下田にきたのだ。既に聞いていたとおり、風が荒く船を繋ぎ留めにくい港で、500人からの乗組員を持つ船の繋留には苦勞したと述べているのである。

ロシアの対日交渉のポイントは、北方四島の露日の国境線確定と、通商のための開港要求の2点であった。クリミア戦争勃発によって、海上での英仏からの攻撃を恐れたプチャーチンは日露交渉を中断して一旦本国に戻り、態勢を整え再交渉することとした。その際、長崎での筒井・川路と交わした条件は、アメリカとの交渉に優先させ、開港条件をロシアにも与えることであった。したがって、長崎に加え、函館、下田の2港の開港は、既にロシア側には既得権としてあらかじめ与えられていたことになる。

ではなぜ、日米交渉で下田が開港場として選ばれたのか。その経緯は、ペリーとの交渉から、簡単に見ておこう。

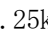
(1) 幕末外交史上の下田港

下田が日本の幕末外交史上に登場するのは、浦賀におけるペリーとの日米和親条約締結交渉で、長崎以外の開港場をどこにするのかの問題が浮上した嘉永7（1854）年2月中旬である。このとき、条約草案の文面では、5年後に開港場を開くとしていたが、既に幕府首脳部は下田が開港場として適性を備えているか否かの調査をさせていた（『大日本維新史料』2編ノ4）。

ペリーの要求に対する幕府の最終段階の方針は、薪炭補給、食料補給のための函館、下田の2港開港、通商は不可というものであった。しかし、下田開港に水戸の徳川斉昭が最後まで猛反対であり、ペリーとの交渉にあたった幕府学問所儒者林大学頭あきら、江戸町奉行井戸対馬守きよひろ寛弘を、長崎で対露交渉にあたった露西亜応接掛筒井守政憲、川路聖謨と交代させることを主張し、実際に嘉永7（1854）年2月22日川路、翌23日には筒井が江戸に呼び戻された。直接

交渉にあたった応接掛と江戸に控える幕府首脳部との間にはアメリカ、イギリス、ロシアなどの各国が凌ぎを削る海上支配の情勢について大きな認識のずれはあったものの、黒船で威嚇しつつ開国を迫る攻勢にまともにぶつかり、戦争を仕掛けられた場合には、軍艦、大砲など近代兵器の備えがないに等しい日本は敗北必須という認識で一致していた。幕府首脳に限らず、諸大名の間においても、非戦論が大半を制していたといっても、可能な限り回答を引き延ばすか、相手の承諾する最低条件を示しその場限りの対応をしておくのかで、具体的な対応策に差が生じた。長崎は従来どおりとしても、狭いところに閉じ込め、遊歩の自由もない開港場はアメリカにとっては論外であった。したがって、ペリーにとっては、浦賀がだめなら、下田でも止むを得ないとしたのは、今回の交渉は「和親」条約までで十分であって、後に続く交渉で「通商」は必ず獲得できると読んでいたからだといわれている（加藤祐三『黒船異変』岩波書店、1993年）。しかしながら、江戸に近い下田を認めることには、水戸斉昭を筆頭に猛反対も根強いが、戦力を考えれば、交戦などという無謀なことは回避しなければならない。実務を担う交渉最前線の幕府官僚によるぎりぎりの選択が、アメリカの要求を受け入れ、函館、下田2港開港に落ち着いたのである。

下田が開港場のひとつとして選択された理由は、江戸の内海には断じて外国船を入れないが、江戸に近い港を主張する外国勢に対して、下田港は江戸に近いという点での説得性がある。しかも、ここで万が一実態としての「通商」が行われても、伊豆半島突端という優れた弧絶性によって影響は大きくは及ばないと予測したからであった。幕府が「通商」に最大の危惧を抱く理由を国内的に見れば、日本人の生活が満ち足りているのに、「交易」による無益な品々の流通によって人々の生活が奢侈に流れ、人心収攬がおぼつかなくなるという政治的不安への恐怖からであった。

「和親」条約を結ぶ以上は、条約文に遊歩地区が明記される。必然的に開港場での上陸範囲が規定されなければならない。下田港の場合は犬走島（）7里（26.25km）四方とされた。下田が選択された理由のうちには、半島の突端という点ばかりではなく、陸路は山々に阻まれ、平坦な道筋は確保できないという点が「通商」の拡大化への最大の抑止力とされたのである。

その下田が津波で壊滅した。では、ロシアとの交渉の場を移すのか、当然、幕府内部で議論が行われた。

(2) 下田を復興させよ！

津波で下田壊滅という情報が幕府に届くや、直ちに老中から、ロシア応接掛と下田奉行宛に、今更浦賀に交渉場所を移しても他の外国船が到来する、「天災だから実態を述べて、寺院なり、仮の建物を建てるなりして、いかなる場合であっても下田で交渉せよ」という11月7日付けの達が11月10日に届けられた（『幕末外国関係』8-71）。同日、勘定奉行石河土佐守政平、松平河内守近直の連名の書簡で、費用はいくらかかってもよいから下田での交渉を続行すること、そのために手当てが出張の応接掛幕吏の下僚に至るまで支給されたのが、先に述べた11月10日到来の2,000両であったのだ（『幕末外国関係』8-72）。

また、ロシア船の修復場の選定をめぐっても、戸田村に決定するまで、日露での交渉は揺れ

た。相変わらず、下田の和歌浦を修復場として上陸するなら、焼き討ちにして追い払えとまで
いっている水戸斉昭を説得するのに、応接掛は苦慮している（『幕末外国関係文書』8-58、11
月11日条）。

ロシア側は、相変わらず下田開港を避け、浦賀がだめなら、江戸に直接乗り込むと主張する
など、強硬であった。

こうした情勢下、幕府がいよいよ意を決して、開港場としての下田を再興させる方向に傾く
のは、必然の流れだといえる。こうしているうちにも、12月9日には、ペリー来航の副艦長で、
交渉途中で条約書にアメリカ大統領の署名を得るため、途中帰還したアダムスが条約批准書交
換のため、下田へ入津した。将軍の署名を求めるアメリカのアダムス側に対して、応接掛の署
名で済ませようとする幕府とのやり取りなど、対米、対露の息詰まる交渉が津波罹災後の下田
で展開、ロシア、アメリカ双方ともに、安政元（1855）年12月末段階でほぼ交渉の基本路線が
決着した。ロシア応接掛は12月24日に江戸へ帰り、アメリカ応接掛の町奉行井戸覚弘も批准文
書の署名を、アメリカが要求する将軍ではなく、老中の委任状を受けて井戸ら応接掛が署名す
ることで決着させ、江戸へ帰った。ロシア船の修復は済まず、まだすべてが終了したわけでは
ないが、12月末をもって条約締結は落ち着いた。

本格的な下田復興策が開始されるのは、この外交交渉が終息した安政2（1855）年に入って
からである。1月10日川路聖謨・水野筑後守忠徳・岩瀬修理忠震^{ただのり}を下田取締掛に、下田奉行井
沢美作守政義・都築駿河守峯重の2名を加え、開港場としての再興下田の計画を立案させた。

2月4日には19か条にわたる基本的な方針を提案、まずは掛役人の組織改変を提案し、意欲
的に取り組むことを基本に増員を盛り込んだ。更に、下田の再建の中心策は近郷に離散した罹
災者が家作を建て直すものが稀な現状では普請財源が必要であること、そのためには、再び津
波が浸入しないように浪除堤の修復普請、家業を再興するための漁船新造資金などなんらかの
支援が必要であることなど、人心を考慮した復興策であった（『幕末外国関係文書』9-62）。

これらをa. 財政的支援、b. 津波再来の不安の除去、c. 密貿易禁止、d. 住民監視、e.
欠乏所設置、f. 警備施設の建設などに分けて見ると、極めて包括的な復興策であったことが
わかる。以下に各項ごとに見ていくことにしよう。

a. 財政的支援：

まず、復興資金の拝借金提案である（『幕末外国関係文書』10-96）。

対 象：下田他3か村（柿崎村、岡村、中村）1,218軒、身元相応の者233軒除

金 額：9,855両、安政2年

返済条件：安政3（1856）年から10ヵ年（1865年）間、無利子、毎年985両返済

細目対象：3,500両 大 宿 50軒（1軒70両ずつ）

1,200両 小 宿 30軒（1軒30両ずつ）

280両 漁船持 28軒

4,875両 困窮者975軒（1軒05両ずつ） 以上3月

b. 津波再来の不安の除去：

浪除堤修復工事費用2,902両余（『幕末外国関係文書』10-120、121）。この提案は、元来7尺

(2.1m)、馬踏5尺(1.5m)の堤が悉く切れて、時化や高波がいつ襲うかわからない不安をあって、住民が家作を建てないので、この不安を除去する必要があること、「丈夫ニ築立・・・人氣を安し候ほか取り計ら」う方法もないといっている。幕府の費用を持って行う御普請を提案しているのである。遙か200年以上前に築かれた堤が以来下田住民の安心の守りであったことが図らずも示されている。4月3日の老中への提案であった。

c. 密貿易禁止：

犬走島7里四方の遊歩地区内で異国人が市中の個人宅へ入り込むことは禁止、必要な品々の売買も代金の授受は役人立合いの上行う取り決めではあるが、取締掛は密売の蔓延を恐れた。下田へ入る7里の地点に番所を設け、番人を配置する計画は遊歩区域設時期からの構想であった。しかし、市中の家作もまばらで道筋も定まらない安政2(1855)年4月段階では、とりあえず、玉泉寺脇に2箇所木戸・番所を設ける暫定的な措置としている。町の復興が容易ではないことがうかがえる(『幕末外国関係文書』11-58)。

d. 住民監視：

7里以内の遊歩を許したからには、住民と異人がお互いに馴染み、キリシタン宗門などに入る事態が起きることを避けるため、取締りを厳重にすると申すものの、条約面に「永世不朽の和親」とある以上は、表向き強力な取締りはできない。名主宅へ呼び集め、人家へ外国人が入らないようにし、物品を直接売買を禁止するなどの趣旨を諭し、1村1町ごとに15歳以上の男女の爪印を取ることにした(『幕末外国関係文書』11-59、60)。

e. 欠乏所設置：

欠乏所とは、上陸の外国人が停泊中、薪炭、食料、水など生活必需品を供給する目的で当初より鼻黒崎(現在のペリー上陸記念碑の辺り)に設けられた。しかし、津波で流されたので、新たに旧奉行所跡地に建てられることになっていたが、暫定的に寺の庫裏にご制禁(武具・武器類、金銀銅、通用金銀銭、油、漆、書籍、地図・城郭図類、など)以外の品々を並べ、売買を許可した。外国人への売値は1割5分から3割増の掛値が許されていたが、この掛値分を冥加金として奉行所へ納入する規定が設けられた。冥加上納は商人からの申し出であったという。事実上は、幕府の基本方針に反する貿易奨励にあたる矛盾を孕んだ存在である。しかし、冥加金を下田町の活性化の資金として、道橋の普請入用金に当てるなどが目論まれた(『幕末外国関係文書』11-109、160)。5月段階の構想である。

f. 警備施設の建設：

安政2(1855)年5月段階に入り、7里内の番所設置案も具体化した。また、そのほか、異国船入津監視のための遠見番所を武山(口絵地図参照)に設け、外国人上陸の波止場、外国人休息所などの設置、中村への下田奉行(敷地1万2,000坪)の新設など、警備関係の施設が盛んに計画されている。これらは、浪除堤の修復工事とともに、津波後の地元復興のための社会投資とみなすことができる。

以上、津波後の下田町の復興計画は、今日の目から見ても、住民の不安を取り除き、町に戻るような施策を考案し、それに見合う社会資本の投資を導いているという点で、包括的で、よ

く整えられているといえる。この時期、各地で大きな災害に見舞われたが、これほど入念な復興計画が立てられた事例はない。

では、この優れた復興案はどこまで実現したのであろうか。下田の春は実は長くは続かない。幕末開港の舞台は安政6（1859）年下田港閉鎖となり、横浜に移るからである。

7. 復興への道のりとその後の下田

(1) 社会的基盤の復旧

幕府開港場として必要な体裁を整えるための施設の工事が、震災復旧を兼ねて行われた。これらの施設の土盛、砂利などの地盤築直し、あるいは土や砂利の運搬、石築のための石出しなどについて下田町の請負とし、震災後の仕事の創出も兼ねていた。安政2（1855）年段階は主としてこうした地元救済を兼ねた復旧工事が行われた。今、安政2（1855）年の各種の工事を列挙すると、以下のようであった（『下田市史』資料編2、3）。

安政2（1855）年

正月	仮番所建築（鼻黒崎）
5月1日	武が浜浪除堤修復工事開始 (総工費2,921両永55文9分、人足17万423人1人付き永17文)他に、 人足2,619人は男女子供による冥加勤（ボランティア）
6月	福浦外国人洗濯所仕様変更見積もり（11月に完成か）
6月4日	下田奉行所を隣村中村へ新築工事、用地縄張り（大工棟梁辻内近江に落札）
6月28日	戸田村にて船建造（下田町大工御用）
7月13日	下田奉行所役宅建設（下田町地形築直し請負）
7月	御茶が崎、柿崎村に番所取立て（下田町大工請負、金30両）
8月9日	武が浜浪除堤修復工事成就
8月16日	下田奉行所役宅門通築立（村方請負）
8月25日	下田奉行所役宅1,000坪地形土盛（村方請負）
9月7日	欠乏所（外国人への商品売り捌きの場所、元御用所跡地へ建設、）地形見積もり
9月27日	武が浜異人休息所修繕
9月	小島道掛け崩れ修復工事（下田町請負）、
11月	柿崎村磯崎波止場普請（下田町請負）
11月	稻生沢川、6、7月大雨にて堤切所普請願い
11月19日	下田奉行所普請成就、松村忠四郎支配組頭、奉行所宅入所（森義男前掲書、375頁）

これらの工事に伴う、奉行所役人、普請関係役人の普請現場見廻り、江戸との往来のための人馬往来、書状の伝達などに伴う仕事は絶え間なく、名主日記に登場している。当然、賃金が

支払われた。震災復興の強力な一助となった。なお、9月7日の条にある「欠乏所」とは、あくまでの貿易行為を禁ずる建前の幕府は、商品売買を認めていないため、欠乏品を外国人に恵与するという立場を貫いた。金は欠乏品提供への謝礼という理解である。

さて、この安政2（1855）年の1年間をほぼ復旧、復興工事に費やした後、下田は多少の活気を帯びた様子である。安政3（1856）年正月、下田町年寄は「当町はいよいよご開港の場所になり、追々繁栄への道を歩み始めました。これに伴う仕事も多くなり、ことに開港場の仕事は多忙なことが予想されますので、年寄役を3人にしていきたい」と願い出ている（『下田市史』資料編4、正月17日の条）。

また、大宿や旅宿への特別融資も安政3年2月に最終的な金額の決定を行っている（『下田市史』資料編4、2月24日の条）。これらのことから、幕府による災害復旧の救済を兼ねた社会的基盤への投資が安政2（1855）年に集中的に行われ、下田支配の根城となる奉行所を完成させた。安政3年に入ると、更に民間施設の震災復旧・復興へ力が注がれるようになったと思われる。

安政3（1856）年7月25日駐日大使ハリスが下田上陸、新設の応接所で日本側役人と応接、玉泉寺を宿所とした。10月にはロシア、日露条約批准交換に来日、ディアナ号大砲52門を日本へ寄贈するなど、開港場としての下田の機能がいかされた時期である。また、この間、外国使節滞在の玉泉寺など施設の改造、木材、人足の調達、ハリス一行への食品、物品、そのほか、生活用具などの調達、外国船への石炭、水の補給など、一躍、下田は通常の入津品の処理に加えて、これまでにない多忙な湊となった。

(2) 人々は下田に戻ったか

復旧、復興とは一般に被災建物など震災の痕跡が消え去って、街の景観が一新する段階を指している言葉であろう。しかし、肝心なことは、建物や道路の整備ではないといわれている。遠い昔の事実を調べることは難しいが、応急的な震災救済を行った際の下田の各町の人口、戸数などから人は戻ってきたのかを検証してみよう。

震災前の下田の戸数は874件、人口3,851人、このうち99人が死亡したとされるから、生存者は3,752人となる（表3-1）。震災から2年半を経過した安政4（1857）年4月の段階で判明する各町の戸数、人口は表3-7左欄のようである。

表3-7の下田町の戸数は842軒であり、震災直後に救済を受けた家数より30軒ほど減少している。表3-7の842軒は震災3年後の段階の下田町の戸数であると推定されるが、人口については、子供は加えていないかどうか不明である。

震災後、下田奉行所は、緊急にお救い小屋に人々を収容し、あるいは親類の宿所を求めさせたから、ともかく一時的に人々は被災地を離れたことは事実であった。その状態からどの段階で人々が下田に戻ることができようになったかについては、よい資料は得られていない。

幸いに、安政2（1855）年8月段階で町を出ていた人々についての簡単な調査の記録が残されている（表3-7右欄）。これを見ると、440人以上もの人が下田を出ていることがわかる。江戸に奉公あるいは出稼ぎに行っている人々が各町でも圧倒的に多数を占め、全体でも3分の1強を占める。浦賀奉行所やロシア船の修復をしている戸田村へ詰めている半ば義務的な仕事

をしている人も目に付く。しかし、やはり「船乗他行」といった下田港らしい生業は震災以前からのものとみなしてよいだろう。ともかく、震災から9か月ほど経た時期の調査で、これだけの人々が下田から出て行っているのである。問題は、これら他行者がすべて震災前から出稼ぎや奉公に就いているのか、あるいは震災をきっかけに他所に働きに出かけたのかということである。

表3-7 下田の家数（安政4（1857）年4月）【出典：『下田市史』】

町村名	戸数	人数	他行者 (安政2年8月)
大浦町	11	31	9 浦賀詰7、死亡1、他村1
七軒町	45	167	22 江戸奉公・行き7、縁組2、他村、死亡2
坂下町	51	182	29 江戸奉公・行き8、浦賀詰3、船大工渡世3、他村、死亡3
弥次川町	74	251	52 江戸奉公・行き17、浦賀詰13、船乗渡世他行3、他村、死亡2
大工町	64	240	23 江戸奉公・行き12、浦賀詰・行き4、船乗渡世5、死亡1
原町	59	200	34 江戸奉公・行き7、浦賀詰・行き6、船乗渡世16、死亡2
中原町	69	247	43 江戸奉公・行き17、浦賀詰3、船乗渡世他行16、死亡1
伊勢町	31	125	27 江戸奉公・行き13、浦賀詰・行き6、戸田行き3、死亡1
式町目	34	120	18 江戸奉公・行き9、浦賀詰・行き3
上田町	28	103	11 江戸奉公・行き4、浦賀詰・行き2、船乗渡世・他行2、死亡1
池之町	27	112	9 江戸奉公・行き7
町店町	32	104	19 江戸奉公・行き7、浦賀詰・行き1、船乗渡世・他行6、戸田行き2、死亡1
三町目	59	185	28 江戸奉公・行き5、浦賀詰・行き3、船乗渡世・他行8、神々参詣2、死亡2
長屋町	39	140	15 江戸奉公・行き3、浦賀詰1、船乗渡世・他行9、死亡2
殿小路町	26	110	12 江戸奉公・行き4、戸田行き2、船乗渡世・他行4、死亡2
紺屋町	32	103	17 江戸奉公・行き4、船乗渡世・他行5、死亡2
蓮尺町	23	89	7 江戸奉公・行き4、戸田行き1、船乗渡世・他行2
新田町	46	164	18 江戸奉公・行き5、浦賀行き3、戸田行き1、死亡3
須崎町	92	324	48 江戸奉公・行き13、戸田行き1、船乗渡世・他行23、死亡3
計	842	2997	441

「御請証文」 『下田市史』 資料編3 幕末開港中巻 954～996

「小前他行之もの書上帳」 『下田市史』 資料編3 幕末開港上巻 769～784

戸田村の仕事は明らかに震災後であり、浦賀詰についてもほぼ同様と考えてよいだろう。したがって、震災以前からの出稼ぎを含んでいるにしても、震災で働き口を失った人々が下田を出て、外で働いている人々の安政2（1855）年8月段階で現状であることに間違いはない。これらの人々がいつ下田に戻ったのかは不明である。しかし、震災4年を過ぎた戸数が震災直後より30軒も減少し、また人口も大幅にすくなくなっているという現状は、幕府の莫大の投資があったにせよ、真の意味で、下田が回復したとはいいがたいということを示している。

(3) 閉鎖される下田港

震災復興のための投資のうち、港としての社会的機能を備えさせるために、旅館、旅籠、船持ちなどに優先的に約1万両の融資（無利息、10ヵ年賦返）を行ったことは既に述べた。しかし、この第1回返済が始まる安政4（1857）年末から既に返済困難の事態に立ち至っている。稀なる不景気で港の取り扱い荷数も減少しているが、582両余の返済金が用意できないと町役人が幕府に訴え、1年の延期を願い出た。しかし、幕府は聞き届けがたいとした。そこで、下田

町は大瀬村栄蔵なるものに200両を借り、安政5（1858）年2月ひとまず182両を返済、残り400両は後日返済の方途を考えた。幕府はこれも認めなかったため、更に5月までの延期を申し出ている。12月には、拝借金の第2回目返済期が迫ってくる。再び返済延期を申し出るが、幕府はこれも拒絶した。こうしたいつ解決するとも知れない返済延期願いを繰り返し出しているうちに、遂に安政6（1859）年2月29日、神奈川開港が言い渡された。つまり、下田港は閉鎖されるということである。もはや借金の返済の言い訳をして済む段階ではなかった。

そこで、下田町では、神奈川港へ下田町分の土地を与えて欲しいと要求をした。町役人はこの獲得に奔走したが、時既に遅く、条件のよい土地の獲得はできないことが判明した。この運動は途中で中止した模様である。

ハリス一行は安政6（1859）年3月4日下田港を去った。これに続いて、幕府の役人も新しく開いた神奈川港へ赴任するため、続々と下田を去った。そして、新しく建てた下田奉行所も、莫大な取りし壊し料を支払って潰えた。

こうした事態の中、拝借金返済延期もやむを得ないと考えた幕府は最初の第1回返済分582両の1ヵ年延期を認める通告を出した。しかし、衰微する一方の下田町は、3,000両という震災後の復興資金の未返済を抱え、幕末の10年を生きることになる。

津波罹災で町の大半の家屋が流され、幕府開港場として莫大な復興資金の投資で、震災バブルに踊った下田にとって、この時期は一時の夢であった。

しかし、また、ペリーやプチャーチンが運んだ新技術や西洋文化の香りに触発された人々、造船技術の習得を目指す人々や明治に花開く写真技術を切り開く下岡蓮杖などを輩出したことも視野に入れておく必要がある。

第2節 安政南海地震における大坂での震災対応

〔西山〕

1. はじめに —大都市を襲う津波—

江戸時代末期の嘉永^{かえい}7年（安政元年）11月5日（太陽暦では1854年12月24日）の申中刻頃^{さるのちゅうこく}（午後4時前後）に、紀伊半島沖で発生した安政南海地震は、当時、約32万人の人口を有する大都市であった大坂にも多大な被害をもたらした。大坂では、地震の揺れそのものによる被害よりも、その直後に来襲した津波による被害の方が圧倒的に大きかった。

紀伊半島沖・四国沖の太平洋で発生した津波は、紀伊水道（紀伊半島の西岸と四国の東岸にはさまれた海域）から大坂湾へ入り、地震発生から約2時間後の酉中刻^{とりちゅうこく}（午後6時前後）には大坂へと来襲した。大坂湾に流入する安治川^{あじがわ}や木津川^{きつがわ}の河口から浸入した津波は、大坂市中を縦横に廻る堀川に沿って遡上し、当時の大坂の市街地に多大な被害を与えたのである。

安政南海地震時の大坂で生じたような、地震災害と津波災害との組み合わせによる複合的な

災害は、同時期の江戸や京都といった他の大都市ではみられない、大坂に特有の都市災害の形態といえる。なお、人口数十万人の大都市が津波に襲われ、数百人以上の死者が発生した地震・津波災害は、1755年11月1日のリスボン大地震（全体の死者数は約9～10万人）におけるリスボン市民の死者約6万人を除けば、世界的にも稀な出来事である。

2. 江戸時代末期の大坂

古代の難波津に始まり、中世を通じて、大坂湾に流れ込む諸河川と瀬戸内海とを結ぶ水上交通の要地であった大坂の地は、15世紀末に蓮如が坊舎を置いて以後、大坂本願寺の寺内町となつて発展した。その後、天正11（1583）年に、豊臣秀吉が大坂本願寺の跡地に大坂城を築城して以降、大坂は政治的・経済的に重要な都市となった。江戸時代初頭の大坂は、慶長20（1615）年に大坂夏の陣で市街地が灰燼に帰した後、大坂城の再建を手始めとして、元和～寛永年間（1615～44年）に都市基盤の整備が進められた。そして、元和5（1619）年に江戸幕府の直轄都市となった大坂は、元禄年間（1688～1704年）には市中を廻る堀川の開削や、新たな市街地の開発がほぼ終了していた。それ以降、18世紀を通じて大坂は、諸国から年貢米や諸産物の集まる「天下の台所」として発展の道を辿ったのである。

市街地北部の堂島・中之島や江戸堀川などの沿岸には、諸国の大名が領内の年貢米や諸産物を大坂で売り捌くことを目的として、倉庫と邸宅を兼ねて設置した蔵屋敷が数多く建ち並んでいた。嘉永年間（1848～1854年）、大坂市中には100前後の蔵屋敷があった。また、大坂湾に通じる安治川や木津川の河口付近は港となっており、諸国から大坂に入港した数多くの大船（数百～1,500石の船）が碇泊していた。安治川口には樽廻船（大坂・西宮などから江戸へ酒などを運んだ廻船）や菱垣廻船（江戸・大坂間の主力廻船）が碇泊していた（図3-6）。木津川口には北前船（日本海海運に活躍した北陸の廻船）が数多く碇泊していた。それらの大型廻船は喫水が深く、安治川・木津川の上流へ入ることができなかつたために、上荷船（20石積み程度の荷船）や茶船（10石積み程度の荷船）といった喫水が浅く細長い川船へと荷物が積み換えられ、大坂市中の諸堀川へと運び込まれた。大坂の市街地には、東横堀川・西横堀川・土佐堀川・長堀川・道頓堀川をはじめとするいくつもの堀川が縦横に廻っており、これらの堀川を利用した川船による舟運によって、諸国から運び込まれた年貢米や諸産物の取引が盛んに行われていた（図3-7）。

大坂三郷と称された当時の大坂の市街地は、大きく分けて本町通より北側の北組、それより南側の南組、大川（堂島川）以北の天満組から構成されており、北組と南組が250町ほどずつ、天満組が100町強で、全体では約600町の規模であった。北組・南組・天満組は各々が別個の自治組織で、各組には惣会所が設置され、惣年寄など町役人が詰めて市中の行政事務を担当した。また、各々の組を構成する個々の町には町会所が設けられており、町年寄などの町役人が寄り合つて町内の庶務を担った。このようにして大坂三郷の行政は、大坂城代・大坂町奉行といった幕府の政務機関のもとで、惣年寄一町年寄一町人（家持・家守）といった機構によって担われており、その実務は惣年寄の手に委ねられていた（新修大阪市史編纂委員会、1989・1990）。

江戸時代初期から中期にかけて実施された港や河川・堀川の整備によって商工業都市として

の基盤を確立し、江戸・京都と並ぶ大都市へと発展を遂げた大坂は、安政南海地震が発生した幕末期に至ると、経済情勢の悪化と政治的混乱によって全体として衰退の方向にあった。大坂三郷の人口は、天保^{てんぽう}14（1843）年に約34万人、嘉永元（1848）年に約34万人、地震発生時の嘉永7（1854）年には約32万人と漸減していた。その直接の原因は、天保12（1841）年の天保改革における株仲間解散令によって大坂の間屋・仲買の独占権が崩壊し、その後、嘉永4（1851）年の株仲間再興令によっても回復されなかったことにある。また、江戸周辺地域の地廻り経済の発達や諸藩の専売制強化によって、19世紀以降は、大坂の「天下の台所」としての経済的地位は後退していった（乾、2002）。

このように、経済的に低迷期を迎えていた幕末期の大坂は、嘉永7年6月15日（太陽暦では1854年7月9日）の伊賀上野地震^{いがうえの}によって若干の被害を受け、その後、同11月4日の安政東海地震と、翌5日の安政南海地震とその津波によって大きな被害をこうむったのである。

なお、江戸時代を通じて、古文書・記録類には「大坂」の文字が用いられることが圧倒的に多く、「大坂」と「大阪」の文字が混用される場合もあった。その後、明治時代になって大阪府が設置されて以降、現在に至るまで文献史料の多くには「大阪」の文字が用いられている（藤本・他、1996）。このことから本節では、明治期以降の「大阪」ではなく、地震発生時に用いられていた「大坂」の文字を使用していくことにする。

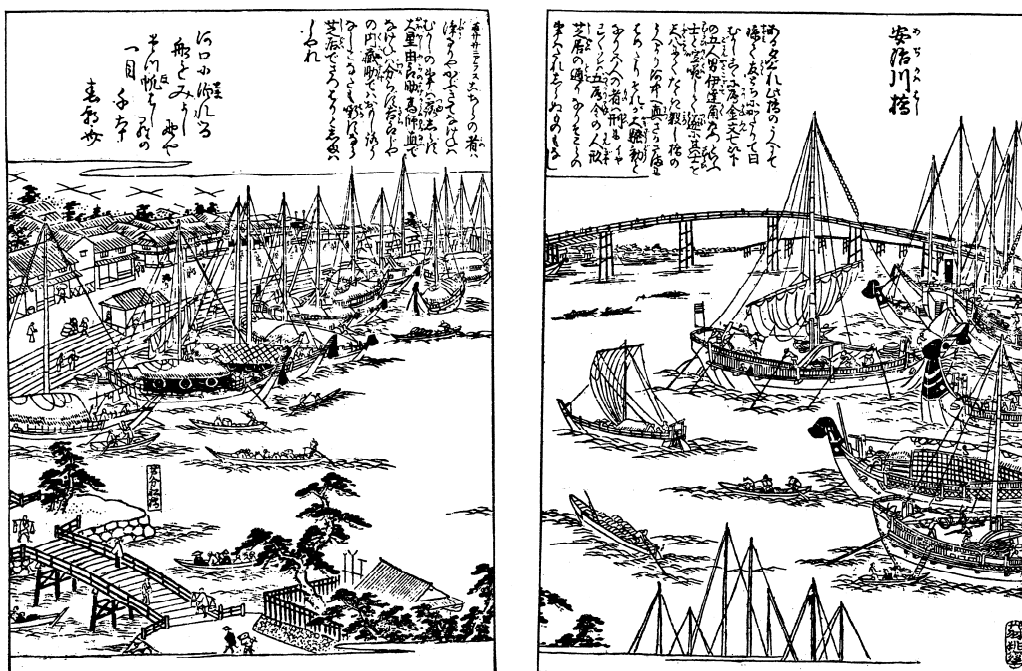


図3-6 「安治川橋」【出典：『摂津名所図会』】

注) 寛政8～10（1796～1798）年以前の安治川橋を下流側から見た様子を描いた絵図である。地震より半世紀以上も前の景観ではあるが、当時の景観を知る上で参考までに掲載した。安治川の河口付近が、菱垣廻船など大船の碇泊する港であった様子がうかがえる。

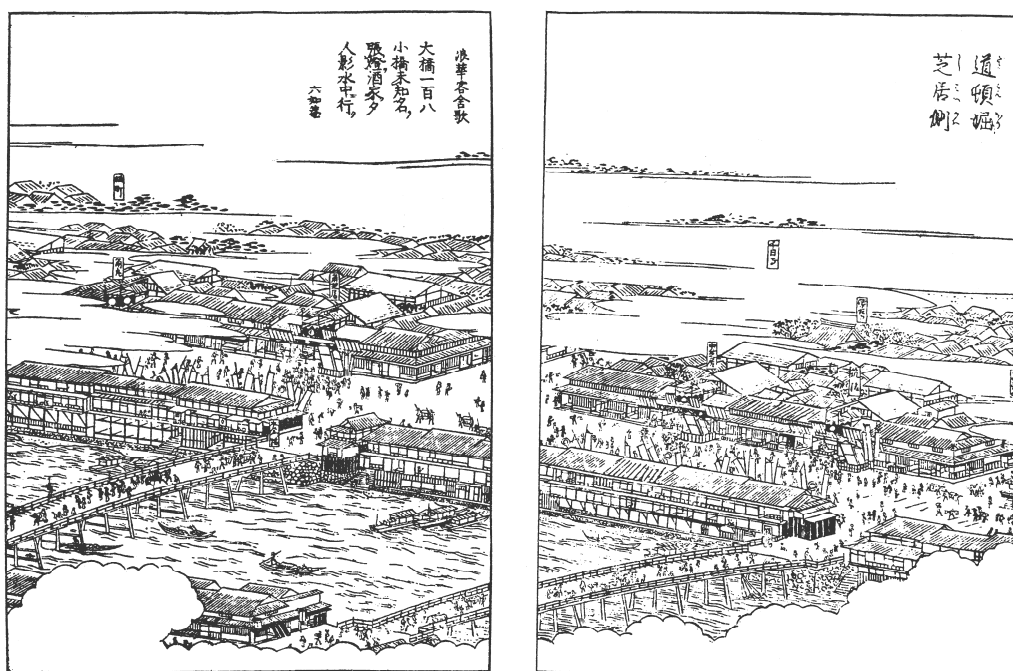


図3-7 「道頓堀芝居側」【出典：『撰津名所図会』】

注) 寛政8～10 (1796～1798) 年以前の道頓堀川とその南岸を北西の方角から見た鳥瞰図である。地震より半世紀以上も前の景観ではあるが、当時の景観を知る上で参考までに掲載した。右下の橋は戎橋で、道頓堀川には屋形船や上荷船が見える。

3. 大坂での被害状況

安政南海地震時の大坂は、およそ4km四方の地域の内、約32万の人々が生活する大都市であった。その大坂市中では、前日の11月4日の辰たつ中刻過ぎちゆうこく（午前8時頃）に遠州灘沖えんしゅうなだで発生した安政東海地震と、翌5日夕刻の安政南海地震の双方によって、町屋・土蔵・寺社などに大破や倒壊といった被害が生じており、概して御堂筋より西部の地域で被害が多かった（宇佐美・他、1999）。しかし、大坂市中での震害は全体として小規模であり、それよりもむしろ、5日夕刻の地震発生みどうすじの2時間後に来襲した津波による被害の方が大規模であった。

大坂湾に入った津波によって、大坂市中の南西側に隣接した尻無川しりなしかわと木津川かみづがわの間の勘助島かんすけじまや泉尾新田いずお・今木新田いまきなどが浸水し、また、南側に隣接した道頓堀川以南の難波村なんばや木津村などの地域も浸水した。大坂に来襲した津波の規模については、天保山てんぼうざん（安治川口）付近で高さ1.6～1.9mであったとされており、安治川や木津川を遡上して内陸部に到達した津波は、土佐堀川の上流付近で高さ3尺（約90cm）、東横堀川で高さ4尺（約1.2m）であったとされる（河田、1995）。しかし、諸堀川の水面が市街地の地面よりも約2m低かったことから、このような高さの津波だけで、大坂の市街地が大きな被害を受けることはほとんどなかった。それよりも、安治川や木津川を遡上した津波が、安治川口や木津川口に碇泊していた樽廻船・菱垣廻船・北前船など数百艘の大船群を、安治川や道頓堀川・堀江川・長堀川などの堀川に沿って遡行そこうさせたことが、市街地に多大な被害をもたらしたのである。津波によって安治川・木津川の両河口から押し上げられ、諸堀川を遡行した大船群は、堀川上に浮かぶ数多くの上荷船・茶船・剣先船けんさきぶね（大

和川水系で用いられた喫水の浅い細型の川船) などの川船に次々に衝突し、それらの川船を押し潰しながら内陸側(東側)へと進行した。折悪しく、それらの川船には、相次ぐ余震を恐れて避難した人々が数多く乗っていたために、川船の大破・沈没によって全体で数百人にのぼる溺死者が発生した。また、遡行した大船の船体や帆柱の衝突によって、堀川沿いの家屋や土蔵に被災したものもあり、河川や堀川に架かるいくつもの橋が大破・崩落した。

津波に押し上げられて堀川を遡行した大船群の衝突によって、大坂市中で生じた落橋被害を、**図3-8**及び**表3-8**に示す。安政南海地震における橋々の被害状況と、147年前の宝永4年10月4日(太陽暦では1707年10月28日)に発生した宝永地震^{ほうえい}における場合とを比較すると、宝永地震の津波の方がより内陸側へ大船群を押し上げていたことが明らかである。このような大船群の衝突による落橋被害から、大坂では安政南海地震時(1854年)の津波よりも、宝永地震時(1707年)の津波の方が大きかったことがわかる。

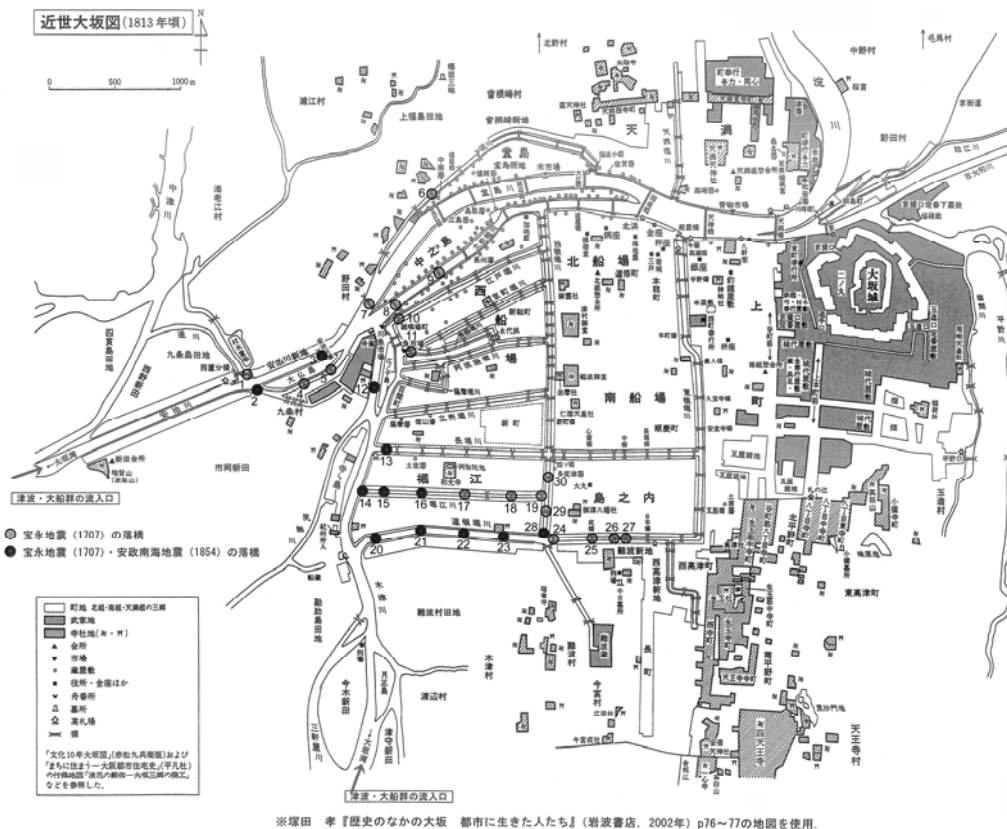


図3-8 宝永地震(1707年)と安政南海地震(1854年)における大坂市中での落橋の分布【西山作成、塚田孝『歴史のなかの大坂 都市に生きた人たち』(岩波書店, 2002年)p76~77の地図を使用】

注) 安治川・木津川の河口から浸入した津波に押し上げられ、堀川を遡行した大船群の衝突による橋の被害状況。図中の番号は、表3-8の橋名の番号に対応している。

また、11月4日の安政東海地震と同5日の安政南海地震で生じた大坂での被害については、いくつかの史料に被害の書上^{かきあげ}が残されている(表3-9)。このような被害の書上は、後述する

ように大坂町奉行の調査に基づくものであり、史料間にみられる数の異同は、それぞれの被害集計の仕方や調査時期の差異などによって生じたものと考えられる。建造物の被害については、地震と津波の双方で発生しているが、死者については圧倒的に津波の方が多く発生しており、大坂三郷での死者数は212～273人、周辺地域をあわせると621～682人という多数にのぼっている。大坂三郷での廻船や川船の被害についても、大小廻船の破損662～1,121艘、川船の破損568～722艘という多数にのぼっており、津波来襲時、大坂に入港していた数多くの廻船や、堀川内に浮かんでいた多数の川船が、遡上した津波や津波による大船群の遡行によって被害をこうむった状況がわかる。

表3-8 宝永地震(1707年)と安政南海地震(1854年)における大坂市中での落橋被害【西山作成】
 注) 津波に押し上げられて堀川を遡行した大船群が、堀川に架かる橋々に衝突して生じた被害。表中の橋名は、図3-8中の番号に対応している。

地震名	宝永地震(1707,10,28)	安政南海地震(1854,12,24)
出典史料名	『江府京駿雑志』※1	『浪速之震事』※2
堀川名	橋名	橋名
安治川	蘆分橋 (1)	
	国津橋 (2)	国津橋 (2)
	安治川橋 (3)	安治川橋 (3)
古川	中橋 (4)	
	古川橋 (5)	
蜷川	汐津橋 (6)	
堂島川	船津橋 (7)	
土佐堀川	湊橋 (8)	
	越中橋 (9)	
江戸堀川	西北橋 (10)	
京町堀川	茂左衛門橋 (11)	
木津川 (江ノ子島の西側)	亀井橋 (12)	亀井橋 (12)
長堀川	高橋 (13)	高橋 (13)
堀江川	(水分橋) (14) ※3	水分橋 (14)
	鉄橋 (15)	鉄橋 (15)
	瓶橋 (16)	瓶橋 (16) (大破)
	高台橋 (17)	
	隆平橋 (18)	
道頓堀川	堀江橋 (19)	
	日吉橋 (20)	日吉橋 (20)
	汐見橋 (21)	汐見橋 (21)
	幸橋 (22)	幸橋 (22)
	住吉橋 (23)	住吉橋 (23)
	大黒橋 (24)	
	戎橋 (25)	
	太左衛門橋 (26)	
	相合橋 (27)	
	西横堀川	金屋橋 (28)
木綿橋 (29)		
御池橋 (30)		

※1 『新収日本地震史料 第三巻別巻』(1983年)に所収。

※2 『大阪編年史 第二十二巻』(1976年)に所収。

※3 史料には明記されていないが、堀江川の入口(木津川より)に位置したために落橋した可能性が高い。

以上のことから、安政南海地震時における大坂では、地震による被害よりも津波による被害の方が遙かに大規模であったといえる。しかし、津波によって被災した地域は、大坂湾沿岸部、西横堀川より西側の河川沿い、堀江付近の堀川内と堀川沿いに限定された。その一方、諸藩の蔵屋敷が建ち並ぶ堂島や中之島、商業の中心地であった北船場、大坂城とその周辺などでは大きな被害はほとんど生じなかった。このような局地的な被災形態は、その後の大坂での震災対応に何らかの影響を与えたはずであり、その点について次で考察していくことにする。

表3-9 安政東海・南海地震（1854年）における大坂市中での被害数【西山作成】

注) 津波による破船や溺死人については周辺地域のものも一部含む。

史料名	『地震海溢考』※1		『浪速之震事』※2		『御觸及口達 安政元年』※3	
	11月4日・5日の地震	11月5日の津波	11月4日・5日の地震	11月5日の津波	11月4日・5日の地震	11月5日の津波
潰家・崩家	83軒	4軒	14軒		83軒	3軒
大破損家		75軒	75軒			76軒
潰土蔵	8ヶ所				7ヶ所	
死人	3人				女2人	
落橋		9ヶ所		11ヶ所		10ヶ所
大小廻船の破船		1,121艘		662艘 ※4		1,121艘
諸川船の破船		722艘		568艘		722艘
大坂三郷の溺死人		212人		212人		273人 ※5
北組		125人		122人		
南組		55人		55人		
天満組		32人		35人		
木津川筋・安治川筋の溺死人		409人				
男		41人				
女		222人				
子供		146人				

※1 『新収日本地震史料 第五巻別巻五ノ二』（1987年）に所収。

※2・※3 『大阪編年史 第二十二巻』（1976年）に所収。

※4 内訳：安治川筋129艘、木津川筋・長堀川筋370艘、道頓堀川筋163艘。

※5 内訳：男78人、女195人。

4. 大坂町奉行の震災対応

当時の大坂には、大坂城代・大坂町奉行といった江戸幕府の政務機関が置かれ、大坂城代は幕府の直轄都市である大坂の統治や大坂城の守衛などを任されており、大坂市中の施政は東西の大坂町奉行が担当していた。大坂町奉行は、東西両奉行所が1か月交替で月番と非番に分かれて政務にあたり、下僚として実務を担当したのは東西各30騎の与力と各50人の同心たちであった（新修大阪市史編纂委員会、1989）。なお、大坂市中の武士層の人口については時期によって変動があるが、最小で10,950人、最大で14,300人程度であったと推定されている（大阪市史編纂所、1999）。

『大阪市史』第四下には、地震発生直後から大坂町奉行が発した^{ふれがき たつしがき}触書や達書といったいくつかの法令が所収されており、それらの法令から当時の大坂町奉行が震災直後に実施したさまざまな対応策をうかがい知ることができる。大坂町奉行から出された^{まちふれ}町触や^{くたつ}口達（^{ほたつ}補達）と称する触書や達書は、大坂三郷のそれぞれの惣会所（惣年寄）へと伝達され、惣会所で町々の年寄

たちへ申し渡された。これを受けた町年寄たちが、町内の家持や借家人を町会所へ呼び寄せて直接伝達するという過程を経て、触書や達書の内容は町内へ周知徹底された。

安政東海地震が発生した11月4日～12月1日までの約1か月間についてみると、『大阪市史』第四下には、大坂町奉行から出された触書・達書・補達（達書の補足）といった法令が、14件収められている。この時期の触書・達書などの件数は、同年9月中が6件、10月中が2件であったことからみて、地震発生以後の1か月間は特に多くなっている。地震発生から約1か月間の触書・達書などを内容別に分類してみると、14件のうちで震災に関するものは9件であり、全体の約64%を占めていることがわかる（表3-10）。このことから、11月4日の安政東海地震の発生以後、大坂町奉行が震災への対応に追われていた様子がうかがえよう。そこで以下では、大坂町奉行が地震発生以後に行った震災対応について、触書・達書などを中心に検討していくことにしたい。

表3-10 嘉永7年(安政元年)11月4日～12月1日の触書・達書の内訳
【西山作成、『大阪市史』第四下による】

触書・達書の内容	件数(触書・達書が出された月日)
火災発生への警戒	4件(11月4日・6日・11日・12月1日)
被害状況の調査	2件(11月4日・10日)
漂流物の横領禁止	1件(11月7日)
施行の届け出	1件(11月9日)
安治川・木津川河口の通船回復	1件(11月12日)
その他	5件(11月7日・8日・16日・23日・29日)

(1) 火災発生への警戒

江戸時代の都市において最大の災害は、失火や放火を起因とした大火であり、それは大坂においても同様であった。18世紀以降、宝永5(1709)年12月29日の^{どしやうまち}道修町大火、^{きやうほう}享保9(1724)年3月21日に発生して市街地の約3分の2を焼き尽くした「^{みょうち}妙知焼け」、^{かんせい}寛政元(1789)年～同4(1792)年に相次いだ大火など、大坂市中はいく度も大火に見舞われていた。そのため、大坂町奉行では、元禄5(1692)年頃から毎年11月朔日に「風の吹いているときは、昼夜とも人を廻して家主に注意させ、家主は裏借家まで見廻り、特に空き借家には念を入れること」といった、火の用心に関する町触を出すようになった(新修大阪市史編纂委員会、1990)。このような時代背景から、地震直後に発せられた触書や達書にも、火の元注意を命じているものが多くあった。

11月4日朝の安政東海地震の発生直後、大坂町奉行は、「火の元注意はかねてから伝えていたが、今朝の激しい地震によって市中は危険になり、混雑に紛れて火の元の注意を怠らないようにすべきである」(補達 八三九:『大阪市史』第四下の番号。以下同じ)といった達書を発して、火の元の注意を市中の町々へ周知させた。また、11月5日夕刻の安政南海地震発生翌日(6日)にも火災発生への注意を達しており、更に、11月11日にも火の元注意に関する達書を繰り返し出した。町奉行が、大坂市中の町人・借家人に対して周知させたこれらの達書は、市中の防火態勢の強化のみを目的としたものではなく、市中全体の治安維持を主眼に置いた町奉行の

対応の一部であったと捉えることもできる。

このような火災発生への警戒は、必ずしも大火や地震といった災害発生の際に限定された対応ではなかった。『大阪市史』第四下によると、「火の元注意を入念にすべき」を主旨とした達書は、安政南海地震の約1か月半前の嘉永7（1854）年9月18日に、ロシア使節プチャーチンの乗艦ディアナ号が大坂へ来航した際にも出された。そのとき、天保山や大坂港沿岸一帯には、大坂城代・大坂町奉行を中心に諸藩の藩兵が動員されて陣営が張り廻らされ、ロシア船に対する警戒態勢がとられたことから、大坂市中は浮説が飛び交う騒然とした状況下にあった。そのため大坂町奉行は、異国船来航の混乱に伴う物価高騰や、治安悪化による放火の発生などを危惧して、いくつもの触書や達書を出していた。その後、ロシア船ディアナ号は、10月3日に天保山沖を離れて伊豆の下田港へと向かっており、10月15日に下田港に到着し、下田においてプチャーチン一行と筒井政憲・川路聖謨との会談が開始された。しかし、11月4日の安政東海地震に伴う津波によってディアナ号は大破し、修理のために伊豆半島西岸の戸田へ回航中に沈没した（新修大阪市史編纂委員会、1990）。

それでは、地震発生直後の大坂市中で、大坂町奉行が懸念していた火災は発生したのだろうか。大坂在住の医者であった岩永文禎の日記である『鍾奇斎日々雑記 十二』には、11月4日の安政東海地震によって、「西船場の京町堀二丁目（羽子板橋北詰の南西角の町）で、町屋10軒ばかりが倒壊して出火したが、暫くして鎮火した」とある。また、三井家の大坂両替店の記録である『日記録 九四』には、その他に「西船場の兵庫町、上福島村の五百羅漢堂（妙徳寺）前で倒壊した町屋から出火したが、ほどなく火はおさまった」とある。これらのことから、大坂市中とその周辺では、4日の安政東海地震によって少なくとも3か所で火災が発生したが、それらの火災はすぐに町火消によって鎮火されており、大火へと拡大することはなかったようである。

(2) 市中見廻りの強化

11月6日に出された達書には、「町々の見廻りを特に厳重に行い、火の元や盗賊などの用心に専念すべき」（補達 八四〇）という文言がみられる。後で述べるように、11月5日夕刻の地震発生直後の大坂市中では、多くの人々が路上や空き地などに仮小屋を作って避難生活を送っていた。そのような不穏な状況下では、窃盗など犯罪の多発によって治安状態が悪化し、更には火付け盗賊などが横行して、町々では放火の発生する事態も十分に想定できた。そのため、5日の地震・津波の発生以後、大坂市中では治安状態の悪化が危惧されており、町奉行は市中の町々での見廻り（特に夜間の警備）を厳重にするように命じた。

地震と津波によって混乱した大坂市中において火災が発生する事態は、市中の治安状態を更に悪化させる原因ともなり得た。そのため、町奉行としては、火の元注意と町中警備のどちらか一方のみを強化するのではなく、両方を同時に強化しなければ、効果的な治安の確保は望めなかったであろう。

(3) 被害状況の調査

11月4日朝の安政東海地震の発生直後、大坂町奉行の指示によって、市中の町々で倒壊家屋や負傷者などの被害調査が実施された。個々の町の調査結果は、翌5日の宵五ツ時（午後7時

～9時頃)までに、惣会所・町奉行所へ届け出るようになっていた(補達 八三八)。このように、地震発生直後から被害調査を行うことができた理由としては、11月4日の安政東海地震による大坂市中での被害が、局所的に大きかった場所を除いて、全体的にそれほど大規模ではなかったことがあげられる。また、「土蔵の鉢巻(土蔵の軒下の横に一段厚く細長く土を塗った部分)が落ちた程度」といった軽微な被害は調査の対象外となっていた(同前)。このことは、先にみた表3-9の被害の書上には、潰家・崩家・大破損家・潰土蔵という大きな被害のみが記載されており、建造物の軽微な被害が含まれていないことからわかる。

11月5日夕刻の地震・津波の発生から5日が経過した11月10日には、大坂町奉行の指示によって、町々では津波による溺死者やその家族・親類、生活極難渋者の調査を行っており、今日・明日中に惣会所へ届け出るように命じられた(補達 八四二)。なお、先にみた表3-9の被害の書上には、大坂市中や安治川・木津川での津波による破船数がみられることから、この被害調査では破船数も調査の対象であったことがうかがえる。

このような町奉行の指示による被害調査は、実際には大坂三郷の町人が主体となって実施されており、その調査結果に基づいて各町内での被災者数が把握された。その調査結果は、各町内で行われた生活極難渋者に対する施米・施銭など、町人主導による救済活動の際にも活用されたであろう。

(4) 津波による被害拡大の要因

11月6日に大坂町奉行より発せられた達書では、5日夕刻の地震発生から約2時間後の津波来襲までの間に、相次ぐ余震や建物の倒壊などを恐れて、市中の空き地や堀川上の川船などへ避難した人々が、避難場所で酒宴に興じることを禁止している(補達 八四〇)。このような達書の内容からは、地震発生直後という非日常的な状況下で、大坂市中の人々は住居の倒壊に対する不安・恐怖といった緊張状態を強いられていた様子わかる。そして、それを少しでも緩和するために、避難先の川船や空き地などで酒宴を催している人々が少なからずいた実態もうかがえる。

地震発生直後、大坂町奉行は、空き地や堀川上の川船など、避難した場所での酒宴については禁止したが、大坂市中を縦横に廻る堀川上へ川船を用いて避難するという行為そのものについては、何ら禁止しなかった。それは、同じく11月6日の達書に、「強い地震のために、屋形船や茶船などを借りて川中へ避難することは理解できる」(同前)という文言がみられることから明らかである。このことから、地震の際に堀川上の川船に乗り込むことに関しては、当時の大坂の町人(家持・借家人)だけではなく町奉行も、地震からの有効な避難方法と捉えており、禁止するよりもむしろ容認したことがわかる。後に述べるように、このような判断の基礎には、安政南海地震の約6か月前、6月14日深夜～15日朝に発生していた伊賀上野地震の際に、大坂市中の人々は相次ぐ余震から逃れるために堀川内の川船へと避難し、無事に余震を避けられた経験があった。そのため、11月5日夕刻の安政南海地震の発生直後も、大坂市中の人々はその時の経験に基づいて、我先に堀川上の川船へと避難を行った状況が考えられる。だが、このような人々の対応は、結果として大坂市中での津波被害を拡大させる要因の1つとなったのである。

(5) 漂流物の横領禁止

大坂町奉行は、5日の地震・津波による被災直後の11月7日に出した達書で、津波によって破壊された船々から流れ出して堀川内を漂流している船荷物や、金・銀・材木などを拾い取った場合には、町奉行所へ届け出るように命じた。加えて、堀川内を漂流している材木などに極印を打ったり、拾得した物を勝手に私物化する行為を禁止しており、それらを厳重に取り締まった（達 二四一六）。津波による被災後に、堀川内の漂流物の横領を厳しく禁止するといったこのような対応は、今回の安政南海地震の際に初めて実施されたものではなかった。

江戸時代初期の慶安元（1648）年6月、大坂町奉行から出された「上荷船・茶船仕置之事」九カ条では、運賃の厳守、川口での難破船に対する早期救援、流れ込み荷物など拾得物は年寄・難破船の船頭立ち会いの上で渡し、公定の取得謝礼を取るなどを定め、荷物の横領を厳禁していた（新修大阪市史編纂委員会、1989）。このことから、11月7日の達書は、漂流する船荷物の横領を禁じた慶安年間の「上荷船・茶船仕置之事」の内容を受けて出されたものであり、必ずしも今回の地震発生によって新規に制定された法令ではなかったと考える。そのため大坂町奉行は、突然発生した震災に対して全く新規の法令を発するのではなく、既存の法令を補足してその遵守を強化させることで震災への対策を実施したと捉えることができる。このような震災対応からは、地震と津波による大坂市中での甚大な被害発生という非常事態に際して、可能な限り既存の組織や体制を活用し、震災後の混乱状態を早期に終息させるべく対処した町奉行の姿勢がうかがえる。

また、このような漂流物の横領禁止の達書は、147年前に発生した宝永地震（1707年）の津波によって大坂市中の堀川で甚大な被害が発生した際にも、今回とほとんど同様の文言のものが出されていた（西山、2002）。しかし、今回の地震の際に発せられた達書には、以前に大坂市中に甚大な被害を及ぼした宝永地震やその被害に関する文言が全くみられない。このことから、安政南海地震における上記のような達書は、宝永地震の経験を受けて出されたものではないと考える。恐らくは、慶安年間に出された先の「上荷船・茶船仕置之事」に準拠した形で、洪水や高潮による度重なる難破船発生の際に出されていた達書を、今回の津波災害に適用したものであったのだろう。

なお、このような達書が出された背景には、実際問題として、地震・津波後の混乱に紛れて、堀川内に浮遊する船荷物や材木などを掠め取る者たちが横行していた事実があったはずである。そのため、堀川内の漂流物を横領する不逞の輩に対する厳重な取り締まりは、大坂町奉行側の意向のみによって実施されたのではなく、大坂三郷の町人や町年寄など町方側からの要請を踏まえた形で実施されたと考えた方が妥当であろう。

(6) 堀川での通船復旧作業

大坂での諸事について年月順に収録されている史料である『近来年代記 五 同水死御せいらく之事』によると、津波の後、道頓堀川に架かる大黒橋（西横堀川との合流点の上流側）の西側には、津波によって運ばれた1,500石以上の大船が取り残されており、津波の翌日、町奉行所から役人が見分に来た。その後、町々から火消人足などを動員して破船・沈船の取り片付けが行われた。このことから、11月5日夕刻の安政南海地震・津波の発生直後、早くも翌6日には

町奉行の主導で、堀川内の大船の撤去に向けて準備が開始された様子が見えてくる。当時の大坂は、発達した舟運に支えられた商工業都市であり、道頓堀川など諸堀川の通船の復旧は、被災後の町奉行にとって早期に解決すべき課題であった。

安治川・木津川や諸堀川に取り残された大船の撤去作業は、地震・津波発生直後から開始されて順調に進行した。『鍾奇斎日々雑記 十二』によると、安治川筋に入り込んだ大船など357艘、木津川筋に入り込んだ大船など513艘が、地震・津波発生から10日後の11月15日までにはそれぞれの河口へと運ばれており、大坂市中の諸堀川における舟運は一応復旧した。また、木津川から内陸側(東側)へ通じる道頓堀川では、11月15日までに75艘の大船などが木津川河口まで運ばれたが、堀川内にはまだ大船が取り残されていた。なお、当時の道頓堀川の川幅は、西横堀川との合流地点より下流側(西側)で34間(約61.9m)であったことから、所々に数艘の大船が取り残された状態でも川船の通行は可能であった。更に、『近來年代記 五 大船引取之事』によると、堀川に取り残された1,500石積み余りの大船は、船底が水深の浅い堀川(約1.2~1.5m)の底に着いていたとある。そのため、両側に上荷船を並べてその間に大船を吊し、上荷船の上にころ転(木材で作った円柱)を載せて、ろくろ轆轤を用いて人力で川下へ引き出した。このことから、長さ80尺(約24.2m)、幅24尺(約7.3m)、深さ8.8尺(約2.7m)という千石船クラスの大廻船を堀川から川下へと運び出すには、大変な労力を要した状況がわかる。その後、なおも堀川内に残っていた14~15艘の大船は、12月になってようやく川下へ撤去された。ちなみに、木津川と西横堀川をつなぐ立売堀川いたちぼりがわへ入り込んだ大船を川下へと撤去するには、300両もの費用が必要であったようである。

一方、11月12日に出された達書には、安治川・木津川両河口での破船・損船の撤去作業によって航路が回復したので、今後、諸荷物の運送が停滞しないようにすべきである、と記されている(補達 八四四)。このことから大坂町奉行は、まず始めに下流側の安治川・木津川河口の通船を復旧させ、それから3日後の11月15日には、先にみたように上流側の諸堀川の通船を復旧させたことがわかる。そのため、津波による被災以後、河川や堀川での通船の早期復旧という課題に直面した当時の大坂町奉行は、下流側の両河口から上流側の諸堀川へと、計画的に破船・損船や大船の撤去作業を実施したといえるだろう。

なお、『大阪市史』第四下に収められている触書・達書・補達の件数についてみると、地震発生から約1か月が経過した12月2日~同末日の件数は12件となっている。しかし、その中には震災に関する法令は1つもみられなくなることから、12月初めには大坂町奉行の主導による復旧作業は、ひとまず終了したと考えることができる。

(7) 震災復興策

大坂では、市中の道路と同じように、大坂三郷内の淀川筋(大川)や市中の諸堀川(内川)が物資の流通路として非常に重要な役割を果たしていた。しかし、11月5日夕刻の津波発生以後、安治川・木津川や諸堀川の水面は、大船群の遡行によって破壊された橋々の材木、堀川内に散乱した川船などの無数の残骸、または堀川内に取り残された数多くの大船などで溢れていた。そこで大坂町奉行は、それらの漂流物や大船などが障害となって、市中を廻る堀川を活用した舟運が停滞し、それが原因となって大坂市中での諸商品の流通に支障を来すことを危惧し

た。そのため、町奉行が堀川内の大船や残骸の撤去作業を急いだ理由としては、商工業都市大坂の主要な運搬手段であった諸堀川の舟運を速やかに復旧させ、市中での諸商品の流通を回復させることによって、地震後の諸物価の高騰を抑制することがあったと考える。仮に、諸商売の取引が円滑に行われなければ、地震・津波による被災後、町奉行・町人が共に懸念していた諸物価の高騰に拍車をかける事態となり、それは震災によって混乱した市中の不穏な世情を、更に悪化させる要因となり得た。そこで、町奉行は堀川内に残された川船などの残骸や大船の撤去を急務と捉えたのだろう。

また、『大阪市史』第四下の記述によると、市中の舟運が一応復旧した直後の11月17日に、安治川・木津川両河口での通船の回復について、大坂三郷の町々から大坂町奉行へ宛てて感謝状が上申されている（参考 二二二）。このことから、大坂町奉行の震災復興策は、先にみた堀川内の漂流物を横領する者に対する厳重な取り締まりと同じように、町奉行の意向だけで実施されたのではなく、大坂三郷の町人や町年寄などからの要請を受けた形で実施されたと考えることができよう。

以上のように、11月4日朝の安政東海地震や翌5日夕刻の安政南海地震の発生以後、大坂町奉行が実施した震災対応について、主に町奉行が出したいくつかの触書や達書（通達・補達）などから、具体的な事例を個別に検討してきた。町奉行の対応はその職務上、町方（町人）への対応が目立つために、一見すると民政を重視していたかのように思える。しかし、その主たる目的は町人への救済やその生活再建にあったのではなく、むしろ震災後の大坂市中の混乱状態を抑制し、施政を司る為政者としての立場を保全することにあつたと捉えることもできよう。

5. 町人の震災対応

大坂市中で生活を営む住民には大別して、自らが所有する家屋敷に居住する家持層と借家に居住する借家人層という2つの階層があり、市中に土地や家屋敷を所持する家持のみが町の自治運営に参加できた。また、借家人には、地主から土地を借用して家屋敷は自費で建てて居住する地借と、家持から土地と家屋敷を借用して居住する店借といった区別があつた。住民の人口割合では、店借の借家人が大多数を占めていたにも拘わらず、借家人（地借・店借）は家持に属するものとみなされ、町政に参加することはできなかった。ここでは、そのような家持や借家人など、大坂市中に居住していた武士層以外の住民を町人と総称する。先に述べたように、安政南海地震の発生当時、大坂の人口は約32万人であり、そのうち最大で約15,000人が武士層の人口であつたと仮定すると、残りの約30万人程がほぼ町人の人口であつたことになる。以下では、当時、大坂の人口のほとんどを占めていた町人が行った震災対応について、11月5日夕刻の地震発生直後と、その約2時間後の津波来襲直後とに分けて検討していく。

(1) 地震発生直後の避難

11月5日夕刻の安政南海地震の発生直後、大坂市中の町人たちの多くは、相次いで発生する余震や地震による建物の倒壊を恐れて、道路や空き地などに仮小屋を作って避難した。町人たちが路上に仮小屋を設けて避難している様子は、地震後に出された瓦版かわらばんにも描かれている（図3-9）。なお、前日の11月4日朝の安政東海地震の発生直後にも、大坂市中では一部の町人た

ちが屋外に畳を敷いて避難した様子がかがえる（『嘉永七年甲寅大阪再度地震之記』）。4日の地震における大坂市中での揺れは大きく、数多くの家屋・土蔵・堂舎で大破・倒壊といった被害が生じ、その後に余震も続いたため、住居が傾いた町人たちは家屋倒壊の切迫感から、急いで屋外へと避難した。その他の町人たちは、地震（余震）の推移を見守っていたが、5日夕刻の地震発生によって屋外への避難に踏み切ったのである。また、地震発生時の町人の行動については次のような事例もある。

11月5日の夕七時半頃（午後4時前後）に大地震があり、前日（4日）の地震で破損した家屋などは多くが倒壊するように思え、阿波座^{あわざ}の願教寺付近では歩くのが難しい程の大きな揺れであった。地震発生直後には、願教寺の門前の空き地へと、周辺から多くの町人たちが避難しており、各々に念仏や題目を唱えた（『嘉永七年甲寅大阪再度地震之記』）。

ここにある「願教寺」とは、西船場の阿波座地域に位置したことや、寺の前の小橋（薩摩堀上之橋か）を渡って門前に到達した様子を示す文脈から、恐らく願慶寺^{がんけいじ}（広教寺）を示しているのであろう。願慶寺とは、阿波座堀川^{あわざぼりがわ}と薩摩堀川^{さつまぼりがわ}に囲まれた地域に位置した浄土真宗本願寺派の寺院であり、薩摩堀御堂とも称した。このような事例から、大坂市中の町人は、空き地や路上へ避難しただけではなく、寺社の門前や境内へと避難した場合もあったと考える。

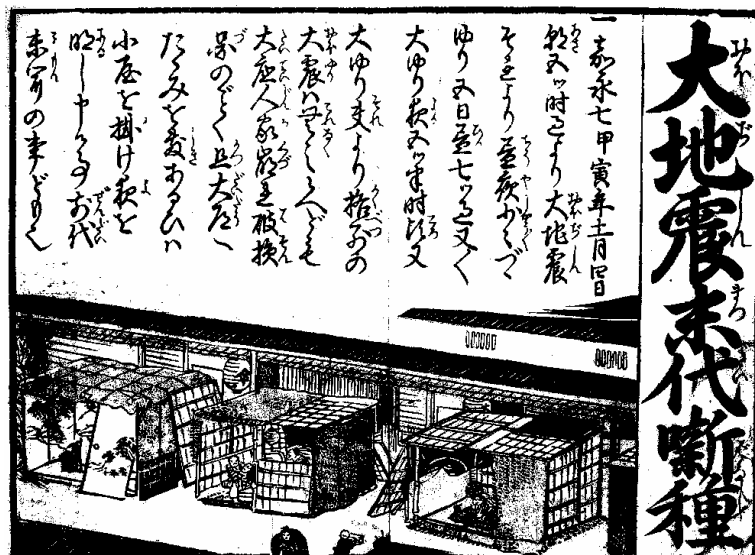
一方、地震発生直後、打ち続く余震や家屋の倒壊から逃れるために、川船の用意ができた町人たちは、市中の堀川上に浮かぶ川船へと家財道具を持ち込んで避難した。また、川船が用意できなかった人々はそのまま数日間、路上などの仮小屋で避難生活を余儀なくされた。多くの町人たちが堀川上の川船に乗り込んで避難した様子については、さまざまな種類の史料に記述がみられる。このことは、数多くの川船を所有していた船問屋のような大商人のみならず、裏長屋に居住していた裏店借家層など、多様な階層の人々が川船へ避難した状況を物語っている。当時の大坂市中の河川や堀川には数多くの川船が行き交っていたために、避難する川船の用意が可能であったのは必ずしも大商人に限ったことではなく、借家人までもが銭を出し合って上荷船・茶船を雇い、堀川上へと避難した。その様子は、豪商の家族など裕福な町人（家持）が避難に用いたであろう家形船、他の多くの町人（借家人）が借り上げた荷物運搬用の上荷船・茶船・剣先船など、避難に用いた川船の種類が多様であったことからもうかがえよう。

また、堀川上の川船へと避難した町人の中には酒宴に興じる者もいたが、それは屋形船に避難した者など極めて例外的な事例であって、川船へ避難したほとんどの町人たちは相次ぐ余震に恐怖し、残してきた家屋や家財道具の無事を心配したと考える。先に大坂町奉行の震災対応でみたように、大坂市中では、地震直後の混乱に乗じた火付け盗賊の横行や、火災の発生などが危惧されたことから、堀川上の川船へ避難した人々も心底から安心はできなかったであろう。

ところで、大坂の町人にとって、地震発生に際して堀川上の川船に乗り込むという避難方法は、必ずしも今回が初めてではなかった。寛文^{かんぶん}2年5月1日（太陽暦では1662年6月16日）に発生して、当時の近江国^{おうみのくに}（滋賀県）や若狭国^{わかさのくに}（福井県南西部）を中心に大きな被害を与えた寛文近江・若狭地震の際には、大坂市中でも本震の後に度々余震を感じており、市中は混乱状態にあった。その余震から逃れるために、昼夜にわたって船に乗り、海上に居住した町人のいたことが確認できる（『元延実録』）。また、市中で火災が発生した際には、町人は家財道具と共に

堀川上の川船に乗り込んで、安全な地域へ避難することが多かった(新修大阪市史編纂委員会、1990)。このように大坂の町人は、地震や火災などの災害発生に際して、川船に乗り込んで海上や堀川上へ避難することが度々あったようである。

その中で直接、今回の安政南海地震に関係してくるのは、約6か月前の6月14日深夜～15日朝に発生し、大坂市中でも家屋・土蔵の破損といった被害を生じさせた伊賀上野地震の際に、町人たちが堀川上の川船に乗り込んで避難したことである。そのため、今回の安政南海地震の際に行った堀川上の川船への避難は、約6か月前に発生した伊賀上野地震の際に川船に乗って避難し、15日～16日の打ち続く余震から逃れることができた、という経験に基づいた対応であったと考える。実際に、11月5日の地震発生直後には、数多くの町人が堀川上の川船に乗り込んで避難した。だが、図らずもそれが災いして、川船に乗り込んだ町人たちは、津波に押し上げられて堀川を遡行してきた大船群によって川船もろとも打ち砕かれ、あるいはその下敷きとなって、多数の溺死者が発生する結果となったのである。



大地震末代噺種

一 嘉永七甲寅年十一月四日
朝五ツ時過より大地震
それより昼夜少々づづ
ゆり五日昼七ツ過又々
大ゆり夜五ツ半時頃又
大ゆり夫より格別の
大震ハ無之候へども
大底人家崩れ破損
図のごとく且大道へ
たゞみを敷あるひハ
小屋を掛け夜を
明し申候事前代
未聞の事ども也

「大地震末代噺種」の詞書の翻刻文。

図3-9 大地震末代噺種【出典：『地震津浪末代噺の種 全』、大阪府立中之島図書館蔵】
注) 地震発生直後、店の前の路上へ襖・戸・障子などを持ち出して仮小屋を作り、避難生活を送っている町人の様子を描いた瓦版。

以上のように、安政南海地震の発生時に大坂の町人たちは、約6か月前の伊賀上野地震の経験を活用して堀川上の川船へ避難することで、それ以後の地震（余震）の揺れからは逃れることができた。しかし、多数の町人がそのような避難方法を採用したために、津波の遡上による大船群の遡行によって、堀川内では多大な被害が発生する事態となった。このことから、堀川上の川船に乗り込んだ避難方法こそが、安政南海地震における大坂市中での津波による人的被害を拡大させた主因であったと捉えることができる。

(2) 津波来襲直後の避難

11月5日夕刻の地震発生後、川船の用意ができなかったために堀川上の川船へは避難せずに、市中の空き地や路上、寺社の門前や境内へ避難していた町人たちは、地震発生から約2時間後に津波が来襲した時、高台である上町地域^{うえまち}を目指し、走って逃げ出した。大坂市中の中でも特に、西部の西船場・堀江などの地域では、立売堀川・長堀川・堀江川・道頓堀川などの堀川へ津波が遡上し、大船群が遡行した。その様子を実際に目の当たりにした町人たちが、津波から逃れようとして上町地域へと急いで走り逃げ、道路が混雑した様子が、当時、大坂の豪商であった泉屋住友家の家記である『住友家史垂裕明鑑抄 乾』に記されている。このように走って逃げるのが可能であった人々は、地震発生直後に道路や空き地で仮小屋を構えて避難した人々であった。一方で、家財道具と共に川船に乗り込んで堀川上へ避難した人々は、堀川内が多数の川船で混雑したこともあって、容易に移動することはできなかった。そのため、川船にいた人々は、下流からの津波来襲という状況の変化に応じて、走って逃げるといような臨機応変な避難行動を行うことは、ほとんど不可能であったと考える。

上町地域へと避難した町人たちは、路上に避難しただけではなく、上町台地西縁上の生玉筋^{いくたますじ}中寺町^{なかつてらまち}・生玉寺町・天王寺町など、寺町地区にあった寺院の境内へと避難した場合もあったであろう。寺院の境内を避難場所とするのは、147年前の宝永地震（1707年）の際にも実施されていた避難方法であり（西山、2002）、今回も同じような行動をとったことは容易に想像できよう。

また、春の家有枝が著した『世直り草紙』という随筆には、5日夕刻の地震・津波の発生以後、混乱状態が続く大坂市中では、「また津波がある」といった津波再来の流言が飛び交い、そのような流言によって町人たちが続々と上町地域へ避難した様子が記されている。実際に、津波来襲から2日後の11月7日になっても上町へ逃げた町人がおり（『鍾奇齋日々雑記 十二』）、津波再来の流言によって上町への避難行動が促進された状況が見て取れよう。

(3) 津波による被災

5日夕刻の地震発生直後、多数の町人が大坂市中を廻る堀川上の川船へ避難した。地震から避難した町人たちを乗せた堀川上の数多くの川船（上荷船・茶船など）は、津波に押し上げられて安治川・立売堀川・長堀川・堀江川・道頓堀川などの堀川に沿って遡行してきた大船群（数百艘の大小廻船）に押し潰され、破損もしくは大破・沈没して多数の負傷者・溺死者が発生した（図3-10）。その被害については、「3. 大坂での被害状況」で既に述べているのでそちらを参照されたい。

前日4日の安政東海地震の際には、大坂市中でも家屋・土蔵・堂舎などに大破・倒壊したも

のがあったため、地震による被害が注目された。けれども、5日の安政南海地震の際には、地震よりもその直後の津波による被害の方が大きかったために、津波被害の方が注目されて、数多くの史料にその被害の様相が記されている。

なお、図3-8に示したように、安政南海地震（1854年）における道頓堀川への大船群の遡行は大黒橋の手前までであり、147年前の宝永地震（1707年）の際には日本橋の手前までであった（西山、2002）。そのため、宝永地震の津波は、安政南海地震の津波より750m以上も内陸側へ大船を遡行させており、宝永地震の津波の方が今回の津波よりも大きかった状況がわかる。

安政南海地震における大坂での津波被害は、数多くの町人が堀川上の川船に避難していたところへ、津波に押し上げられて堀川を遡行してきた大船群が、川船に次々と衝突し、あるいは押し潰して甚大な被害を及ぼしたという点で、宝永地震の場合と共通している。そのため、宝永地震から147年後の安政南海地震の発生に際し、大坂の町人や町奉行が以前の宝永地震の被災経験を活用して、そのような川船での避難方法を積極的に取り止めた状況も想像できる。しかし、先に検討したように、6月の伊賀上野地震や安政南海地震の発生直後に、堀川上の川船に乗り込んで避難する方法について強く諫めた文言や、その行動を町奉行が厳重に禁止した触書・達書などは、史料中に見受けられない。このことから、安政南海地震が発生した当時、大坂市中では前回の宝永地震の被災経験が伝承されていた可能性はあるが、その活用はほとんど不可能であったと考える。仮に、宝永地震の記録に基づいて、5日の地震発生直後から津波来襲に対する警戒の声が一部であがったとしても、半年前の伊賀上野地震や前日の安政東海地震の直後に津波が起こらなかったことから、川船への避難を止める人はほとんど皆無であっただろう。



図3-10 大地震末代嘶種【出典：『地震津浪末代嘶の種 全』、大阪府立中之島図書館蔵】

注）津波によって木津川口より押し上げられ、道頓堀川を遡行した大船群が、避難した町人たちを乗せた堀川上の川船を次々に押し潰していく様子を描いた瓦版。大船の衝突によって飛び散る道頓堀川沿いの建物の屋根瓦や、衝突の勢いで船から放り出される人、船から落ちて溺れている人々の姿などが描かれている。

大坂市中の町人は、5日の安政南海地震の発生時点で、147年前の宝永地震よりも、約6か月前に経験していた伊賀上野地震の被災経験を重要視しており、堀川上の川船へ乗り込むことを地震（余震）に対する有効な避難方法と捉えて積極的に採用した。だが、結果的にそのような避難方法は、4日・5日の地震による大坂市中での被害（震害）を、その後の津波来襲によって更に拡大させる原因となった。

(4) 復興に向けての活動

次では、震災後に町人が実施した復興に向けての活動について、いくつかの事例をみていくことにする。

『続地震雑纂』という史料には、11月4日の安政東海地震もしくは、5日の安政南海地震によって傾いた家屋が、その後の余震で倒れないように、通りに面して丸太を立て掛けて支えた様子が記されている。このような対応は、町人が自らの手で被災した家屋の修復を開始する前段階のものではあるが、こうした応急処置を手始めに、5日の地震・津波以降、余震が鎮静化していくにつれて、大坂市中ではさまざまな復旧工事が実行されていったのであろう。

先に述べたように、地震発生後の津波来襲によって道頓堀川や堀江川などの堀川では多数の溺死者が生じており、人々はそれら多数の死体を処理する必要に迫られた。死体の処理については大坂町奉行から指示があり、堀川内から引き上げられた死体は、身元が判明したものはその町内へ運ばれ、また身元不明の死体は、大坂市街地の南部にあった最大の墓所である千日墓所^{せんにおぼしよ}（難波村領の道頓堀墓所）に集められて、まとめて茶毘に付された（『近來年代記 五 同水死御せいらく之事』）。なお、千日墓所の火葬場に集められた身元不明の死体は、そこで身元が明らかになったものは親族に引き取られて葬送されており、死体の余りの多さに棺桶の数が不足していた（『浪華百事談』）。

このような死体の処理は、為政者である大坂町奉行の職務上、市中の衛生状態の悪化防止を主眼に置いて行われた対応と考える。しかし、被災した町人たちにとって、眼前に累々と横たわる死体を取り片付け、非業の死を遂げた死者を葬送するという行為は、震災後の非日常的な状態からの回復を促進し、自らの日常生活を復興させていく上で必要なプロセスであったように思える。

(5) 震災後の救済活動

震災後の大坂三郷では、大坂町奉行よりもむしろ町人（町方）の主導による救済活動の方が主体を成していたと考えるが、その具体的な事例については余り知られていない。そこで以下では、町方による^{せぎょう}施行の事例として、北船場の道修町三丁目（北組）で行われた、地震・津波による極度の生活難渋者に対する米・銭の施行についてみていくことにする。なお、施行とは、大火・水害・飢饉などの災害発生に際して、武士・豪商・町人などが一時的に窮民に米・銭を施す行為である。

道修町三丁目は、東西を東横堀川と西横堀川、南北を大川（堂島川）と本町通に囲まれた北船場地域に位置しており、北船場には江戸時代初期から問屋・仲買商・両替商などが集住して、「天下の台所」を担う大坂の経済的中枢となっていた。道修町三丁目を含む道修町は、江戸中期以降に薬種屋中心の町となり、道修町三丁目は、道修町薬種仲買仲間の指定居住地として、

薬種の卸売業者が集住する町であった（新修大阪市史編纂委員会、1990）。地震・津波以後、道修町三丁目では、極度の生活難渋者に対して施行を実施していることから、地震によって少々の被害はあったが、津波による直接的な被害はほとんどなく、大坂市中の被災した町々に対して施行を行えるだけの余裕があったと考える。

先に述べた『大阪市史』第四下に収められている触書・達書からは、大坂町奉行が中心となって施行を実施した状況はうかがえない。しかし、11月9日の達書によると、町方からの施行については、大坂三郷の各々の惣会所へ届け出る必要があり、施行は惣会所や町奉行所で統括された（補達 八四一）。これを受けて、道修町三丁目の商家（家持・借家人）から、肥後米（俵単位）や銭（文・貫文単位）が極度の生活難渋者へ施行されており、それに関して11月11日には、北組の惣会所と西町奉行所へ施行の届け出がなされている（『大地震突浪ニ付極難渋人江米銭施主帳 嘉永七年』）。その施行の内訳を表3-11に示した。

なお、町方からの施行については、大坂三郷の各々の惣会所や町奉行所が統括したことから、その後、極度の生活難渋者へ実際に米や銭を配付したのは、道修町三丁目の町人たちではなく、北組の惣会所もしくは西町奉行所に雇われた者たちであったと考える。また、極度の生活難渋者への米や銭の施行に際して、物品の購入に用いる銭はそのまま生活難渋者に配られたであろうが、米については粥にして配付された可能性が高い。何故なら、施行の対象となる極度の生活難渋者は、例えいくらかの米を施与されたとしても、それを食するために煮炊きを行う竈や鍋などが、地震・津波による被災などの事由で用意できなかったと推測するためである。

その後、施行の届け出から約1か月が経過した12月17日に、施行を実施した道修町三丁目の町人（家持・借家人）に対して、江戸からの指図を受けた西町奉行所より褒美銀が付与された。施行の内訳とそれに対する褒美銀の内訳を表3-12に示した。西町奉行所から付与された褒美銀は、肥後米1石=79匁6分（79.6匁）の銀高換算、銭1貫文=9匁9分6厘（9.96匁）の銀高換算で算出されている。そして、銀100目（100匁）につき2匁9分（2.9匁）の割合、つまり、施行した額の2.9%が褒美銀としてそれぞれの施主（施行を行った者）へ付与された。しかし、前にみた史料（『大地震突浪ニ付極難渋人江米銭施主帳 嘉永七年』）にある西町奉行所から付与された褒美銀の総額銀43匁1分7厘（43.17匁）と、表3-12にある道修町三丁目の施主へ付与された褒美銀の合計額、銀43匁2分3厘（43.23匁）とでは、施主へ付与された方が6厘多くなっている。このような褒美銀の誤差は、西町奉行所側の褒美銀総額の計算間違いであったのだろう。恐らく、この不足分の褒美銀6厘については、後日、道修町三丁目の施主総代より北組惣会所と西町奉行所へ届け出がなされ、再度施主へと付与されたに違いない。

このように大坂町奉行が、施行を行った者に対して少額ながらも褒美銀を与えたことは、更なる町人からの施行を引き出す目的があり、町奉行の手に負えない町方への細かな救済活動については、町人からの施行に任せていたと考える。また、このような町奉行による半ば形式的・名誉的な褒美銀の付与を受けた町人には、町内での格付けの上昇など、何らかの付随した利得があったことも考えられ、施行を実施した町人（家持・借家人）の中には、この褒美銀の付与を目的とした者もいたであろう。

ところで、大坂市中で生活難渋者への施行が実施されたのは、決して今回の安政南海地震が

最初ではなかった。その事例の1つに、天保8（1837）年2月19日の大塩^{おおしお}の乱による大火（大塩焼け）の後に、町人による類焼難渋者への施行があったことがあげられる。大塩の乱の際には、火災によって大坂市中の約5分の1が焼失しており、焼け出された罹災民のために、町奉行の主導によってお救い小屋が建てられ、豪商によって類焼世帯に1貫文ずつの銭が施行されていた（新修大阪市史編纂委員会編、1990）。このような施行を実施する第一の目的は、直接的に被災した極度の生活難渋者を救済することであった。しかし、二次的な目的としては、災害発生以後、間接的に生活が困窮した人々が急激に増加し、打ちこわしといった都市騒擾の発生が懸念されたため、そのような不安定要因をあらかじめ減少させておく必要があった。集団で家屋や家財等を破壊する行為である打ちこわしの発生によって、直接被害をこうむるのは豪商など裕福な町人層であったことから、災害発生以後、豪商たちは積極的に多額の米や銭の施行を実施して罹災民を救済し、打ちこわし発生の抑止に努めたといえよう。

これらのことから、大坂市中では、地震や津波よりも頻発した災害である大火や飢饉の際に、町人による施行が実施されており、そのような災害対応が今回の震災に際しても適用されたと考える。また、大火発生後の町人による施行は、半ば慣行化ないしは制度化されており、それが安政南海地震の発生後における大坂市中での組織的な施行を可能にしたのであろう。

表3-11 道修町三丁目の施行の内訳

【西山作成、『大地震突浪ニ付極難渋人江米銭施主帳 嘉永七年』による】

注) 肥後米は、江戸時代において大坂堂島の米市場の基準米となっていた米で、品質が良好で取引量は全国一であった。

施行の内容	施行の数量(軒数)
肥後米	15俵 (7軒)
銭(鳥目)	109貫500文 (36軒、連名1軒あり)
施行軒数の合計	43軒 (44名、連名1軒あり)

表3-12 道修町三丁目の施行と褒美銀の内訳

【西山作成、『大地震突浪ニ付極難渋人江米銭施主帳 嘉永七年』による】

注) 個々の施行額に応じて西町奉行所から付与された褒美銀の内訳を示した。肥後米の施行については銀高に換算されて褒美銀が付与されている。

施行の内訳	軒数	合計	褒美銀の内訳	軒数	合計
肥後米6俵	1軒	6俵	4.610匁	1軒	4.610匁
肥後米2俵	3軒	6俵	1.540匁	3軒	4.620匁
肥後米1俵	3軒	3俵	0.770匁	3軒	2.310匁
計	7軒	15俵	計	7軒	11.54匁
銭10貫文	1軒	10貫文	2.888匁	1軒	2.888匁
銭5貫文	12軒	60貫文	1.444匁	12軒	17.328匁
銭3貫文	4軒	12貫文	0.886匁	4軒	3.544匁
銭2貫文	9軒 ※	18貫文	0.577匁	9軒 ※	5.193匁
銭1貫500文	1軒	1貫500文	0.433匁	1軒	0.433匁
銭1貫文	7軒	7貫文	0.288匁	7軒	2.016匁
銭500文	2軒	1貫文	0.144匁	2軒	0.288匁
計	36軒	109貫500文	計	36軒	31.69匁
合計	43軒	15俵+109貫500文	合計	43軒	43.23匁

※ 施行軒数は9軒であるが、連名が1軒あるために人数は10名となっている。

6. 震災対応の特徴

安政南海地震における大坂での被災状況は、147年前の宝永地震の場合とほぼ同じ様相を呈しており、地震被害よりも津波被害の方が大きいという共通の特徴がある。それには、宝永地震と同様に安政南海地震の場合も、地震発生直後から津波来襲までの約2時間の間に、相次ぐ余震や家屋の倒壊を恐れて、数多くの町人が堀川上の川船へ避難したという、同じような被害の原因があった。そこへ津波に押し上げられて堀川を遡行してきた大船群が次々に衝突し、避難していた町人たちは川船もろとも押し潰されて、多数の溺死者や破船・沈船が生じた。そのため、大坂町奉行や町人の震災対応は、その大半が津波被害に対するものとなり、宝永地震の場合に類似したものとなった。

安政南海地震の発生当時、147年前に発生した宝永地震の被災経験は、大坂市中の何処かで記録として残っていたかも知れないが、史料記述からは何らかの被災経験が町方で常日頃から伝承されていた様子はいかかえず、地震発生時に活用された形跡も見当たらない。このように、安政南海地震時の大坂において、宝永地震の被災経験が伝承されていなかった理由として、当時の人は、住民の間で地震・津波被害について積極的に語られる機会がなかったために、年月を経て忘れ去られていったことをあげている（『九桂草堂随筆 卷之八』）。このような要因が重なり合って、18世紀初頭の宝永地震における被災経験は、19世紀中頃の安政南海地震の発生時まで伝承されてこなかったであろう。

その結果として、安政南海地震の約6か月前に発生した6月の伊賀上野地震発生の際には、6月14日深夜～15日朝の地震発生以降、16日にかけて打ち続く余震や、更なる大地震の発生を恐れて、大坂市中では町人たちが堀川上の川船へと避難していた。しかし幸いにも、伊賀上野地震は内陸地震であって、大坂湾沿岸に津波が来襲することはなかったため、宝永地震の時のように津波によって被害をこうむることはなかった。それが却って災いして、伊賀上野地震以後の大坂の人々の中に、川船に乗り込んで堀川上へ避難を行うことは、地震（余震）に対して有効な避難方法であるという認識が生じた。そして、半年前に発生した伊賀上野地震の経験が大坂の人々の記憶に新しく、更に前日の11月4日の安政東海地震が大坂では津波を伴わなかったために、安政南海地震の発生直後、多くの人々は堀川上の川船へと避難したのであった。堀川上へ避難した町人たちには、「地震の後には津波が来る」という、地震と津波とを関連させた災害意識は皆無に等しかった。

一方、江戸時代における大坂市中の住民構成の変化からは、次のようにも考えられる。大坂では、18世紀初め頃までは市中の人口は増加する一方であり、周辺農村だけではなく、全国から人々を集めて発展していたが、18世紀後半には大坂町人の家業経営は競争が激しくなり、無制限の発展は困難になり始め、人口増加は停滞するようになった（乾、2003）。このことから大坂市中では、宝永地震が発生した18世紀初頭を頂点として、以後は人口が停滞し始めており、大坂の経済情勢の悪化と相まって、19世紀中頃までには一部の豪商などを除いた住民の大多数が入れ替わっていたと考える。そのため、18世紀初頭に発生した宝永地震の被災経験が、それ以降の世代へ伝承されにくい状態が生じており、19世紀中頃に発生した安政南海地震に至るまで、数世代にわたって被災経験を伝承することが困難であった状況が想定できる。

7. 安政南海地震が与えた影響

当時の大坂の町人たちは、安政南海地震（1854年）に際して、147年前の宝永地震（1707年）の経験を全く活用することができずに、多大な被害をこうむった。そこで、自分たちの子孫がそのような地震・津波に遭遇した場合には、可能な限り人的な被害を軽減できるように、その対応マニュアルを作成した。地震後に著された『世直り草紙』という随筆には、「大地震用慎心得の事」として、大地震が発生した際に注意すべき事柄がまとめられている（図3-11）。

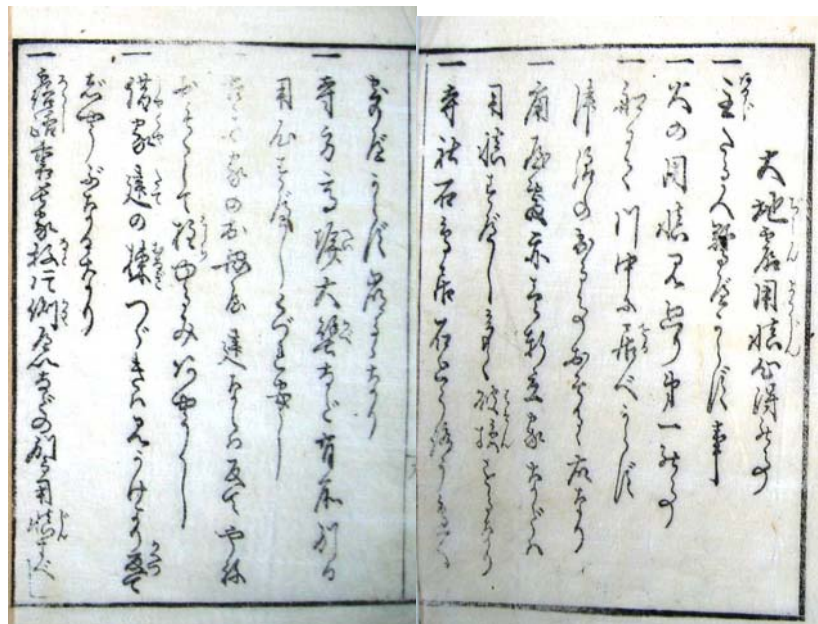
また、過去の地震・津波の被災経験を活かすことができなかつた当時の大坂の町人たちは、その苦い経験を石碑に刻むことによって永らく後世へ伝承させて、次の大地震発生の際に後世の人々が今回と同じ過ちを繰り返すことがないように対策を講じた。現在、大阪市浪速区幸町3丁目9の大正橋東詰に建っている「大正橋安政南海地震津波碑」（写真3-2）に刻まれた「大地震両川口津浪記」という碑文がそれである。この石碑はその碑文から、安政南海地震の翌年、安政2（1855）年7月に幸町五丁目や長堀茂左衛門町の町人たちによって、幸町五丁目（大坂三郷の南組に属した日吉橋南詰の町）の木津川の渡し場に建てられたことがわかる。当時、幸町五丁目に大正橋はなく、渡し船の乗り場があったことから、木津川の渡し場という人々の往来が多い場所に地震津波碑を建てることによって、多くの人々の目に触れさせようとした建碑者の意図がうかがえよう。なお、この石碑に刻まれた「大地震両川口津浪記」は、筆写されて木版刷の瓦版にもなっている（図3-12）。

その碑文には、伊賀上野地震、安政東海地震、安政南海地震における大坂市中での地震や津波の被害状況、また人々の避難の様子などが記されている。更に、多くの人々が堀川上の川船に乗り込んで避難したために、津波に押し上げられて遡行してきた大船群によって川船ごと打ち砕かれ、夥しい水死者を生じる結果になった過程が述べられている。そして、安政南海地震の147年前に大坂を襲った宝永地震の際にも、堀川上の川船に乗って避難しており、津波によって多数の溺死人が生じていたが、その被災経験については、年月を経て伝え聞く人も稀になったために、今回も同じような被害をこうむるに至ったとある。そのため今後、大地震が発生した際には必ず津波が来るから、川船に乗って堀川へ避難してはならない、と後世の人々に警告を発している。

以上のような安政南海地震による被災に端を発した行為は、自らや近親者が被災者となった大坂の町人たちが、自発的に実施したものである。それでは、大坂町奉行は、先に検討した震災復興策の実施とは別に、安政南海地震によってどのような影響を受けたのであろうか。

震災後の大坂町奉行は、11月5日の安政南海地震だけではなく、その約1か月半前の9月18日に起こったロシア船来航以後の沿岸防備についても対応を迫られており、まさしく「内憂外患」を抱えた状態であった。地震・津波によって大坂市中の中枢部はほとんど被災せず、先に検討したように震災からの復興も迅速に実施されたために、安政南海地震が大坂町奉行に与えた影響は短期的なものとなった。それよりも、約1か月半前のロシア船来航という事件の方が、以後の大坂町奉行により長期的な影響を与えていた。そのため、嘉永7年（安政元年）末の大坂町奉行にとっては、日増しに問題化していく異国船に対する沿岸防備の方がより深刻で、早急に解決すべき課題となっていた。その一方、震災後の復興が進捗するにつれて安政南海地震の

影響は減少していったことから、以後の大坂町奉行の施策にはほとんど影響を残さなかったと考える。



大地震用慎心得の事
(大地震が起こった時に注意すべきこと)

- 一、主たる人驚べからず事
(主人は驚いてはいけない)
- 一、火の用慎見廻り第一の事
(火の元に注意し、見廻りを第一にすべきである)
- 一、船にて川中に居べからず、津浪の出る事おそるゝ故なり
(津波来襲の危険があるために、船で川へ避難してはならない)
- 一、角屋敷亦壹軒立家などハ用慎すべし、多く破損するなり
(角にある家屋や一軒家などは破損するので注意すべきである)
- 一、寺社石鳥居石とうろう邊へ寄べからず、崩るゝなり
(寺社の石鳥居や石燈籠は崩れるので近寄ってはならない)
- 一、寺方高塀大壁など有所別而用心すべし、くづれ安し
(寺院の築地塀や土塀などは崩れやすいので、特に注意すべきである)
- 一、古き家のお母屋建ならハ反てやねおもくして柱ゆるみあやうし
(古い大きな家屋は屋根が重いために柱が弱く危険である)
- 一、借家建の棟つゞきハ見かけより反てじやうぶなるなり
(借家のような棟続きの家屋は、見かけとは逆に丈夫である)
- 一、露路裏長家杯片側へいなどの別而用慎すべし
(路地裏の長屋や塀などは特に注意すべきである)

「大地震用慎心得の事」の翻刻文と現代語訳。

図3-11 『世直り草紙』の「大地震用慎心得の事」の部分【東京大学地震研究所図書室蔵】
注)『世直り草紙』は、嘉永7年に春の家有枝が著した随筆であり、大坂市中での地震や津波の被害状況、避難の様子、各地の被害状況などが記されている。



写真3-2 大正橋安政南海地震津波碑【2004年3月西山撮影】

注) 大阪市浪速区幸町3丁目9の大正橋東詰北側の歩道上に建つ石碑であり、現在も町内の住民の手によって維持・管理されており、年に1回碑文に墨が入れられている。



大地震両川口津浪記

于時嘉永七甲寅年六月十四日子刻頃大地震、市中一統驚き、大道川端二たゝすみ、
 ゆり直しを恐れ、四五日心もとなふ夜を明しぬ、伊賀、大和けか人多しとなん、同十一月四日辰刻
 大地震、前二恐れ明地に小屋懸、老少多く小船二乗、翌五日申刻大地震、家くつれ出火も有、
 恐敷有様漸治る頃、雷の如くひゞき、日暮頃海辺一同津浪、安治川ハ勿論、木津川別而はげ敷、
 山の如き大浪立、東堀迄泥水四尺斗込入、両川筋二居合す数多の大小船碇綱打され、一時
 川上へ逆登勢ひに、安治川橋、亀井橋、高橋、水分、黒金、日吉、汐見、幸、住吉、金屋橋等
 悉くつれ落、猶大道へあふる水に、あへて逃まよひ、右橋ヨリ落込も有、大黒橋際二大船横せきに
 成候故、川下ヨリ込入船、小船を下敷に弥か上乘懸ケ、大黒橋ヨリ西松ケ鼻、南北川筋一面暫時二船
 山をなして多く破船、川岸の掛造り納家等大船押崩し、其物音、人のさげぶ聲々急變にて、
 助ケすくふ事あたはず、忽水死けか人夥敷、船場、島の内迄も津浪寄せ来ると、上町へ逃行
 有様あはたし、今ヨリ百四十八ヶ年前宝永四丁亥年十月四日大地震の節も、小船にのり
 津浪にて溺死人多しとかや、年月へたてハ傳へ聞人稀なる故、今亦所かはらず
 夥敷人損し、いたま敷事限なし、後年又斗かたし、都而大地震の節ハ津浪起らん
 事を兼而心得、必船に乗へからず、又家崩れて出火もあらん、金銀證文蔵メて、火用心
 肝要也、扱川内滞船ハ大小二應し、水勢おたやかなる所えらみつきかへ、かこひ船ハ
 早々高く登し、用心すへし、かゝる津浪ハ沖ヨリ汐込斗に非ず、磯近き海底、川底等より
 吹わく、又海辺の新田畑中に泥水あまた吹上る、今度大和古市池水あふれ、人家
 多く流しも、此類なれハ、海辺、大川、大池の邊に住人用心有へし、水勢平日の高汐と
 違ふ事、今の人能知る所なれども、後人の心得、且溺死追善旁、有の俣拙文にて記し置、
 願くハ心あらん人、年々文字よミ安きやう、墨を入給ふへし

天下和順 日月清明
 風雨以時 災厲不起
 南無阿彌陀佛
 南無妙法蓮華經
 願以此功德 普及於一切
 我等與衆生 皆共成佛道

先達し人は知しきそ
 末の世にくらぬ
 かたみを残す石ふみ

安政二乙卯年七月 幸町五丁目渡場建之

「大地震両川口津浪記」の翻刻文。

図3-12 「大地震両川口津浪記」の瓦版【大阪府立中之島図書館蔵】

注) 大正橋安政南海地震津波碑の碑文を筆写した木版刷の瓦版である。複数枚が現存していることから、石碑が建てられた安政2 (1855) 年7月以降、大坂市中に流布したことがわかる。

8. おわりに

安政南海地震が大坂市中に及ぼした被害の災害因は、地震と津波であった。それが市中で大きな災害を生じさせた主因は、多数の人々が堀川上の川船に避難していたところへ、津波に押し上げられて堀川を遡行してきた大船群が衝突し、多くの川船が破損・沈没して多数の溺死者が生じたことであった。このことから、地震発生直後に人々が実施した川船を用いた避難方法は、堀川を遡行してきた大船群に対して極めて高い脆弱性を有していた状況がわかる。仮に、地震発生直後、余震が相次ぐ最中でも、町人たちが大坂市中を廻る堀川上の川船に乗り込んで避難していなければ、多数の溺死者を生じる事態には至らなかったであろう。

同一地域で発生する地震災害は、短くとも5～7世代に1度（百数十年に1度）と発生間隔が長いことから、前回の地震災害が何らかの手段を媒体として次世代へ継承されていく条件が整っていなければ、震災の経験が後世へ伝承されることはなく、2～3世代（数十年）ほどで忘れ去られてしまう。このような理由から、ある震災に遭遇した人々にとって、過去の震災経験を活かすことは極めて困難な状況下であり、過去の震災は必ずしも次の震災に際して有用な被災経験とはなり得なかったであろう。そのため、ある震災発生時における人々の対応には、それ以前の震災の影響はほとんど見受けられないと考えた方が妥当であり、まさしく安政南海地震における大坂での震災対応がそれに当てはまるように思える。

最近の南海地震である昭和21（1946）年12月21日の昭和南海地震の際には、津波が大阪湾内に浸入して河川を遡上し、大阪市内の安治川で流船7隻、木津川で木材が流失という被害が生じた（羽鳥、1980）。けれども、現代の大阪の住民のほとんどは、津波が河川を遡上して市内に被害をもたらすことを意識していない。今世紀中に発生が想定されている南海地震の際にも、大阪の市街地を流れる河川に沿って津波が遡上する事態が十分考えられ、津波によって橋梁や水門が破損し、堤防を乗り越えた津波によって市街地が浸水する可能性がある。過去に宝永地震と安政南海地震によって多大な被害をこうむった大阪における被災経験は、今後、大阪での地震・津波防災を考える上で重要な課題を投げかけているであろう。

〔付記〕

本節は、筆者が発表した下記の論文を加筆・修正したものである。

西山昭仁：「安政南海地震（1854）における大坂での震災対応」、歴史地震，第19号，116-138，2004年。

第3節 紀伊国広村について〔柄谷〕

1. 広村と地震津波

紀伊国^{ひろむら}広村（現在の和歌山県有田郡広川町広）は、太古の昔より、その海岸地形が誘因となって、しばしば地震津波の来襲を受け、そのたびに壊滅的な被害を受けてきた。広湾・湯浅湾はラップ型に入り組んだリアス式海岸であり、津波が浸入してくると、波高が次第に増大する。

特に、広村は低地帯であるのと、北側に広川が流れ、南側に江上川があるので、津波が来襲すると、それらの河川を遡上し、町全体が水で包囲され浸水してしまう可能性が高い。和歌山地方気象台によれば、和歌山県下に被害を及ぼした地震及びこれによる津波があったものは、推古天皇7（599）年から昭和38（1963）年まで、67回あったと記録され、そのうち、津波による被害が大きかったものは21回とある。特に、広村での地震津波被害は、言い伝えと実際とをあわせると、以下のように8回を数える。

- ① 正平16年(康安元年)6月24日（太陽暦では1361年8月3日）の南海地震
- ② 文明7年7月24日（太陽暦では1475年8月25日）(口碑)
- ③ 明応7年8月25日（太陽暦では1498年9月20日）の明応地震
- ④ 天正13年11月29日（太陽暦では1586年1月18日）広村に残る口碑であるが、『日本災異誌』や『有田郡誌』には記載されている（天正地震）。
- ⑤ 慶長9年12月16日（太陽暦では1605年2月3日）の慶長地震
- ⑥ 宝永4年10月4日（太陽暦では1707年10月28日）の宝永地震
- ⑦ 嘉永7年(安政元年)11月5日（太陽暦では1854年12月24日）の安政南海地震
- ⑧ 昭和21（1946）年12月21日の昭和南海地震

中でも宝永4（1707）年には、マグニチュード8.4の地震による激震と波高14mの津波が来襲し、300人近い犠牲者を出した。それ以来、この村の人々は地震の後の津波来襲を恐れ、いち早く高台に避難することを代々言い伝えられてきた。また、安政元（1854）年11月4日の午前8時頃に東海・熊野灘沖を震源として安政東海地震津波、その約32時間後の翌日11月5日の午後4時頃には紀伊半島・四国南方沖の海域を震源として安政南海地震津波が発生した。5日の地震津波による広村での被害は、津波による死者36人（うち男12人、女18人、小児6人）、家屋流出125棟、全壊10棟、半壊46棟、浸水被害家屋158棟、合計339棟で、村内のほぼすべての家屋が甚大な被害を受ける大惨事となった。



写真3-3 広湾上空から見た広川町広地区の海岸の現況

【出典：『「稲むらの火」と史蹟広村堤防』、気象庁、西太平洋地震・津波防災シンポジウム】

2. 安政南海地震津波後の応急対応期

後に甚大な被害をもたらす安政南海地震が発生する6か月前の、嘉永7／安政元（1854）年6月15日に、広村では強い揺れを感じている。このとき、村民は揺れによる恐怖のため、戸外に逃げて、一夜を野天で明かした。その後、誰がいうでもなく、今年は津波が来るという流言が広まった。そのような中、嘉永7／安政元（1854）年11月4日の朝、安政東海地震が発生した。この地震は、6月の地震にも増して揺れが激しかったので、津波が来ることを案じ、村民はいち早く高台に逃げ、一夜を過ごしたが、この地震による津波の被害はなかった。翌5日には、風もなく、波も穏やかで、高台に避難していた村民も、徐々に帰宅していった。その日の午後4時の日没近い頃、安政南海地震が発生し、その揺れの激しさといえは前日の安政東海地震の揺れの比ではなかったという。

下総国（千葉県北部）銚子から、故郷である広村に帰っていた醤油業を営んでいた濱口梧陵^{はまぐち くりょう}は、この地震に遭遇した。「この激烈なこと前日の比にあらず」と手記に書いているように、想像を絶する大地震が近畿、四国、九州東部に及んだ。「これはただ事でない」、津波来襲を予見した梧陵は、若者たちに村民をいち早く高台に避難するよう指揮した。やがて夕闇迫る広村では、既に第1波8mもの津波が押し寄せていた。村を囲うように流れる広川（図3-13左側）と江上川（図3-13右側）を激しく逆流し、村民の避難路を塞ぐとともに、逆巻く高波が一瞬にして家屋をなぎ倒した。道路や橋を流出し、田畑を一掃した潮流は村全体を泥沼にした。暗闇の中、梧陵は逃げ遅れる村民を避難させようと努力しながら、自らも激流の中、高台である広八幡神社に避難した。前述したように、宝永4（1707）年の地震によって当時広村は被災地となったが、147年という経過に伴い、経験者も残っておらず、当然ながら「地震の後には津波が来襲、高台への早い避難が重要」という教訓も伝わっていなかったのである。

梧陵は、今なお逃げ遅れた村民を救うため、再び若者十数人を従え、松明（たいまつ）に火をつけ、田んぼの稲むら（刈り取った稲を乾燥させた後、脱穀するまでの間、空き地などに積み上げておくもの。稲塚ともいう。）に次々と火を放ち、避難路の道標とした。この火の明かりで無事高台に避難できた村民は少なくなかったという。

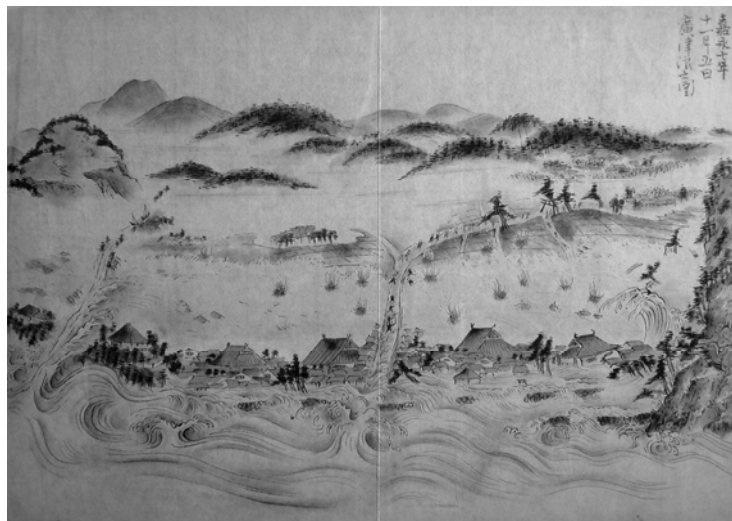


図3-13 広村津波図【養源寺蔵】

図3-13は広村津波図であり、津波来襲時、まさに村民が高台に避難しようとする壮絶な様子を、文人・画家の古田咏処が隣の栖原村（現；湯浅町栖原）から見て描いたものである。記録だけでも7回もの津波が押し寄せ、その中を逃げ遅れた村民が燃える稲むらの明かりを頼りに必死になって^{ひろはちまん}広八幡神社（現；広川町上中野）の高台に向かって避難する様子が、迫真をもって描かれている。写真のなかった当時であるだけに、現代の我々に当時の状況や教訓を伝える貴重な資料といえる。

3. 安政南海地震津波後の復旧対応期

一夜明けて甚大な被害を受けた広村の惨状を目の当たりにした梧陵の活躍はむしろこれからで、今でいう「災害対策本部長」として、被災者の安全で安心な生活のために尽力しており、その内容は現代社会での災害においても重要な対策といえる。第1に、避難者への食糧対策である。避難者1,400人ももの飢えをしのぐために、寺の貯蔵米や中野村（現；広川町上中野）の庄屋に年貢米を借り、梧陵自らも米200俵の搬出をしながら、炊き出しを行い、数日間1,400人ももの飢えをしのいだ。第2に、盗難防止等への治安対策である。6日、7日にはまだ強い余震が続いており、村民は災害後の処理に着手することができない。そのような中、流出品を盗む者が現れ、梧陵は、仮小屋の建設、流出品の保管、村内家屋の巡視などを行い、避難者に安心感を与えた。8日には余震がおさまったため、避難者が帰宅し、災害後の始末に着手した。その際にも、流出品がどの家のものともわからず、争いも生じたため、梧陵は濱口吉右衛門と相談して、濱口両家から玄米200俵ずつを寄付し、被災者に配給した。第3に、村民への緊急雇用対策である。被災者の中には、家財を流失し、職を失い、朝夕の食糧の確保さえ困難な者がいた。このような被災者を集め、散乱した俵物（海産物や米）を収集させ、道路を開通させ、また、番人として働かせた。収集した木材や瓦などは入札によって売却し、そのもうけを労働者の家屋再建に充てるなどした。

4. 安政南海地震津波後の復興対応期

被災後、広村の村民は、50年から100年ごとに必ず津波が来襲するとの説を信じ、家財を失い、肉親をも失って、そのほとんどが離村しようとしていた。この状況を見た梧陵は、徹底的な復興対策を講ずべき必要を痛感した。この対策に習うべき点は3つあり、第1には、いうまでもなく、約100年後に起こりうる将来の地震津波から故郷である広村を守ろうとしたこと。第2には、村民がこれまでの恩恵に慣れて、ややもすれば、他力に依頼しようとする風潮が生じたので、この緩んだ民心を緊張させて、勤勉自粛の良風を作ろうとしたこと。第3には、これまで重税に悩んだ土地を以後堤防の敷地として租税の免除を図ったことである。

具体的には、まず、家屋50棟を新築して、困窮者に無料で居住させ、多少の資力を有する者には10か年の年賦で貸与し、農民には農具を配給し、商人には身分に応じて資本を貸与して、自立を促した。また、今後の津波防災対策として、安政2年(1855)大堤防建設に着手した。この工事は、村民に職を与え、離村を防ぎ、労賃を日払いにするなど、梧陵の非凡な行政手腕が発揮された。農繁期には工事を中止したため、約4か年の歳月をもって、全長約600m、高さ5

m、人夫延べ56,736人、その費用、銀94貫344匁、そのほとんどを私財で賄った。更に、従来比較的高率な年貢に困難を感じていた広村は、津波被災後、一層その困難を増した。梧陵は堤防工事によって、この租税問題の解決をも考慮し、年貢米の重い田地をその敷地として、租税の免除を図った。これら一連の取り組みを成し遂げた梧陵は、村民の絶大な信頼と感謝を得るとともに、結果として、戸数の減少や人口流出をも止めることに成功した。また、堤防の完成と同時に、土堤の外側の堤脚に松の木を100株植え、土堤の内側にははげの木を数百株植えることにより、更なる防潮の機能を加えたのも、梧陵の当時画期的な対策であり、現在にもその工法は受け継がれている。更に、はげの木になった実から、和ろうそくを作り、それを村の収入としたことも優れた知恵といえよう。

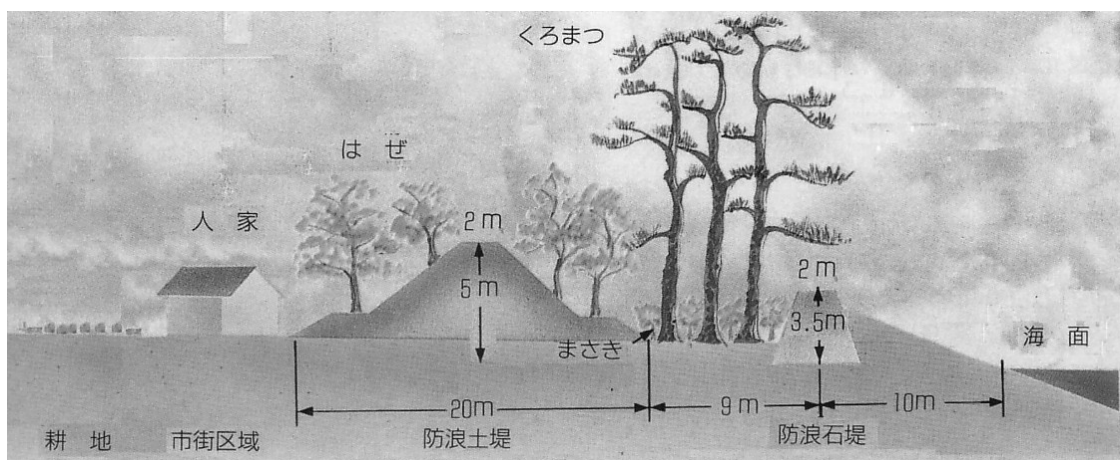


図3-14 広村堤防横断面図

【出典：『「稲むらの火」と史蹟広村堤防』、気象庁、西太平洋地震・津波防災シンポジウム】



写真3-4 広村堤防・松並木・波除石垣（左）、写真3-5 松並木・波除石垣（右）

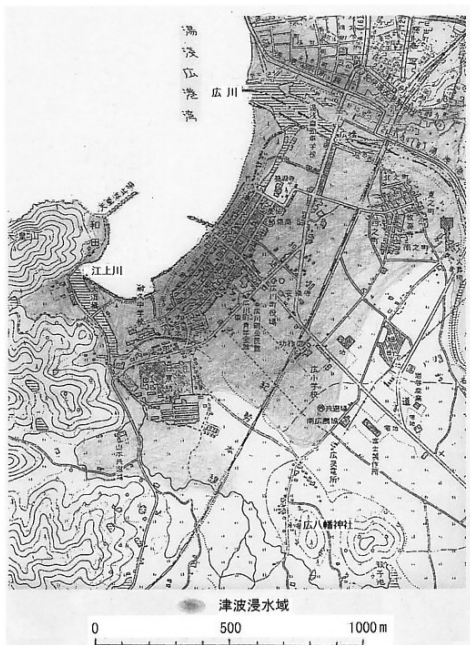
【出典：『「稲むらの火」と史蹟広村堤防』、気象庁、西太平洋地震・津波防災シンポジウム】

注）いずれも昭和10年代の写真。これらが背後の市街地を昭和南海地震津波から守った。



写真3-6 広村堤防の現状

【出典：『「稲むらの火」と史蹟広村堤防』、気象庁、西太平洋地震・津波防災シンポジウム】



安政南海地震津波の浸水域



昭和南海地震津波の浸水域

図3-15 安政南海地震津波の浸水域（左）、昭和南海地震津波の浸水域（右）

【出典：『「稲むらの火」と史蹟広村堤防』、気象庁、西太平洋地震・津波防災シンポジウム】

5. 昭和南海地震津波における広村堤防の効果と教訓

安政南海地震から92年後の昭和21（1946）年12月21日の夜明け前4時20分頃、昭和南海地震が発生し、約30分後に高さ4～5mの津波が広村を襲った。濱口梧陵らが次の大津波に備えて築いた広村堤防は、村の居住地区の大部分を津波から守った（図3-15右図）。村全体が浸水し、死者36人の大きな被害をこうむった安政南海地震津波の場合（図3-15左図）と比べて見れば、その効果は歴然としている。しかし、堤防に遮られて、南西側にエネルギーを集中した津波は、江上川とその支流の小川に沿って浸入し、堤防の外側（南西側）に建てられた中学校や紡績工

場とその社宅を襲い、更に村落の背後の田んぼに流れ込み、逃げ遅れた人々を押し流した。このときの広川の死者の多く22人はこの付近で亡くなっている。この立地条件の危険性は、1930年代から南海地震の再来の可能性を指摘し、その予知研究と防災啓発に奔走していた地震学者今村明恒によって、地元にも伝えられていた。このような地形条件による津波のふるまいについて十分考慮して対策を立てていくことが極めて重要であり、我々の今後の課題である。なお、広川町中央公民館館長の清水勲氏によれば、昭和南海地震津波で亡くなった人の多くは、県外からの移住者が多かったという。このことから、災害常襲地域において災害教訓を家族などから伝え聞いている住民よりむしろ、その機会のない域外からの居住者への対応の重要性が改めて認識できよう。



写真 2-7 江上川付近の津波被害

【出典：『「稲むらの火」と史蹟広村堤防』、気象庁、西太平洋地震・津波防災シンポジウム】
注) 100トンほどの機帆船が川岸に打ち上げられ、橋が流出している様子。

6. 濱口梧陵の教訓を正しく伝えていくために

先人が子孫へと伝える意志で語られた教訓を現代の我々、更に将来に生きる我々自身の子孫に正しく受け継ぎ、それらをいかし、その成果を学校教材や市民講座などの有効な資料とするためには、どのような工夫が必要であろうか。ここでは、濱口梧陵の残した教訓を伝えるための取り組みなどをあげ、その参考としたい。

(1) 不朽の防災教材「稲むらの火」

ラフカディオ・ハーン（小泉八雲^{こいずみやくも}）は日本の神の概念は諸外国のそれとは著しく異なっていることを述べた作品“A Living God (生ける神)”を著した。その中で日本では尊敬される人物が生きながらにして神として祀られることがあるとして、取り入れたばかりの稲むらに火を放って村民たちを高台に導き、その命を津波から救い、神として祀られた濱口五兵衛という人物の活躍を描いた。ハーンは、この年の6月に、三陸海岸を襲い、約22,000人も犠牲者を出した津波のニュースを聞き、かねて妻小泉セツから読み聞かされた安政南海地震津波の際の濱口梧陵の逸話（1896年6月19日付『大阪毎日新聞』掲載の明治三陸地震に関する記事）をヒント

にして、この感動的な物語を一気に書き上げたようである。実話とはかなり違っている部分がある。実話の梧陵は祀られることを固辞したことなどが相違点としてあげられる。そのほかの相違点は、表3-13に示す。

「稲むらの火」は昭和12（1937）年から11年間国定尋常小学国語教科書（5年生用）に掲載され（当時の教科書を掲載）、これを学んだ児童に深い感銘を与えた。現在でも不朽の防災教材として高く評価されている。中井常蔵が昭和9年（1934）に文部省の教材公募に応募、入選した作品が採択されたものである。その経緯は、昭和12（1937）年10月15日大阪朝日新聞記事に次のように示されている。中井は、有田郡湯浅町出身で県師範学校専攻科在学中、ハーンによる英語教科書の「生ける神」が、母校耐久中学創立者で郷土の先輩浜口梧陵のことであるのに感銘を受けた。その後、昭和7（1932）年南部小学校に奉職、梧陵の事績が小学教育に最適の教材であると信じている矢先に、文部省が新読本登載教材を全国小学校教員から募集し、これを好機として「燃ゆる稲むら」の標題で応募したところ、昭和9（1934）年4月5日入選発表、遂に本年改訂小学読本巻10の第10課に「稲むらの火」として採録されたのである。当時これを読んだ人の多くが、他の教材については忘れていても、この「稲むらの火」だけは鮮明に覚えているという。軍国調一辺倒であった当時の教材の中で、この物語だけは極めて印象的であり、子どもたちの心に深い感銘を与えたのである。

表3-13 実話と「生き神様」の主な相違【出典：今村明恒、「稲むらの火」の教方に就いて】

	実話	「生き神様」
名前	濱口儀兵衛（梧陵）	濱口五兵衛
年齢	35歳	老人
濱口家の住居	低い平地の集落	高台
村の宵祭	なし	あり
村人	1323人	400人
地震の揺れ	激震	長くゆったりとした揺れ
稲むらに火を放った理由	漂流者に安全な場所を知らせるため	村人に津波来襲を知らせるため

「稲むらの火」を生み出した時代背景を振り返ってみよう。これには、今村明恒ら、当時の地震学者グループの並々ならぬ貢献があった。第4期国定教科書編成の頃は昭和初期であり、大正12（1923）年9月1日の関東大震災の悲惨な記憶が生々しい時期でもあった。また、「稲むらの火」が世に出た昭和12（1937）年の少し前の昭和8（1933）年3月3日には、明治以降2度目の昭和三陸地震津波による甚大な被害（死者・行方不明者約3,000人）があった。このような状況の中で、今村らは、防災対策や防災教育の重要性を説き、各方面に働きかけていたのである。

その後、「稲むらの火」は、我が国だけでなく、カンボジア、台湾、アメリカの教科書にも掲載されている。例えば、カンボジアでは公用語のクメール語で翻訳され、14歳～15歳向けの国語教科書に「^{たど}田人のおじいさん」として掲載されている。台湾やアメリカでも、内容が簡略化されていたり、梧陵という名が変えられていたりするものの、国語教科書教材として掲載されてきた。まさに、「稲むらの火」という教材は、国や民族、時間をも超えて共感を得る逸話とし

て、世界各国に広まってきた。しかしながら、2004年12月26日に発生したスマトラ沖地震での子供たちへの甚大な被害を見ても、我が国をはじめとする世界各国において、国家的若しくは世界的な取り組みをあげて、防災教育を広めていくことが喫緊の課題といえよう。

(2) 「稲むらの火」を正しく教えるために

地震学者の今村明恒によれば、「稲むらの火」は出典と実話(表3-13)とを理解することで、学習の効果は更に増し、教え方によっては、児童時に教えられた内容に生涯忘れ難い感銘を覚えることも可能であるとしている。例えば、物語の舞台となった広川町に行けば、濱口家の住居付近には高台などなく、低い平地の集落であったことがわかる。また、実際には激震であったのを、長くゆっくりとした揺れと表現した部分も事実ではない。既に述べたように、ハーンは三陸沿岸の津波をニュースで知り、以前に聞いていた広村での濱口梧陵の美談を思い起こし、梧陵を主人公に仕立てたのである。このように出典と実話を比較することで、プレート境界型地震と内陸直下地震の発生メカニズムを学ぶなど、知識を深めていくことが可能である。

また、災害教訓を正しく伝えるために、注意すべき内容を補足しておきたい。「稲むらの火」では、津波の前に潮が引き、海底が見る見る現れてくる光景が印象深く描写されている。全国的に、津波の前には必ず潮が引く(引き波)と信じている人が極めて多いが、地震の発生メカニズムによっては、潮が引かないで急に高い津波(押し波)が襲うこともある。「稲むらの火」を教える場合は、この点に十分注意せねばならず、異常な引き潮に気づいた場合だけでなく、地震を感じた場合には、常に津波が来ると考えて迅速に高所に避難する必要がある。

字数にして、わずか約1,400字の物語が、なぜ今日まで語り継がれたのかは、話の内容と表現の巧みさにあるといえる。この話は、一言でいえば、人命の尊さを強く訴えることに尽きるが、細かく見ると以下のような種々の教訓が随所に含まれている。ここで、濱口梧陵の偉業に精通する広川町中央公民館館長の清水勲氏や水野欽司氏に追記すれば、以下のような教訓が引き出せると考える。

- ① 災害緊急時には、人生経験の豊富な年長者(リーダー)の判断が貴重であること。
- ② 人命は他の何物にも優って尊いこと。
- ③ 災害時には、とっさの機転、発想の転換がいかに重要であるかということ。
- ④ 危機的な場面では、体力に優る若者は率先して事に当たるべきこと。
- ⑤ 冷静に状況を把握して、所期の目的の徹底を図るべきこと。
- ⑥ 互助の精神、感謝の心が大切であること。
- ⑦ 郷土や住民への献身的・犠牲的な愛情は地域防災の原点であること。
- ⑧ 平時の人と人とのつながりが、災害時の地域防災力につながること。
- ⑨ 将来を見据えた復興対策がいかに重要であるかということ。

清水勲氏によれば、物語に出てくる「稲むら」の貴重さが現代の児童には理解できないという。そのため、当時の広村の村民にとって、食糧や収入源となる大切なものに火を放ってまで、村民を助けたのか、そのありがたみが上手く伝わらないのが問題という。現代版「稲むらの火」として、使用された用語や情景を工夫して教えることによって、児童たちの理解も深まり、防災への関心が高まるとしている。あわせて、「稲むらの火」に記された内容のみならず、津波来

襲時における濱口梧陵の人間愛・郷土愛に燃えた、犠牲的・献身的な救命活動と、村の復旧・復興への情熱は、正に地域防災の原点であることを伝えていかなければならないことを強調された。

(3) イベントの活用 ー津浪祭と稲むらの火祭りー

後世のため私財を投じて堤防を築いた濱口梧陵らの偉業に感謝するため、昭和8（1933）年村民によって感恩碑が、堤防中央部の海側の波除石垣の上に建てられた。毎年、津浪祭は、感恩碑前の広場で行われ、小・中学生も式や堤防補修（土盛り）の行事に参加する。また、町立耐久中学校の校庭には、梧陵の銅像と「稲むらの火」の顕彰板が建てられている。これらを通じて、防災意識の次世代への継承の努力が続けられている。

津浪祭に参加した耐久小学校6年生に、津浪祭の意味について尋ねたところ、「学校の恒例行事として参加している」という答えが返ってきた。それに対し、同校の教諭は、「儀式化しており、小学生にはその本質的な意味は理解できないかもしれないが、道徳や総合的な学習の時間を利用して、教えていきたいと考えている」という意見であった。また、広川町中央公民館館長の清水勲氏によれば、「津浪祭だけでは濱口梧陵の教訓や防災意識の向上にはつながらない。地域住民や子どもたちにもその大切さを理解してもらうための努力が必要。例えば、2002年から実際の松明を使った「稲むらの火祭り」などを実施しており、遠方からの参加者も多く、かなり効果的であると実感している。」ということであった。災害教訓を後世に伝えるためには、式典のような形態で長く持続させることも重要であるが、時代とともに社会にあわせた伝え方も重要なのであろう。

昭和58（1983）年5月26日、日本海中部地震が発生し、津波によって青森県や秋田県の沿岸で約100人の死者が発生した。中でも、男鹿半島の海岸に遠足に来ていた小学生13人が幼い命を失ったのは悲しい事実である。このとき、「あの教材がもし教科書に載っていたなら、この悲劇は防げたのかもしれないのに」という声が聞かれたという。この教材こそ、「稲むらの火」なのである。また、平成16年(2004)12月26日スマトラ沖地震とそれにより発生した津波により、インドネシアだけでも12万人を超す死者が発生した。平成17年(2005)1月に開催された国連防災世界会議において、ユネスコ事務局長は、「アジア諸国において、このような教材を用いた防災教育の必要性を感じ、これから広めようとしていた矢先だった」と語っている。今からでも遅くない。東海地震、東南海地震、南海地震といった巨大地震の発生が危惧されている今こそ、20年前のあの子どもたちの死を無駄にしないためにも、この物語を末永くわかりやすい形で後世に伝えていかなければならない。

第4節 安政東海・南海地震の災害情報について

—かわら版を中心に—〔北原〕

1. はじめに

かわら版という言葉は今日私たちの生活の中でも大変なじみやすいものとなっている。一般には、この言葉は江戸時代に由来する古い言葉のような錯覚がもたれているが、江戸時代にこの言葉が頻繁に使われた形跡はない。読売、摺物、焼場付、崩場所付、あるいは際物(きわもの)、道化物といった言葉が用いられていた。情報の環境が全く異なる現代と江戸時代を単純に比較することは意味を持たないが、江戸時代、公的、私的さまざまな情報ルートから集められたあれこれの情報を、定められた出版手続きを経ないで非公式に出版されるものが、今日いうところのかわら版である。民間に自由な情報伝達の制度的保障がなされていない時代においては、かわら版なるものに負わされた役割は現代よりも遥かに大きく、また、特に災害に関するかわら版情報は正規の出版手続きを経なくても、半ば公認された情報となっていた側面がある。

かわら版の情報内容は報道から風刺へと多義にわたる。江戸時代当時、報道色の強いものは読売とか焼場付と呼ばれ、戯文を書き列ねたものを際物、道化物などと呼ばれていた。ここで主に検討するのは、嘉永7/安政元(1854)年11月4日、5日、7日に起きた安政東海・南海地震のかわら版の災害情報である。

2. 災害の序列化・・・災害番付

安政東海・南海地震とは、嘉永7/安政元(1854)年11月4日に発生した遠州沖を震源とするマグニチュード8.4のプレート境界地震と、続いて翌5日に紀伊水道を震源とするプレート境界地震を指す。被害は、安政東海地震で、倒壊流失8,300余、焼失600、死者600人。南海地震では、全壊20,000、半壊40,000、焼失6,000、流失15,000、死者3,000とされている。この数値に見られるように、安政東海・南海地震は、災害が広範囲に及び、津波による家屋流失、死傷者のほか、田畑の流失、潮入りなどで収穫不能状態が明治期に至るまで続いた地域が少なくない。

また、内陸部での被害も日本海沿岸に達するところもあり、復旧には長期にわたる労力を要した。

ところで、この地震に対する、江戸時代の人々の災害像はどのようなものであったのかを災害番付で見ておきたい。以下に、番付三種をあげる。

図3-16～3-17はあげられた項目が安政2(1855)年の江戸地震までであるから、この地震のときに出版されたもの、図3-18は文久2(1862)年猛威を振るったはしかの流行までをあげられているから、その頃出版されたものであろう。

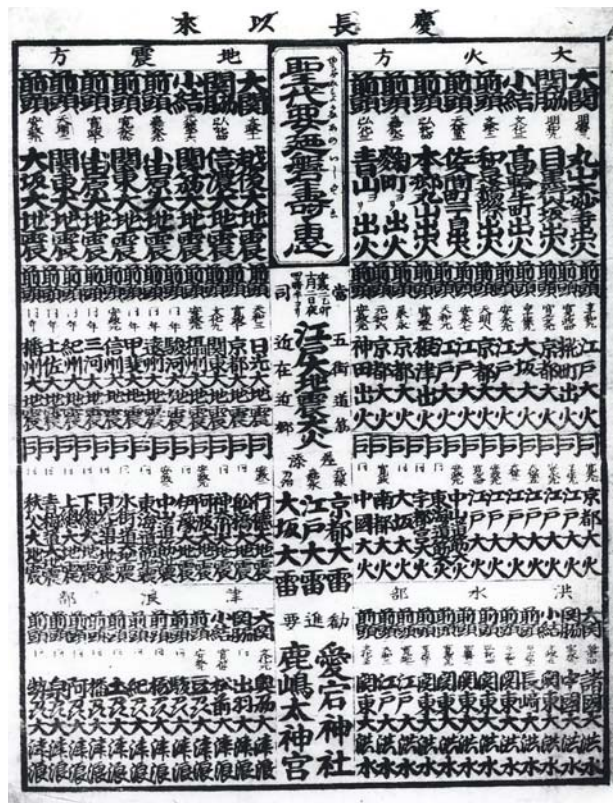


図3-16 「慶長以来聖代要廻磐寿恵」【東京大学大学院情報学環・学際情報学府所蔵】



図3-17 「珍事一覽」(左)【東京大学地震研究所蔵】



図3-18 「大悦大變競・盛表競」(右)【東京大学地震研究所蔵】

図3-16は聖代を「ゆるがぬみよ」と読ませている。安政江戸地震を当司（＝当時・行司のしゅれ）とするものを別格にし、慶長以来の地震・火事・洪水・津波を序列化している。差添はすべて雷害であり、これらは比較の対象からはずされている。勸進元は地震押えの要石を納める鹿島の祭神と、愛宕神社の祭神火伏の神である。これは一種の災害年代記ともなっていて、真面目な内容である。

図3-17は必ずしも災害だけの番付ではない。まず、欄外の右の「浅草寺五重の塔九輪曲」に対し、左の「谷中天王寺五重塔九輪折」はいずれも安政江戸地震で起きた現象であった。特に浅草寺五重塔の九輪の曲がり、雷門に掛けて、やはり雷は地震に勝てなかったという駄洒落が世間に受け、浮世絵かわら版に仕立てたものが大量に摺られるなど、人々の周知の事実であった。番付の筆頭は、西が文政11（1828）年越後三条地震と東の永正7（1510）年遠州大津波であるが、永正の津波については、津波ではないと考えられている。西の寛永2（1662）年奥州山々鳴動に対して、東は弘化2（1845）年関東大水所々破損を配しているが、これは弘化3（1846）年の誤りと推定される。これらの災害は当時の伝聞によったものであろうが、いずれも災害の規模の大小を比較しているのではない。また、3段目西の延宝元（1673）年「黄色の雲出る」に対し、東の応永11（1404）年「奈須野火空ニ燃」を対応させるなど、異常と見えた自然現象があげられている。そのほか、3段目には弘化4（1847）年「アメリカ舶来」などもあげている。災害規模の大小比較ではなく、社会的大事件の比較ということで列ねられている。

図3-18では、東の大変（＝災害）に際して、金儲けなどができた西の大悦（＝大忙）を対応させ、震災景気を皮肉っている。下段の「盛衰競」も上段とテーマは同じく、江戸地震の震災最気で活気付くものと不景気なものをあげつらっている。この3点はいずれも安政江戸地震の位置付けの高さ、江戸偏重の傾向から見て江戸で出版されたものと思われる。

この3点の災害番付の中で本論のテーマとの関連で問題となるのは、嘉永7／安政元（1854）年の東海・南海地震がどのように捉えられているかということである。図3-16「聖代要廼石寿恵」では、東の地震方2段目の前頭4番目安政元撰州大地震から・同年の駿河・遠州・甲斐・信州・三河・紀州・土佐・播州の各大地震と東3段目の前頭4番目の阿波・伊予の各大地震は安政東海・南海地震である。この地震は、各国の災害として認識されている。また、地震と津波はそれぞれ分けられ、東の津波部前頭1番目の豆州・駿州・撰州・紀州・土州・播州・阿州・泉州・勢州のそれぞれが大津波と捉えられている。

図3-17「珍事一覧」ではどうであろうか。東・2段の3番目に「嘉永七 十一月四日諸国大地震」とある。また、東・3段の7番目から、「同年（＝安政元）（十一月四日カ） 相州大地震」以下、遠州、甲斐、三河大地震と続く。同じく東・4段目には、「安政元十一月四日駿州大地震」以下、信濃、三河、紀州、土佐、播磨の大地震が列ねられている。

津波については、西・3段の4段目から「安政元十一月四日豆州大津波」以下、駿州、撰州、紀州、播州、泉州、勢州大津波、四段目中ごろに阿波大津波が見える。

ここでは「諸国大地震」として一連の大地震と捉えながらも、また同時に各国の災害と認識されている。

図3-18「大悦・大変競」は文久2（1862）年の出版であり、災害の記憶もやや希薄化した時期のことであるが、「同 安政元 諸こくおおちしん」「同 つなみ」と摺られ、諸国の地震と津波が起きたとする認識は変わらないが、もはや各国別に上げられてはいない。このことは、地震津波の発生直後とは異なり、諸国で同時に発生したと認識されるようになったのかどうかはわからないが、災害から時間が経過したことによる微妙な変化が生じたとも考えられる。しかしながら、いまだ日本列島の太平洋岸を襲った広域災害という意識は強くはない。広域災害が発生しても、日本列島を襲った災害というよりも、むしろ各国別の災害として捉えられていたことは、この時代の封建国家体制の国意識が色濃く反映されたものということができよう。

3. 「諸国大地震」の災害規模と情報量

幕末期・特に弘化4（1847）年の善光寺地震、嘉永6（1853）年の小田原地震、嘉永7（1854）年6月の伊賀上野地震、同年11月の地震津波、翌安政2（1855）年の江戸地震と、多数の死者、倒壊家を出した大規模災害が続いた。また、この間は、黒船渡来と重なり、いわば、「珍事」続出の時期であった。このため、一自然災害に限らず“事件”に関するかわら版の出版も格段に増加した。現在残されている量からして、そのうちでも安政東海・南海地震と安政江戸地震のかわら版は、その量と内容の多様さにおいて群を抜いている。ちなみに、表3-14は、東京大学社会情報学環所蔵のかわら版などの摺物を中心とする小野秀雄コレクションの災害かわら版を年代別に分類したものである。1854年とは安政元年の東海・南海地震を対象としたもの、1855年は安政江戸地震を対象とするかわら版である。全体に占めるこの両年の比率は全体の約50%に迫る。つまり、この時期、災害かわら版が多数発行されていたことは、後世のコレクション比率からも証明できるのである。ここでは一安政江戸地震の場合と比較して、安政東海・南海地震の場合にはどのような特徴があるのか、また、それは近世の情報構造とどのように関連するのかについて述べることにしよう。

表3-14 小野コレクション災害・他関係内容分類【北原作成】

年代	火事	地震	風水害	噴火	政争
1610					8
1700		1			
1780				4	
1790				1	
1810	1				
1820	5				
1830	10		1		
1840	12	10	1		1
1850	36	105	8		56
1860	15		2		
1870	1				
1880	2		1	2	
1890	1	1			
不明	30	7			5
合計	113	124	13	7	70

安政東海・南海地震のかわら版に見られる特徴は、情報のカバーする被害地域の広狭に非常な

バラエティーがあることである。それらをいくつかのタイプに分類すると、(1)一地域、一生活圏内を主とした地域詳細情報、(2)数か国をカバーする広域情報、(3)諸国と銘打った全国規模の情報—そのほかに道化物などを含む雑多のものとなる。ここでは、そのほかの道化物に属するものについての解説は省くことにしたい。

(1) 地域情報の場合

大坂ではこの地震で11月4日に圧死者3人、潰家83、そのほか土蔵などの潰れを出した。翌5日には津波に襲われ、いくつもの川筋の水位が上がり、沖の大船が川筋に入り込み、溺死者200人余(一説には2千人余)、破損した廻船・川船1,800艘にも達した。大阪三郷では橋が落ちるなど、津波による被害が圧倒的に大きかった。このことを伝える大同小異のかわら版は極めて多い。摂州堺港や播州赤穂城下などを対象としたものも見られるが、大坂市中の被害を伝えるものが圧倒的に多い。その中で図3-19「摂津大ぢしん」の11月4日の地震被害と、図3-20「大阪川口大つなみ混雑記」の5日の津波の被害を載せたものをあげておく。この地震の際には、被害が地震と津波、余震などで2~3日にわたったこと、地域が広い範囲に及び情報収集が早く行われなかったことから、こうした“続編”と銘打ったものが見られるのも特徴の1つである。いずれも摂津大地震と銘打つが、図3-19では尼崎城下について「大そんじ」と報ずる程度で、ほとんどの部分が大坂の被害情報である。内容は極めて細かな地域情報であって、大坂市中の人々、あるいは大坂を知る人々にとっては具体的で、被害図が頭の中に描ける。これによって大坂市中の各々の知己の被災の有無を見当つけることも不可能ではない。事実、かわら版はそうした用途のために、利用された例も多かった。



図3-19 「摂津大ぢしん」【東京大学大学院情報学環・学際情報学府所蔵】



図3-20 「大阪川口大つなみ混雑記」【東京大学大学院情報学環・学際情報学府所蔵】

(2) 広域情報



図3-21 「聞書諸国並大阪大地震つなみ」【東京大学大学院情報学環・学際情報学府所蔵】

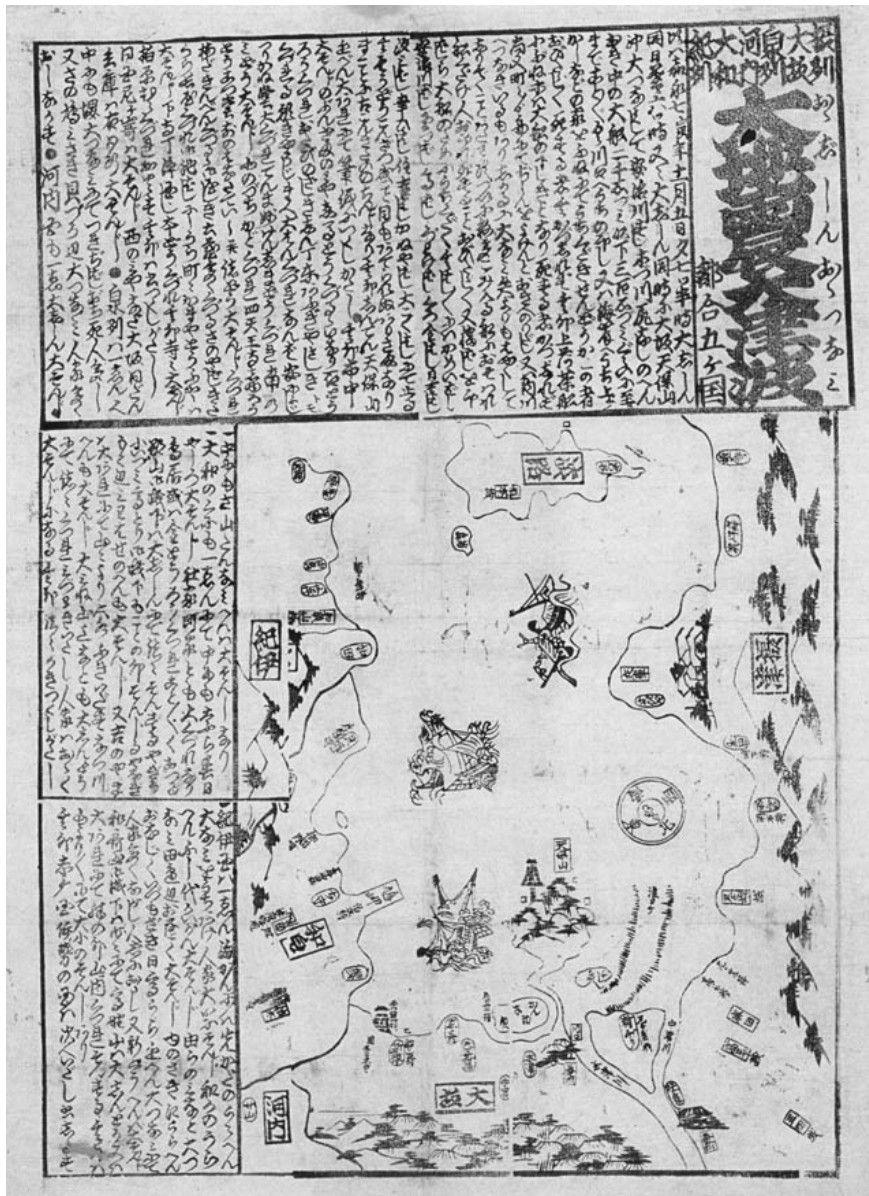


図3-22 「大地震大津波」【東京大学大学院情報学環・学際情報学府所蔵】

まず図3-21「聞書 諸国並大坂大地震つなみ」と図3-22「摂州・大阪・泉州・河内・大和・紀州大地震大津波」。2点とも、大坂を中心とした周辺数か国の情報を集めたものである。図3-21でも大坂の被害は地震と津波に分けて書き上げられている。聞書と明記し、早飛脚で大坂に集まった情報だと断わり書がついていることから、飛脚自身かあるいはその周辺の情報通による大坂出版のものと考えられる。図3-22は都合5か国と断り書にあるように、近隣諸国の被害と大阪市中の状況を報じたものである。内容の半分以上が大坂の津波襲来の状況である。前者のように“聞書”としないのは、大坂については作者自身の見聞に基づくものだからであろう。若干のパラエティーはあるが、こうした大坂の災害情報を中心に周辺数か国の被害を伝えるものは極めて多い。



図3-23 「大地震之図」【東京大学大学院情報学環・学際情報学府所蔵】

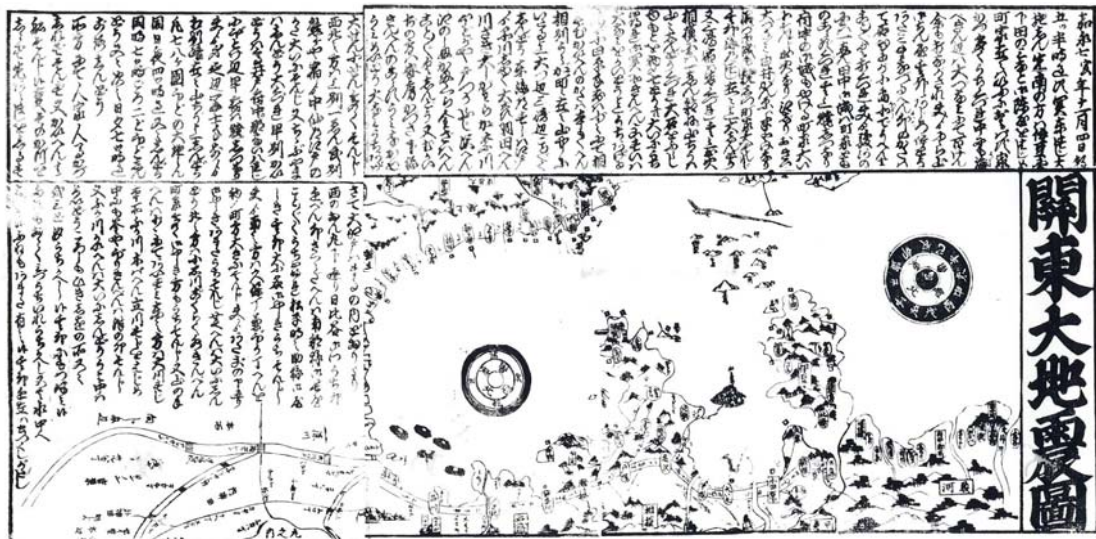


図3-24 「関東大地震図」【東京大学大学院情報学環・学際情報学府所蔵】

次にあげたのは、大坂ではなく、江戸を中心とする数か国の広域災害情報である。図3-23「遠江・駿河・甲斐・伊豆・相模・武蔵大地震之図」と図3-24「関東大地震図」はいずれも遠江国以西の情報は載せていない。図3-23は、タイトルに示すように16か国、それに末尾に信州辺の街道の情報がある。「六日の夜しつまり諸人あんど(=安堵・引用者)なす」とあるところから、恐らく遠江国以西で激しかった5日及び7日の被害の報が入らない段階に江戸で発行されたものであろう。

江戸時代末期、江戸・大坂間の情報伝達は、大至急の別仕立飛脚便で四日であった。ではなぜ、図3-21・3-22と図3-23・3-24に見られるように、江戸と大阪という情報の拠点で、相互の情報不通・分断が見られるのだろうか。理由は、東海道が地震と津波で寸断されたからである。『大日本交通史』によれば、この時東海道はやむを得ず薩埵峠回りの新道を作った。

11月東海道箱根以西の駿河、遠江、三河国の3国の29宿場が壊滅的打撃を受け、二つの宿場が壊滅、出火した宿が9あり、伝馬の継ぎ通しができない。定飛脚、早便、並便ともに休業した。そこで、新しく薩埵峠の海岸を通る新たな道を作った。

とある。

東海道の各宿の破損状況を伝えるかわら版は極めて多い

安政東海・南海地震の広域情報群の災害かわら版に共通するのは、東海道中の舞阪・新居宿場間の浜名湖の渡海であったようだ。新居の関所は流され、大小の船も流され、渡船のための船が調達できなかった。津波で水位が上がったままなかなか水が引かず危険であったため、多くの人がここで足止めを喰った。そのため、本坂回りをした人々が多かった。吉原一由比間も困難な個所であった。ここは先の史料に示した薩埵峠の海岸寄りの道を設けたとあるところである。地盤が隆起し、薩埵峠の下道といわれる海岸寄りの道が通行可能になった模様である。特にここから富士川沿いにかけては被害が著しかった。そのため、通行する人々の中には、由比から山越えの道を選び、蒲原、岩淵などの被害のひどかった宿・村を避けた人々が多かったようである。「諸国地震記」などによれば、金谷宿は「河原町潰之上焼失」とあり、吉原宿は家数53軒のうち焼失家35軒とある。恐らく、この2宿はかわら版にいうとおり、宿の一部が焼けた。興津宿については、津波に襲われたことはどの史料にも述べられるものの、焼失の事実を述べたものが見当たらない。

この地震で定飛脚の早便・並便は暫く休止したが、こうした情報は飛脚問屋が得意先へ摺物などにして配った(東京大学地震研究所編『新収日本地震史料』5巻別巻5-1, 270頁)

口上

此度東海道筋大地震二付、宿々継立無之候間、早便・並便とも当分之内継立方相
休申候、尤耆人仕立飛脚之儀は差立申候、此段奉申上候以上

十一月九日江戸屋仁三郎

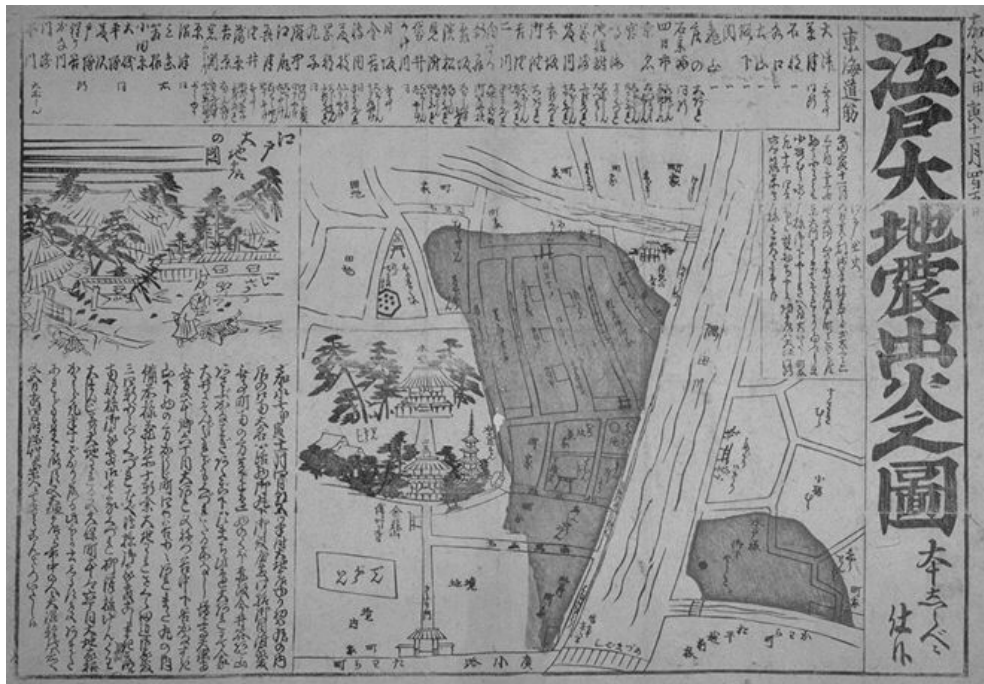


図3-25 「江戸大地震出火之圖本しらべニ 仕候」【東京大学地震研究所蔵】

東海道江戸・大坂間の三度飛脚問屋は、それぞれ江戸、大坂へ向かう書状や荷物の大量得意先である豪商やまた出入りの大名・旗本へこうした木版刷りの口上(広告)を配った。これは、江戸屋仁三郎が得意先に配ったものである。ここでは、「地震で東海道の宿場が地震でやられたので、飛脚は中止しているが、一人立ての飛脚は営業している」旨を述べている。11月9日、つまり、地震後5日の段階である。これによっても、料金は格別高いが、特別仕立便は取り扱っていることがわかるから、東海道を利用する情報網は全く機能しなくなったわけではない。しかし、こうした仕立便は一般に利用されたわけではない。東海道の大坂—江戸間が一種の情報途絶状態に陥ったと推定することはあながち間違いではない。事実、そうした状態をうかがわせるかわら版も発行されている。例えば、図3-25のような江戸大地震出火の報が大坂で出版された。大坂出版と判断される理由は天津→品川と東海上りの宿順を採っていること、地震が原因の出火ではないにも拘らず、浅草の出火を地震出火と推定して市中の混乱があったとしていることなどである。5日は江戸では強い地震があったとする記録は見られない。確かに南部藩邸内の長屋が崩れるなどの被害は出たが、市中が混乱するような揺れはなかった模様である。また、東海道の途絶状態で江戸も一種の情報空白状態に陥った。かわら版は不特定多数の買い手があることを予想することによって成り立つ商売である。したがって、事件や災害があっても、それが人里離れた地点で発生した場合、当該地で発行されることは少ない。むしろ買い手市場の都市で出版されることが一般的であった。(b) 広域情報で見た、図3-24のような関東諸国、東海道を含むかわら版は、江戸にある程度の災害情報の収集が可能になった段階で漸く版行されたものと考えられる。

(3) 全国情報

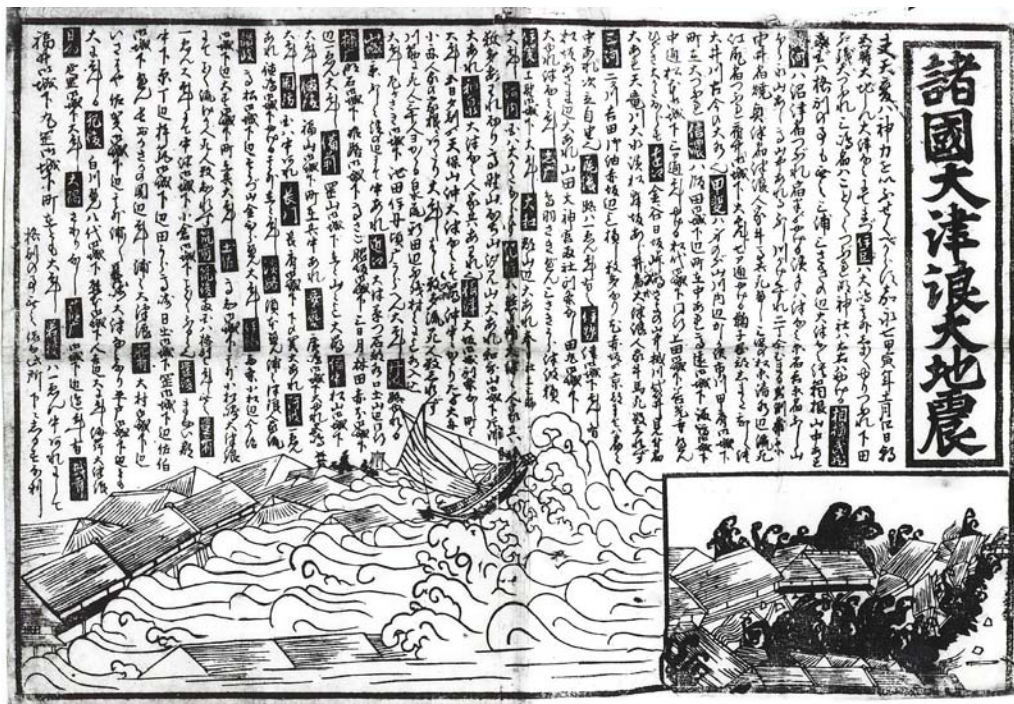


図3-27 「諸国天津波大地震」【大学院情報学環・学際情報学府所蔵】

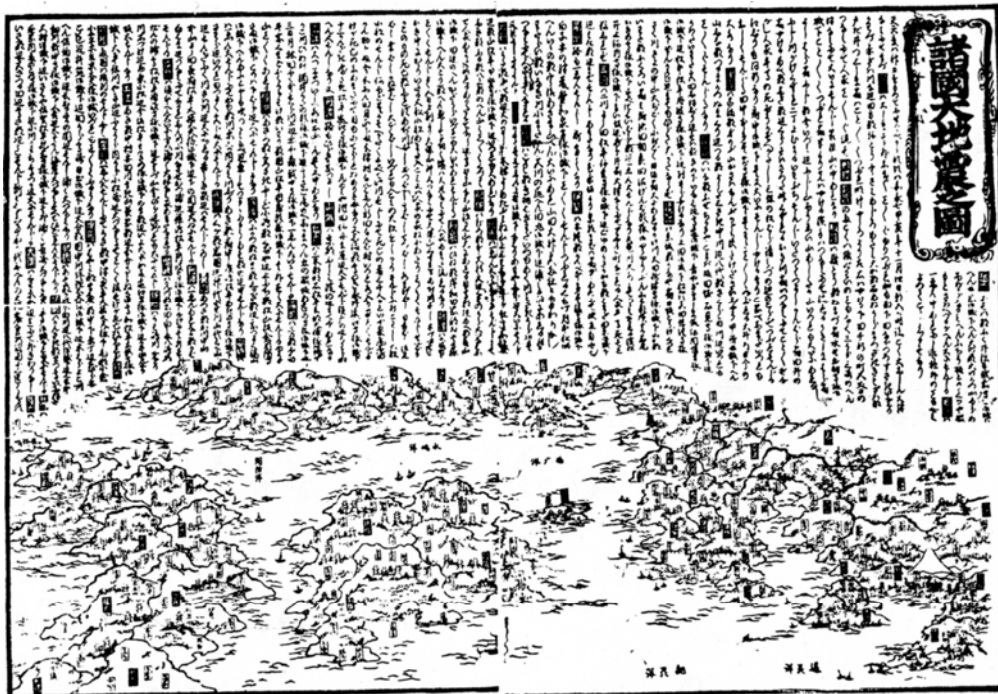


図3-28 「諸国大地震之図」【大学院情報学環・学際情報学府所蔵】

四国・九州の被害を報ずるかわら版は当然のことながら、最も遅く版行された。しかも、こ

うしたかわら版も四国や九州で発行されたのではなく、西の情報基地であった大坂で発行されたものが大部分であったと考えられる。図3-27「諾国大津波大地震」被害のそれぞれの国々についてごく簡単に触れるのみではあるが、大きな被害を受けた四国、それに九州を含めた全国情報である。また、図3-28「諾国大地震大津波」式編は、関東・紀伊半島の被害を報じたものの続編で、大坂以西の国々についてのみ報じた。大坂を除いては各国とも簡単な災害情報である。こうしたものも、11月中旬には既に板行されていた。

では、先に見たような早便・並便とも飛脚便の休止状態が続き情報途絶がありながら、なぜかわら版が早く発行されたのかという疑問が湧く。四国、九州などの諸藩の記録によっても、飛脚便の遅滞が著しかったことは明らかである。例えば、四国の多度津藩では、地震前の10月28日江戸出の便は、11月21日大坂を経由し、11月28日同藩に到着した。1か月かかっている。同じく四国の小松藩では地震2日後の11月6日江戸出の書状は、11月29日大坂経由、12月4日小松藩着、ところが既に12月1日には、11月18日江戸出の書状が小松に着いているなど、混乱が著しかった。この事態はこれら2藩に限ったことではなかった。

一般に、大坂以西の諸藩江戸邸と国元間の飛脚便は、陸路の場合であれ、飛船（船便）の場合であれ、大坂で継替えを行うことが一般的であった。先の2藩の、大坂→国元の所要日数に明らかなように、飛脚便が滞留しているのは大坂以東である。特に、伊豆、駿河、遠江の各宿の被害状況から推しても、情報の途絶はこれらの三国に跨る東海道筋で起きていたと考えられる。

伊予宇和島藩の記録によれば、江戸藩邸を11月9日出立した飛脚は、道中筋が差し支えたとして、同月12日箱根より引き返してきている。こうしたことを見ても、南海地震による被害情報が江戸へは入らず、一種の情報空白状態が発生していた。それに比べ、大坂では諸国、特に西国諸藩の飛脚の継替えの際にもたらされた情報が逸早く得られた。

九州諸藩の場合も他の地域と同様、被害届を幕府に出した。藩にとっても火急の事態であるから大至急の飛脚によって江戸へ情報が送られた。例えば、熊本藩では国元11月12日出、幕府への届出は同月25日、臼杵藩では国元11月5日出、幕府への届出は11月25日となっている。こうした例から考えても、飛脚継替の際に横に漏れる情報が市中に広がる大坂で、四国・九州を含む全国レベルの災害情報が11月中旬頃には版行されたと推定されるのである。

広島藩の家老の日記「村上家乗」によれば、11月15日には既に「大坂出候摺物」を手に入れている。当時かわら版は書状に添えられる場合が多かった。先の小松藩でも、11月16日には、大坂で出た諸国大地震、九州・中国筋、東海道筋大荒れのかわら版を入手している。これには「京師江戸共認不相見」とあって、京と江戸の被害がかわら版に登場していないと記している。

4. まとめ

以上のことから、全国レベルの情報を集めた災害かわら版の多くは、東海・南海地震の場合、大坂で発行されたのではないかと考えられる。

かわら版の情報内容を中心に、(1) 地域情報、(2) 広域情報、(3) 全国情報とを分類したが、これはそのまま、災害の情報収集域の拡大に応じて、かわら版の出版時期がずれることと対応

していることが明らかになった。ここで、更に付け加えておきたいことは、災害かわら版における地図の多用についてである。当時の人々はこの地震を関連する一連の自然現象と捉えていたわけではないが、被害地域が余りに広いため、地図上に図示されることで漸く災害域が認識できたのである。(1)の地域情報を除けば、(2)の広域、(3)全国レベルの情報には必ずといってよいほど地図が添えられていて、どの範囲を対象としたのか一目で判るようになっている。江戸に限らず、大坂でも近世の火災情報には既成の町絵図が使われることが慣例化していた。地震の際、被災地域を表すのに既成の絵地図が使われることも当然の成行きである。当時多く使われた鳥瞰図様のもも変形・省略自在で、現在の私たちが地図に求める精度という点からは問題にはならない。しかし、かわら版という安易な内容のものに利用されるこうした絵地図は、既に人々の見慣れたものであるからこそ、一目でどの地域であるか判るのであり、またその点にこそ利用される意味もあった。利用されている絵地図の多くが平面図の枠組みに側面、斜景の視点を併用して地物(山、城など)を書き入れているのも、19世紀以降興隆する名所案内図などで庶民に見慣れたものであったと同時に、実際の状況をよりよく、的確に連想できるという利点があったからであろう。

しかしながら、記述の内容は被害範囲が広いほど簡単にならざるを得ない。「そんじ」、「くずれ」「ぶじ」といった極めて大まかな表現に終始している。これ程簡単な内容で人々は何を納得したのかと疑問は起きる。しかし、時は江戸時代である。人々の生活圏は限られており、自国以外の諸国は直接利害関係を持たない遠い国であってみれば、こうした国々のことは、一般庶民にとっては、単なる情報に過ぎず、またそれ以上のもではなかったといえるのかもしれない。

注記：本稿は「瓦版にみる江戸時代の災害情報」『首都圏の安全情報システム』(安全・情報システム研究会；1989年；後に拙書『近世災害情報論』塙書房、2003年に収録)を基に書き改めたものである。

第5節 当時の先人自身が残した教訓〔都司〕

この節では安政東海地震、南海地震の被災直後に、当時の人自身が後世の子孫のために教訓を残した例を書いておこう。これらの碑文の多くは「歴史探訪・南海地震の碑を訪ねて」(毎日新聞社・高知支局刊、2003)に現況写真が紹介されている。またこの章で取り上げた石碑文、あるいは文献資料の原文についてはすべて武者(1951)の「日本地震史料」に翻刻されており、この研究でもこの文章に基づいて論じた。

1. 大阪府

(1) 大阪・大正橋の碑文「大地震両川口津浪記」

大阪市大正区のJR大正駅近く、安治川と木津川の合流点付近に大正橋が架かっている。その

橋のもとに、「大地震両川口津浪記」と題する石碑が建っている。安政南海地震の翌年、安政2（1855）年7月に幸町五丁目船場によって建てられたものである。武者（1951）の「日本地震史料」の347頁にその文が翻刻されている。

その文には嘉永7年／安政元（1854）年6月14日の伊賀上野地震による大阪の様子と、11月4日の安政東海地震の大阪での震度4程度のかかなり大きな揺れを感じて、多くの人が小舟に避難したことが書かれている。さらに石碑には、翌5日の南海地震の記事が現れる。すなわち、申刻（16時）の本震の揺れによって、大阪では家の崩れ、火災も生じた。本震から2時間ほど経過した日暮れごろ、大津波が押し寄せ、安治川、木津川に山のような大波が入ってきた。地震の避難で大勢の人が乗りこんだ多数の船が川の上流に押し流され、橋にうち当たって転覆し、橋は落ち、更に後から流されてきた船が折り重なった。この津波のために大阪全体の死者は341人と伝えられる。このときの大坂の様子について詳しくは本書、第3章第2節の西山論文を参照されたい。石碑の文は更に続く。

「今より百四十八ヶ年前、宝永四丁亥年十月四日の大地震の節も、小船に乗り津浪にて溺死人多しとかや。年月へだては伝へ聞く人稀なる故、今亦所かはらず夥しき人損し、いたましきこと限なし」。

すなわち、148年前の宝永4（1707）年の南海地震でも、地震からの避難のために船に乗った人が大勢いて津波で溺れ死んだ。長い年月がたったので知っている人が少なくなり、この言い伝えを知る人が少なくなり、今またむざむざと同じように船に乗って同じ原因で死者を多く出すことになってしまった、というのである。先人の残した教訓をいかすことができなかった悔しさがにじみ出ている。

この後、石碑には後世の人へ教訓を残す文章が続く。

「後年又はかりがたし。すべて大地震の節は津浪起こらんことを兼ねて心得、必ず船に乗るべからず」

すなわち、将来又同じように地震が起きるかも知れない。大地震の時はいつでも津波が起きることをあらかじめ知っておいて、決して船に乗ってはいけない、というのである。さらに碑文には、「火の用心肝要なり」、「川内滞船は水勢おだやかなる所をえらび繋ぎ換え、囲い船は素早く高いところへ移せ」と現代にも通用する地震津波の緊急対策が書かれている。そうして、碑文の末尾はこう締めくくられている。「願わくば心あらん人、年々文字よみ安きよう墨を入れ給ふべし」、すなわち、この石碑の意義を理解してくれる人がいましたら、この石碑の文字がいつまでも人々が読みやすいように、どうぞ毎年墨を入れてほしい、というのである。そうして、この石碑には今も黒々と墨が入れている。この石碑を建立した家の子孫の人が毎年墨を入れ続けているのであるという。我々はこの石碑の建立者の子孫にたいする深い配慮と、周到な用意に深く敬意を表すべきであろう。大阪に住む人は、この石碑の建立者の教訓と重い意志に答えることができるであろうか。

(2) 堺市大浜公園石碑文

大阪市の南に隣接する堺市の大浜公園にも、安政地震の記念石碑がある。こんどはこの石碑の碑文を見ておこう。武者（1951）の348頁にその文章が翻刻されている。

この碑文もやはり、嘉永7年／安政元（1854）年6月の伊賀地震、11月4日朝の安政東海地震の揺れの記載から始まっている。それに続けて、翌5日の安政南海地震による揺れを記した後、暮れごろにわかには津波が川筋に激しく入り、また激しく潮が引いて川岸につないだ船のとも綱、錨綱が切れ船が漂い始めた。船は橋にぶつかり、8か所の橋が落ち、船も破損した。しかし、堺の住民は地震津波に壊された家もあったがみな神社の庭に集まって避難したためにけが人ひとり出すことがなかった。これは昔宝永年間にこのたびと同じように地震津波があったとき、船で避難して、多くの人々が津波で死んだということを、はっきり知っていたために今回は船で避難することなく、ひたすら高所をめざして逃げたので今我々は助かったのである。堺の人がこのように助かったのは誠にありがたいことと、産神神明宮三村宮、天満宮に感謝し、幣をささげ、後の世の子孫も同じように災害を免れるようにとお祈りをした、というのである。

堺の人は実に賢明であった。宝永地震津波の伝承をちゃんといかしきり、地震の揺れに対しても船に乗って避難しようとはせず、集落の小高い土地にある鎮守の神社に避難してけが人ひとりも出さず、この災害を乗り切ったのである。この石碑は、当時の堺の人の誇りをにじませて、現代にまで碑文の文面として語り伝えているのである。

以上、大阪の大正橋の石碑と、堺市大浜公園の石碑は、災害に昔の教訓をいかせなかった人々の悔しさと、いかしきって住民を守りきった誇りを、それぞれ対照的に語りつつ、子孫に教訓を示し続けているのである。

2. 和歌山県

(1) 湯浅町「津波記念碑」

和歌山県湯浅町の安政南海津波の記念碑には「大地震津なみ心え之記」と題された文章が刻まれている。武者（1951）の354頁にその碑文が翻刻されている。そこには、嘉永7年／安政元（1854）年6月14日の安政伊賀地震の揺れと、同年11月4日の安政東海地震の揺れの記述がなされている。それに続けて、東海沖の海域から伝わってきた安政東海地震による小さな津波を「川口よたくることおびただし」と記してある。「よた」というのは海水面の異常な小変動、すなわち小さな津波を意味する。その後で、翌日の11月5日の安政南海地震の揺れと津波について「大木大石をさかまき、家蔵みじんに砕き高波押し来るの勢いはすさまじく、おそろしきこといわんかたなし」と書かれている。その後、地震の揺れに船に避難しようとして乗った人が、地震の後にしばらく時間をおいてやってきた津波に船もろとも流され、転覆や破船によって流れに放り出されて、溺死の人も少なくなかったと記されている。大坂と同じ悲劇が湯浅でも起きていたのである。

碑文には、更に次のような文章が続いている。すなわち、

*「宝永四年の地震にも浜辺へ逃げて津浪に死せし人のあまた有りしとなん。聞き伝ふ人も
まれまれになり行ものなれば、この碑を建置ものぞかし」*

と、書かれている。すなわち、147年前の宝永地震のときにも、浜辺へ地震の避難をして、そこで津波にあって死んだ人が多かったということである。このような伝承も時がたつと知る人が少なくなるものであるから、子孫へ伝承を伝えるためにこの石碑を建立することにしたのであ

る、というのである。すなわち、大坂大正橋の石碑文と全く同じ教訓を得て、この石碑が建てられたことを物語っているのである。

(2) 和歌山県日高郡美浜町（旧松原村）「津浪警告碑」

和歌山県日高郡美浜町の旧松原村に「津浪警告碑」がある。文久2（1862）年5月に建立されたもので、武者（1951）の354頁に翻刻された碑文は次のとおりである。

「後世もし大なる地震の時は必ず津浪起きると心得て、浜中の人々は松原の小高きところへ集り居るべし。さあれば高波の患（うれ）へ、はた地震の恐れなかるべし。船などにては遁（のがれ）んとすべからず。諸人此事をゆるがせに思ふまじきもの也」

現代語に近いので、意味は容易に理解できるであろう。大地震の時には必ず津波が来ると考えて、松原のなかの高台に避難せよ、地震の避難に船は使わない、というのである。この文の後ろに次の文が続く。

「因（ちなみ）に曰（いはく）、嘉永七寅霜月五日の大地震、続いて津浪起り来れり。初め地震を避けむとして舟に乗り、川内に浮び居し輩（やから）沈没せし事誠に嘆（なげか）はし。よって後世の為にそのあらましを録しおわりぬ」

地震の被害を避けようとして舟に乗ったところ、川の中で津浪にあつて溺れたことはまことに残念である。だから、後世の子孫のためにここにおよその事情を記録しておくのである、というのである。ここにも、地震の揺れによる被災を免れようとして船に避難したところ、かえって津波によって溺死者を出したことと、この教訓を子孫へ伝え残そうとする先人の強固な意志を読み取ることができる。

(3) 和歌山県由良町の「安政年間大地震津浪嘸の事」

武者（1951）の401～402頁に「安政年間大地震津浪記録集」が引用されており、その内容である「安政年間大地震津浪嘸の事」という文献が載せられている。読んでみると、「網代札場」、「光専寺」の地名が出てくるので、和歌山県日高郡由良で書かれた文章であることがわかる。安政南海地震の4年後の安政5（1858）年2月下旬に書き終わつたと注記されている。この文章の冒頭には次のように書かれている。

「頃嘉永七年（＝安政元年）甲寅十一月五日の事なりける。昔は知らず、眼前其の難に懸かりなんぎ至極のことども、誠に言語にのべつくしがたき大変、そのあらましを書き置く。末代子孫の心得のため此巻に記し置き候へば、大地震の大変ある時はこの巻を取り出し候得度見相心得申すべき事」

すなわち、この文章は末代の子孫の心得のため書くので、大地震があつたときには取り出して読んで欲しい、というのである。子孫に対して教訓を残そうという意識が冒頭から明示して述べられている。この後に続く本文には、4日の東海地震で家中で立っておられないほどの大地震を体験した後、東海地方沖から回り込んできた津波で市街地の一部が浸水した。そこで住民は家財道具を山の上に運び上げたがその日はそれ以上のことはなかった。しかし、翌日の申刻（16時）の大地震（安政南海地震）の揺れでは大木土蔵壁など崩れ落ちる大揺れで、その後沖で大砲のような音がした後に小山のような大津波が襲ってきた。これによって由良は「数代かけて建ち並んだ家並みは1か所も残らず流失となつた、と述べられている。この後、災害の

さまざまなことが述べられた後、「心得の事」として末代の子孫への注意書きが箇条書きの形で次のように述べられている。

「心得の事

一、大一番に金銀肌につけ、落とさぬよふに用心あるべきこと。

一、大地震ゆりだしの節は、田畠または建物なき広地へ出て、けが無きよう用心致すべき事。

一、大地震にて沖の方光り物、または大筒（＝大砲）の発するよふな音いたし候はば、たちまち彼の大波打ち寄せ来るに違ひなければ、早々山に逃げのぶべき事。

此所（由良のこと）のごときは、低地細入江の詰まりへは必ず浪背も一入高く打ち込むものと相心得申すべき事」

この心得書きの1番目には金銭を肌身離さず身につけよと書かれている。2番目に、田畠もなく建物もない広場へ逃げ出して負傷しないように説いている。田畠は足を取られやすく、益して地震時には液状化が起きやすい。また概して水を引き入れやすい低地にあるため真っ先に津波に浸水しやすいことを論じているのであろう。家の密集した市街地は家屋の下敷きになりやすく、また瓦などの落下物による危険性が高い。3番目には、海の沖の方から音が聞こえたときには、津波があつという間に押し寄せるので、いち早く山へ逃げよ、というのである。明治三陸津波（1896）のときも、昭和三陸津波（1933）のときにもしばしば津波が沿岸の集落を襲ってくる前に大砲のような音が聞こえたという証言が伝えられている。この音の原因については、津波の先頭が湾を取り囲む両側の岬の先端にうち当たる音であるとか、津波によって流された船が何か湊の施設にぶつかる音、あるいは、地震発生に伴う音、などの説がある。

「此所（由良のこと）のごときは、低地細入江の詰まりへは必ず浪背も一入高く打ち込むものと相心得申すべき事」、

すなわち、「この由良のように細い湾の一番奥では波の高さもいちだんと高くなるものだと知っておきなさい」というのである。V字形をした湾の一番奥では津波は高くなる傾向がある、という津波の本質を見事に指摘した文章である。もちろん、このことは流体力学的にも正しい事実である。先人の観察力のするどさに敬服するほかはない。このほか、貴重品は風呂敷に入れて井戸へ沈めておくこと、余震は1、2年の間続く、と書かれている。

3. 徳島県

徳島県の太平洋に面した海岸は和歌山県の海岸とは違って、東南の向きに面している。このため、嘉永7／安政元（1854）年11月4日の安政東海地震による津波はかなり大きな現れ方をした。このことがかえって翌日の安政南海地震のトレーニングとなり、人的な被害の発生をへらした面がある。前日の地震の後に津波が来たという経験・教訓が、翌日に直ちに役立ったのである。その事情を徳島市南沖洲の蛭子神社の百度石と由岐町志和岐浦の石碑の碑文に見ておこう。さらに、牟岐町東浦に残された災害教訓について述べよう。

(1) 徳島県徳島市南沖洲、「蛭子神社百度石」

徳島県徳島市南沖洲の蛭子（えびす）神社の境内にあった「百度石」には、安政南海地震の

記事と、その経験から得られた教訓の記事がある。文久元（1860）年の建立である。

（左面）

「嘉永七寅年十一月五日、大に地震（ちな）ふ。人々うろたえへ、木竹の根からみせし中へかけ込み、津波来ると騒ぐ声におどろき、舟に乘しはおし流され、危（あやう）きを助かり、又舟覆（くつがえ）りて命を失うも有り」

（中央面）

「必ずふねには乗べからず。家潰、炬燵竈より火起り家蔵多くやけぬ。かかる折はこころを沈め、火の元に用心肝要なり。百年経ぬる程には、かやうの震」

（右面）

「濤有りと聞く。故（ゆえ）こたび氏神の広前にもも（百）度石を建る」

地震の直後は根のしっかりした木や竹の林に避難していたが、津波が来たという声に驚いて慌てて舟に乗って、危うく助かった人もあるが命を落としたものもいる。だから、地震津波の時は船に乗ってはいけない。また、コタツや竈から火事が発生して家倉を焼失した。地震の時には火の用心が重要である。今後百年ほど年代が過ぎた頃また地震津波があると言われる。このため此の百度石を建てるのである、というのである。せつかく安全な木や竹の林に避難しながら、津波が来るという声を聞いてかえって林を飛び出し、船に飛び乗って、助かった人もいたが、かえって死んだ人もいた。船に乗るな、火事に気をつけよ、の教訓が刻まれている。さらに、「百年経ぬる程には、かやうの震濤有りと聞く」とあることからわかるように、大きな地震と津波は百年ほど経過した後には来ると気がついていた先人が、徳島にいたのであることがわかる。

（2）徳島県由岐町志和岐浦、「安政津浪ノ碑」

徳島県由岐町志和岐浦の「安政津浪ノ碑」の碑文の文面は次のとおりである。

「去る嘉永七年霜月四日朝五ツ時（8時）大地震。不時に潮高満有。この時浦中家財を寺或は高き人家へ持運び、翌五日七ツ時（16時）亦々大地震。たちまち津浪押来り、船綱残らず沖中へ流れ失。浦人漸く寺又は山などへ遁（にげ）登り、それぞれ無難に一命助かりし事、すべて氏神、諸仏の加護なり。これにより、又々後年におよび大地震の節、潮高満これあるのときは、定めて津なみ押来るべし。その期のおよび少も油断無きため、荒々この石に彫記す。長く子孫へ知らせ置度のみ」

現代語に近いため意味は容易に読み取れるであろう。4日の朝の東海地震の揺れを強く感じ、その後、突然、（東海沖から伝わってきた津波のために）潮が高くなった。浦中の人は家財道具を寺や高台に運び上げた。翌5日16時、今度は安政南海地震の本震が発生し、すぐ津浪がやってきて船や漁具が流出したが、人々はいち早く寺や高台に逃げて、みな一命を取り留めた、というのである。この経験に照らして、将来も地震が起きたら津波がきつと来るのだ、長く子孫にこの事を伝えるためこの石に刻み記録したのである、と文を締めくくっている。

この例では、大阪や堺や徳島市南沖洲の例とは異なり、宝永地震（1707）のことを対比していない。安政東海地震、南海地震というわずか2日間に起きた2回の出来事から、地震の後には津波が来るという法則を知り、子孫への教訓としているのである。

(3) 徳島県牟岐町東浦の津波防災を意識した町区改正

津波に被災して、本来の町の狭い曲がりくねった道路配置では被害が拡大しやすいと気づいた町の有力者が、町の街路配線、家屋割りを改めて、道路を直線状に配置し直し、しかも道路幅を広げたというのは、津波対策で有名な岩手県田老町の例がある。この町は明治29（1896）年と昭和8（1933）年の2度の大津波で、ともに市街地の全戸流失、過半数の住民が死亡するという壊滅的な被害を受けた。そこで、昭和三陸津波の直後から、津波防波堤の建設に着手するとともに、道路配置、民家の町割り配置を御破算の状態からやり直して、今では広い直線道路と、背後の避難場所に一番能率よく行けるように配置された避難道路が完備されている。ところが、津波防災を意識して町の道路、民家の配置を全面的に改正した先例がある。徳島県牟岐町の東浦である。武者（1951）の374頁に「牟岐町史」の文が載せられていて「郡代高木眞陰なる者津波に鑑み町区改正を断行せり。東浦の道路広きは是に依る」と記されている。



図3-26 明治40（1907）年の5万分の1地形図による牟岐町
【出典：陸軍参謀発行の五万分の一地図】

明治40年陸軍参謀発行の5万分の1地形図による牟岐の市街の様子を図3-26に示しておく。市街地の中央を流れる牟岐川の東側が牟岐・東浦であるが、碁盤目の整然とした道路配置を見ることができる。江戸期という時代にあつてこの地を治めた徳島藩海部郡代・高木眞陰の卓越した防災意識に深く敬意を表すべきであろう。

4. 高知県

南海地震の震源に最も近かった高知県にも、後世の子孫への教訓を残そうとして建てられた石碑を4例あげることができる。いずれも高知県西部の海岸に建てられたもので、大方町入野、同町伊田、須崎市池内、及び土佐清水市中浜の石碑である。

(1) 大方町の2つの石碑文

a. 入野松原賀茂神社石碑

大方町の入野松原は、大方町の中心部の前面の砂丘を覆う、見事な赤松の松林である。この砂丘と松林によって、津波の正面からの来襲を防ぎ、たとえ津波がこの砂丘を越えても、流れのエネルギーを殺して大きな効果があったことは容易に了解することができる。この松林の中に賀茂神社の社殿があり、その前に大きな石碑が建っている。碑文のある石碑の正面は縦170cm、横180cmである。安政南海地震の3年後の安政4（1857）年6月1日に「入野村浦の若連中」によって建てられたもので、野並晴という郷土の名士の文が刻まれている。野並晴という郷土はかなり漢学の素養があった人物と見え、大型の漢和辞典で調べなければ意味のわからない難しい漢字が随所にちりばめられている。

文面の意味はおよそ次のとおりである。

「嘉永七年（＝安政元年、1854）十一月四日の昼、かすかな地震があった。潮がなぎさに満ちてきた。俗に鈴波と呼んでいる。これは津波の前兆である。翌日は何事もなく日常生活に復したが、申刻（16時）頃大地震があり瓦葺きの家も茅葺きの家も倒壊し、見渡す限り建っている家は一軒もなかった。土煙が立ちこめるなか人は争って山の頂上目指して登った。牡蛎瀬川（かきせがわ）、吹上川に潮が漲った。津波の来襲である。津波は第四波が最大で、夜になるまでに七回波が襲ってきた。庭も水田も海になった。かつて宝永四年十月四日にも同じ事があったと聞いているが、それ以来百四十八年目に当たる。そこで牡蛎瀬川の石を取りこの石碑をつくって後人に警告を残すことにした。鈴波は津波の前兆である。今後百年あまりの後の世に生きる人は、この警告を知っておくべきである」。

この文面によると、前日の安政東海地震による小津波を「鈴波」と呼んで、本格的な津波の前兆と捉えている。また、宝永4（1707）年から147年の時間間隔に注目し、将来100年余り年代が経過すれば再び同じことが起きるであろうと予測して、その頃の人に教訓警告を残しているのである。

現代の目から見れば、石碑の文に現れる「鈴波は津波の前兆」の部分は事実として、正しいとは言えないが、子孫に対する愛情から発せられた教訓を刻んだ石碑の建造を行った先人に敬意を表すべきであろう。

b. 伊田海岸石碑

大方町の東部、旧国道沿いの金比羅神社の入り口にある。もとの付近には松山寺という寺院があり、その住職・文瑞が作った文章が刻まれている。その文面は次のとおりである。

「すすなみきたるときは、ふね十丁ばかりおきへかけとも申事甚よし（以上小文字）

安政元甲寅十一月四日、すすなみ来。同五日七つ頃大ぢしん大しお入。

浦一同リウしつ。是よりさき百四十年より百五十年まで用心すべし

為後世 記之

松山寺住 行年六十四 文瑞

自作」

高知県では嘉永7／安政元（1854）年の11月4日の昼間、東海地震による揺れを感じ、その

後、紀伊半島の向こうからやってきた東海地震による津波の余波が観察された。この小さい津波は「すずなみ」と呼ばれている。この石碑の冒頭、この小津波への対策として、港から漁船を沖合十丁、すなわち海岸から1kmほど沖合にこぎ出し、そこで錨で固定するのがよいと述べられている。これは、震源がやや遠くて津波の来襲までに時間がある海岸での津波対策として現在でも通用する教訓である。すなわち、震源から遠い海岸では、津波第1波は比較的小さく、「すずなみ」と呼ばれる。第1波から相当時間を経過して最大波高の波を経験することが多い。したがって、すずなみに気がついたなら、それから漁船を沖だししても間に合う。漁船を沖だしすることによって、漁船は海岸や海底に打ち付けられる事による損傷を免れることができる。また漁船が居住地に打ち上げられ、居住地での被害が拡大するのを防ぐことができる。現代の津波防災の立場から見ても理に叶った正しい判断である。

碑文で「安政・・」からは、文字の大きさが大きくなって本文が始まる。4日に「すずなみ」が来た後、5日に安政南海地震の本震による大地震を感じ大津波がおそった。伊田の海岸は「一同流失」つまり、すべて流失した。こう記した後に「今後、百四十年、百五十年の後まで用心せよ」と書き残している。文面には明記していないが、この僧・文瑞は明らかに147年前の宝永地震・津波（1707）を知っていて、将来もこの年代を経過すれば次の南海地震が来ることを予測し、この地に将来生まれてくるであろう子孫に向かって教訓を与えているのである。「後世のために、之を記す」と意志を明記している。原石碑の文字は、ほとんど崩し字が使われておらず、現代人にすら容易に判読可能である。またぢしん、しお、リウしつ、など漢字を使わず仮名で書いてある。64才の僧侶であれば、これらの漢字を知らないわけではないが、あえて仮名で書いてなるべく大勢の人に理解できるようとの配慮がうかがわれる。先人のやさしさを知ることができる石碑である。

(2) 土佐清水市中浜峠「池家墓碑」

津波石碑は、四国の海岸に数多く見られるが、ここに紹介する土佐清水市の中浜峠の墓碑は、地震前兆の記載のある珍しい碑文が刻んである。現在碑文はかなり摩耗損傷して読めないところもあるが、同地の池家の「今昔大變記」に碑文の全文の写しが記載されており、碑文の全体を知ることができる。まず墓碑の正面には中央に「南無阿弥陀仏」と大きな文字で記されており、その両側に細字で「嘉永七寅十一月五日申ノコク大地震。静否浦々大潮入流家死人夥シ」と書かれている。「静否」の2文字に注目したい。地震がおさまるやいなや、津波がやってきた、というのである。この土佐清水市中浜の近くまで海底地変を起こした震源域が迫っていたことを示している。この墓石の向かって左面の文章は次のようである。

「前日ヨリ潮色にごり津波入、並ニ井ノ水にごる。或は干かれる所も有、兼ねて心得べし。

是時諸人之悲歎難尽言語。よって為後世、謹建之。 中浜浦池道之助清澄」

すなわち、5日の南海地震の前日に海水の色が変わり、津波が入った。また井戸水がにごり、あるいは涸れる井戸もあった。ふだんから知っておくべき事である、というのである。現在の我々は、この前日の海の色の変化と津波は、5日の安政南海地震の前兆ではなく、東海地震によるものであることは知っている。しかし、井戸水にごり、あるいは涸れは安政東海地震とその津波の影響ではなく、本当にこの場所での南海地震の前兆を記したものであろう。南海地

震の直前予知を考える上で現代の我々にもヒントを与えてくれる貴重な碑文である。

この墓碑の右面には、宝永地震の記載がある。

「宝永四亥十月四日未ノ刻（14時）大地震。静否浦々大潮入コト三度流家死人夥シ。翌年子ノ年中少々ノ地震タエズ。大地震ノ時、火ヲケン家ヲ出ルコト第一ナリ。家ニシカレ焼死者多」

宝永地震のときには余震が1年以上続き、火事が起きた。地震の時は火を消すことを第1に心得よ、と子孫に教訓を残している。

(3) 須崎市池内の「宝永津浪溺死之墓」

須崎市は宝永、安政南海、昭和21年南海地震の3度の津波で、ともに最大被災地となった場所である。市街地の背後に糺ヶ池という池があり、市街地とこの池を結ぶ道路際に「宝永津浪溺死之墓」という石碑が建っている。安政南海津波の2年後、安政3（1856）年に古屋尉助が宝永地震津波の150年忌を記念して建てられた石碑である。武者（1951）の「日本地震史料」の459頁にその碑文の全文が掲載されている。その石碑文面は次のようである。

「此塚は昔宝永四年十月四日大地震して津浪起り、須崎の地にて四百余人溺死し、池の面に流れ寄り筏を組みたるが如くなるを、池の南地に長き杭を二行に掘り、死骸を埋め在りしを、今度百五十年忌の序（ついで）に此処に改葬するものなり。このことを営まんとする折しも、安政元年甲寅十一月五日又大ゆりして海溢れけるが、昔のことを聞き伝え且つ記録もあれば、人々思ひ当りて我先に山林に登りければ、昔の如く人損は無かりしなり。惟その中に船に乗り沖に出んとして逆巻浪に覆され三十人余死にたり。傷ましきことなり」。

この文によると、須崎では宝永津浪の犠牲者の供養の150回忌の準備をしているさなかに、安政南海地震を迎えた。須崎の人たちは宝永地震の津浪のことはよく知っていたので、地震が起きたときすぐ安政地震の直後、津浪のことを思い出して、我先に山へ避難した。このため、安政津波の時には津浪で死傷する人は出さずにすんだ。ただ残念なのは、船で避難しようとした人が、やってくる津波に船が転覆して30人余りの人が死んだことだ、というのである。須崎では宝永地震の教訓が見事にいかされて、安政南海地震による津波の犠牲者を最小限にとどめることができたのである。なぜ津波の時船で逃げようとした人が出たのかという疑問に答える形で、「宝永津浪溺死之墓」の文章は以下のように続く。

「何なれば衆に漏れて斯くはせしかと云に、昔語の中に山に登り落ち来る石に打たれ死し、沖に出たる者つつがなく帰りし者有を聞き、誤認ししものなり。早く出て沖にあるは知らず、そのときに当たりて船出せしことは難かるべし。戒むべき事にこそ」

つまり、なぜ津波の時にわざわざ危険な方向に向かうように船で逃げようとしたのだろうか。昔の地震（恐らく宝永地震であろう）の語り伝えの中に、山に逃げ登ろうとして落ちてくる石に打たれて死んだ人がいた、という話があった。一方、海の沖に出ていて津波の被害に遭わず無事に帰ってきた人の話も聞いた。このことを間違って解釈して、船に乗って沖に出れば安全と誤認したものである。もし地震の来る前から海の沖合に船で出ている人なら安全であっただろう。しかし、陸で地震を体験した人が、津波の難から逃れるために船出したのでは遅すぎる。

このことは十分注意すべき事だ、というのである。現代の津波の知識に照らしても全く正しい指摘である。

さらに石碑の文は後世の人のための教訓へと移っていく。次の文章が続く。

「地震すれば津浪は起きるものと思ひて、油断はすまじき事なり。されど揺り出すや否や浪の入るものにあらず。少々の間はあるものなれば、揺りの間を見計らひ、食物衣類の用意して、さて石の落ちざる高所を選びて遁（にげ）るべし。さりとして高山の頂まで登るにも及ばず。今度の浪も古市神母（いげ）の辺は屋敷の内へも入らず。昔伊勢が松にて数人助かりしといへば、津浪とてさのみ高きものにてもあらず」

地震があれば津波が来るものと考え、油断をしてはいけない。しかし、地震が揺れ始めるやいなや津波が来るものではない。地震から津波が来るまでには、少しは時間があるから、揺れの続いている間を見計らって、食物衣類の用意をして石の落ちてこない高所を選んでそこへ移動しなさい。そうはいつでも山の山頂まで登る必要はない。今度の津波でも古市神母の屋敷の中へは津波は入ってこなかったし、昔の津波（宝永地震の津波）でも「伊勢の松」にとりついて数人の人が助かったと聞き伝えている。津波によって海水があがってくる標高はせいぜいその程度なのだ、というのである。ここには現代の津波研究者の出る幕がないほど、完璧な津波の時の避難の心得が述べられている。石碑の末尾は次のようである。

「これら百五十年來二度までの例しなれば、考にも成るべきなり。いまここに此の當をなすの印、且つ後世もしかかる折りに逢わん人の心得にもなれかしと、衆議して石を立て、そのことを記さんことを余に請ふ。よつてそのあらましをあげて為に書き付くもの也」。

すなわち、150年に2回も同じようなことが起きたのだから、よく考えないといけない。つまり、将来もきっと同じことが繰り返して起こるであろうと考えるべきである。そこで今、後世もし同じ事を体験するであろう人の心得になってくれればと、みんなで議論してこの石碑を建て、地震津波の状況を記述してくださいと皆さんは私に頼んだ。そこで私はおよその状況を書いた文章を作ってこの石碑に書き付けることにしたのである。

石碑の文面は以上であるが、後世に生きる人が、いざ地震に遭遇し、津波の避難をする際の注意を書き記したこの文の作者古屋尉助の用意周到さと強い説得力には深く感動させられるものがある。「津波の時は高所に登れとは言つても、それほど高くまで登らなくてもいい」、「地震の揺れから津波が来るまで少し時間があるから、衣食を準備して落ち着いて逃げよ」など、注意の細かさに注目したい。恐らくこの石碑は、我が国の先人の残した災害教訓の中でも屈指の優れたものである、ということができよう。

(4) 土佐市宇佐の伝承

武者（1951）の273頁に「高知県下に於ける津浪災害予防施設について」という今村明恒の文章が載せられている。その内之浦（横波三里のこと）内外、宇佐（現土佐市宇佐）の項目に「五日夕刻より津浪襲来八、九度に及び、人家漂流、残る家僅かに六、七十軒、溺死の男女宇佐福島を合して七十余人なりしといふ。この際山に逃れたるものはつつがなく、衣食調度に留意したるもの、および船に乗りたる者は流死せり」という文章が載せられている。津波の時、山に逃げた者は無事であったが、衣類食料家財を気にかけて逃げ遅れた者、及び船で逃げようとし

た者は溺れ死んだ、というのである。この伝承が東大教授今村明恒によって採取された年代は恐らく昭和10年前後の年代と推定されるが、安政南海地震津波の後60年経過する頃まで、津波の時はよけいなことを考えずまっしぐらに山へ逃げよという教訓はこの地で伝えられてきたのである。

第6節 古代・中世の東海地震・南海地震の

伝承の中から〔都司〕

1. 地震津波の災害教訓の古い例・その1 — 「平家物語」の津波記事—

大きな地震津波の災害を経験したとき、それを後世の人に教訓として意識的に伝える、という行為は、日本人はいつの頃から始めたのであろうか。実は、津波の時には高いところへ避難せよという教訓を一番早く記録した文献は、意外なことに『平家物語』である。『祇園精舎の鐘の声』にはじまり、高校生必須の古典として名高い、あの平家物語である。その最後の方、平家の滅亡が記された直後、元暦2／文治元（1185）年7月9日に、京都、大津、奈良で諸寺の建物に被害を及ぼしたかなり大きな地震があった。「長門本・平家物語」によると、京都の白川で法勝寺九重の大塔の倒壊はじめ「神社仏閣皇居人家全き（無事）は一字もなし」などと記した後、「近国遠国もまたかくのごとし、山は崩れて河を埋み、海かたぶきて浜をひたし、岩われて谷に転び入り、洪水漲り来たらば、をかにあがりてなどかたすからざるべき」と述べられている。「海かたぶきて浜をひたし」はまさに津波の浜への来襲の表現であろう。当時津波という言葉はなかった。この後に現れる「洪水」も当然津波のことを指していると思われる。

「洪水漲り来たらば、をかにあがりてなどかたすからざるべき」。もし津波によって海水が満ちてきたら、どうして丘にあがってたすからないでおられようか。津波の時は当然、丘の高所にあがって避難すべきだ。

「長門本・平家物語」のこの文によって我々は知る。地震が起き、津波が襲ってきたときは、丘の高所に避難すべきだ、という災害教訓を初めて記した文献は「平家物語」であるということ。また更に、「理科年表」などの地震表には、近畿地方の内陸地震とされているこの元暦2／文治元（1185）年の地震は、実は南海地震の1つであった可能性があることを。ちなみに、理科年表では、康和南海地震（1099）の次の南海地震は、正平南海地震（1361）であって、この間262年もの間隔があいている。後世の南海地震が100年～150年ほどの間隔で起きているのに比べて間隔が開きすぎていて不自然である。元暦2／文治元（1185）年の地震が南海地震であれば、この前が86年間隔、後が176年間隔となって、「南海地震は100年～150年間隔」という法則性に乗ってくる。

2. 地震津波の災害教訓の古い例・その2

－明応7（1498）年東海地震による志摩国大津集落の高所移転－

三重県鳥羽市国崎（くざき）は志摩半島先端部海岸の鎧崎の基部に位置している小集落である。東海沖の海域に面しているため、歴代の東海地震の津波による被災を繰り返してきた。国崎は平安時代を通じて伊勢神宮の神戸として存続し続けたことが文献的に証明されている（都司、1999）。平安時代の末期、国崎の集落は、平野部の大津集落と、丘の上の国崎の2つの「神戸」、すなわち伊勢神宮の直轄領集落に分離した。この分離した「大津神戸」が、鎌倉時代を経て、南北朝時代にまで存続したことは、正中元（1324）年12月の「二所太神宮神人解案」及び「制止状」（「市史」、上巻、731頁）に「大津国崎神戸」とあること等から明らかである。この国崎から分離して平野部にあった大津が明応東海地震の津波によって壊滅する。すなわち、『鳥羽誌』（明治44（1911）年、曾我部市太編）の宝剣山常福寺の説明文に「旧時大津国崎の二神戸に分かれし時、此の寺大津に属し天通山と号す。明応七年八月海嘯のため、大津の地流失せしを以て字里谷に移す」とあるとおりである。さらに『増補・国崎神戸誌』には、「大津は（中略）明応七年八月津浪の為に荒廃し更に国崎と合併せりとの口碑を存す」と記されている。

大津にあった月読神社については、「旧月読ノ宮社、（中略）口碑に云。この社は往古大津神戸の氏神として奉祈せしが明応七年八月津浪の災後、大津神戸は移転して国崎神戸に合したるも当社はその境内社稀人神社とともに字大津の田圃の間に残存せしなり」と記されている。すなわち、神社だけは移転せず、田畑地に戻った旧大津の場所にそのまま存在している、というのである。

以上、明応津波（1498）によって大津神戸の集落が壊滅し、生存者たちは寺とともに国崎に合併移転し、もとの大津の市街地は放棄され田畑地に帰したことが判明する。

国崎は古来耕作地の面積が少なく、伊勢神宮への貢納物がアワビ、塩、鯛などの水産物であったことからわかるように、海からの産物の採取を主たる産業とする集落であった。にもかかわらず、居住地の標高が高いということは、日々の生業の不便を忍んで生活してきたことを意味する。

大津の集落は失われて500年余りを経過したが、そのあった場所は、江戸時代の絵図（「市史」所載）、地元伝承、月読神社の故地、小字名などから現代の地図上にその位置をほぼ推定しうる。国崎の集落を海岸に下り、海岸道路を西に進むと小さな川にかかった「大津橋」に出る。この川にそっては西に向かう小平野が開けている。この小平野が大津の故地である。地図でわかるように現在もこの小平野にはわずか1、2軒の家屋が点在するのみである。

この小平野は現在の国崎漁港をすぐ目の前に見る位置に広がっている。大津の原義は、「大きな港」である。国崎漁港は鎧岬の背後に位置し、岩礁群によって沖の荒波が防がれ天然の良港をなしている。この港のことを讃えて大津の名を生じたと考えて差し支えあるまい。当然、この小平野に居住地をおいた方が漁業を主産業とする生活には有利である。すなわち、この小平野の方が標高が低く漁港に近く、住居の敷地に供することのできるゆったりとした土地が得やすい。さらに、生活水を得やすく、背後地での農業にも便利である。しかるに、国崎の人々は明応地震津波（1498）以来500年余りにもわたって、大津の故地の小平野部に居住家屋を造らな

かった。土地の狭い、標高の高い国崎に不便を忍んで住み続けたのである。これはなぜであろうか。

その答えは自明であろう。明応津波の被災を体験した大津の人々は、平野部に居住地を作れば、将来大きな津波が起きれば集落が壊滅してしまう、という教訓を得た。その教訓を人々は500年余りの年月、決して忘れなかった。明応地震津波(1498)の生存者たちは、不便を承知で、高地居住して残った隣の国崎の本神戸の集落に合併し、ぎっしりと家を並べて住み始めた。寺もまた大津の故地をすて、岩の台地の上に移転した。こうして住民たちは、日常の不便と引き替えに、津波からの永遠の安全を得たのだ、と推定される。

明応地震から209年たった宝永4(1707)年10月4日の午後4時頃、国崎は宝永地震の津波に襲われた。この津波による被害は、国崎では漁具と漁船、及び田畑の被害のみにとどまり、家屋、人身の被害を生じなかった(「市史」)。

幕末の安政東海地震(1854)の津波では、国崎は「津波の特異点」となり、潮の高さは城山、坂森山を打ち越えて「彦間にて七丈五尺」(22.7m)であったと、「常福寺津波流失塔」の碑文に記されている。しかるに、その被害は、わずかに「家四軒、宮二軒」とどまり、溺死者も6名にとどまった。20m以上という大きな津波浸水高さに比して、非常に小さな被害にとどまった、ということができる。

以上のように、国崎の集落の高地移転は、江戸時代の2大津波に対しても、ともに大きな効果を発揮していたことが判明する。また、江戸時代のこれら2度の津波の経験が更に大津の低地へ住居を建ててはいけないという教訓への確信をかためさせたと推定される。

三陸海岸地方では明治三陸津波(1896)、あるいは昭和三陸津波(1933)の後、多数の集落が高地移転を実施している。漁業を主体とする日常生活の不便を忍んで現在まで高所居住を堅持している集落もあるが、中には永年のうちに不便に抗しきれず、あるいは防災意識が希薄化して低所に再移転し、海辺に集落を戻してしまった例もある。

いま、ここに取り上げた志摩国の国崎は、500年も昔に津波対策としての高地移転を実施し、現代まで守り通して、江戸時代には2度の大きな津波に際して極めて有効に災害軽減を達成した。鳥羽市国崎は、高所集落移転の非常に古い成功事例として、津波防災対策の見地から大きな賞賛に値するものであろう。

第7節 現代の津波予報技術の観点から〔西出〕

津波の人的被害は、津波に関する知識があれば、かなり軽減できる場合がある。安政南海地震の場合は、過去に同様の津波被害に遭っていることと、強い揺れを感じて大きな地震が発生したことは充分認識できたことから、少なくとも人的被害についてはかなり減らせたはずである。

さて、現代の大阪ではどうであろうか。

今、東南海地震、南海地震が発生したとすると、大阪の震度は5弱程度以上であるから、熟睡していても驚いて飛び起きるであろうし、地震発生2分後から震度速報で各地域ごとの震度が発表される。大きな震度の範囲が広域にわたって観測されていることから、とても大きな地震が近畿地方を中心に発生したことがわかるはずである。

数分後には、津波警報が発表される。南海地震の場合、予想される津波の高さは、2 m程度、大阪の津波予報区が一番早いところでは地震発生から30分後に津波が来ると発表されるであろう。大阪天保山（検潮所）への津波到達予想時間は約105分である。東南海地震の場合には、予想される津波の高さは、1 m程度、大阪の津波予報区の1番早いところでは地震発生から60分後に津波が来ると発表されるであろう。大阪天保山（検潮所）への津波到達予想時間は約120分である。

大地震の発生を認識し、津波予報発表から津波来襲まで十分な時間があるので、避難については問題ないはずである。しかし、この「十分な」が却って「あだ」とならないようにしなければならない。

津波来襲までにほとんど時間がなければ、とるものもとりあえず、命からがら逃げ、命だけでも助かって良かった、となるであろうが、なまじ時間があることがわかると、貴重品など財産を持ち出したいくなるのが人情である。こうなると、車いっぱい荷物積み、道路は大渋滞、あっという間に時間は過ぎて、助かるべき命も助からなくなる、といった最悪のシナリオも考えられる。

このような愚かな事態を避けるにはどうしたらよいであろうか。

まずは、いかに物的な被害を軽減できるか。避難にとっては十分な時間でも、物的被害の軽減に有効な水門の閉鎖は一部間に合わないと思う。これを少しでも改善し、物的損害を受ける範囲を少しでも減らせば、財産に引き寄せられて命を落とすケースも減らせるであろう。

もう1つは、綿密な避難計画の策定である。ただ単に、「すぐ避難」と言っても、住民が指示に従わないと割り切って、津波浸水予測図などに基づく地域ごとの物的被害の程度等に応じて、猶予時間の設定、自動車使用の可否、渋滞しないための避難経路の選択などができるかどうか。このような避難計画を実際に機能させることは難しいかもしれないが、一度、検討する必要があるのではないだろうか。

いずれにしても、津波災害の発生までまだ数十年以上対策を講じる期間があることと、地震が発生してから津波が来襲するまでに時間があるという、2つの意味で「考える時間」が与えられた大都市を襲う津波災害に、どのように賢く対処するか、試されているといえよう。